

主 文

- 1 主文別表 1 被告欄記載の各被告は，同別表原告欄記載の各原告に対し，同表連帯債務者欄に記載された被告と連帯して各原告に対応する同表認容額欄記載の金員及び認容額（ただし，遅延損害金元金欄に記載がある場合は，うち遅延損害金欄記載の金額）に対する起算日欄記載の日から支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。
- 2 主文別表 2 原告欄記載の各原告は，被告 1 に対し，各原告に対応する同表認容額欄記載の金員及び遅延損害金元金欄記載の金額に対する起算日欄記載の日から支払済みまで年 1 4 . 6 %の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 4 原告らの被告 1 に対する債務不存在確認の訴えをいずれも却下する。
- 5 被告 1 のその余の反訴請求を棄却する。
- 6 被告 1 の S に対する請求を棄却する。
- 7 訴訟費用は，別紙訴訟費用負担表のとおりとする。
- 8 この判決は第 1， 2 項に限り，仮に執行することができる。

事 実

以下では，別紙略語表記載の略称を使用する。

第 1 当事者の求めた裁判

(甲事件)

1 請求の趣旨

(主位的請求)

- (1)ア 被告 1 及び被告 4 は，原告 1 に対し，連帯して 1 4 3 万 6 0 0 0 円及びこれに対する平成 1 5 年 2 月 1 0 日から支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払え。
- イ 被告 1 及び被告 4 は，原告 2 に対し，連帯して 1 0 万円及びこれに対する平成 1 5 年 2 月 1 0 日から支払済みまで年 5 %の割合による金員を支払

え。

- (2) 被告1は、原告3に対し、191万9900円及びうち130万8340円に対する平成17年7月27日から、うち61万1560円に対する平成17年7月25日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (3) 被告1は、原告4に対し、284万3020円及びこれに対する平成17年5月31日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (4) 被告1は、原告5に対し、181万5780円及びうち69万0940円に対する平成17年1月8日から、うち68万9680円に対する平成17年1月28日から、うち43万5160円に対する平成17年2月3日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (5) ア 被告1及び被告7は、原告6に対し、連帯して342万2620円及びうち192万8660円に対する平成15年2月4日から、うち149万3960円に対する平成15年6月25日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 被告1及び被告7は、原告7に対し、連帯して20万円及びうち10万円に対する平成15年2月4日から、うち10万円に対する平成15年6月25日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- ウ 被告1は、原告6に対し、504万6760円及びうち361万3280円に対する平成17年2月4日から、うち143万3480円に対する平成18年10月19日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- エ 被告1は、原告7に対し、20万円及びうち10万円に対する平成17年2月4日から、うち10万円に対する平成18年10月19日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (6) 被告1は、原告8に対し、168万7600円及びこれに対する平成18年4月25日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

- (7)ア 被告1は、原告40に対し、301万0600円及びこれに対する平成18年10月24日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 被告1は、原告41に対し、10万円及びこれに対する平成18年10月24日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (8)ア 被告1は、原告9に対し、281万9480円及びこれに対する平成17年11月16日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 被告1は、原告10に対し、10万円及びこれに対する平成17年11月16日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (9)ア 被告1は、原告11に対し、369万2720円及びうち176万1080円に対する平成17年8月24日から、うち39万3980円に対する同年12月5日から、うち117万8960円に対する平成18年3月3日から、うち35万8700円に対する同月31日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 被告1は、原告12に対し、40万円及びうち10万円に対する平成17年8月24日から、うち10万円に対する同年12月5日から、うち10万円に対する平成18年3月3日から、うち10万円に対する同月31日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (10)ア 被告1は、原告42に対し、89万3800円及びこれに対する平成17年5月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 被告1は、原告43に対し、10万円及びこれに対する平成17年5月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (11) 被告1は、原告13に対し、164万3500円及びこれに対する平成17年11月4日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (12) 被告1は、原告14に対し、44万3980円及びこれに対する平成14年10月21日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- (13) 被告1は、原告15に対し、82万3240円及びこれに対する平成15

年3月11日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(14)ア 被告1及び被告3は、原告16に対し、連帯して285万4760円及びこれに対する平成15年11月10日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 被告2は、原告16に対し、285万4760円及びこれに対する平成15年11月10日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

ウ 被告1は、原告16に対し、95万7200円及びこれに対する平成16年4月21日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

エ 被告1及び被告3は、原告17に対し、連帯して10万円及びこれに対する平成15年11月10日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

オ 被告2は、原告17に対し、10万円及びこれに対する平成15年11月10日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

カ 被告1は、原告17に対し、10万円及びこれに対する平成16年4月21日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(15) 被告1及び被告5は、原告18に対し、連帯して84万0880円及びこれに対する平成13年3月8日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(16) 被告1及び被告6は、原告19に対し、連帯して67万3300円及びこれに対する平成15年11月7日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(17) 被告1及び被告5は、原告20に対し、連帯して85万8520円及びこれに対する平成17年1月25日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(18)ア 被告1及び被告5は、原告21に対し、連帯して85万2620円及びこれに対する平成16年8月24日から支払済みまで年5%の割合による

金員を支払え。

イ 被告1及び被告5は、原告22に対し、連帯して10万円及びこれに対する平成16年8月24日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(19)ア 被告1及び被告8は、原告23に対し、連帯して303万6200円及びこれに対する平成19年6月26日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 被告1及び被告8は、原告24に対し、連帯して10万円及びこれに対する平成19年6月26日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(20)ア 被告1は、原告25に対し、234万3200円及びこれに対する平成17年9月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 被告1は、原告26に対し、10万円及びこれに対する平成17年9月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(21)ア 被告1は、原告27に対し、40万5320円及びこれに対する平成15年6月10日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 被告1は、原告28に対し、10万円及びこれに対する平成15年6月10日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(22) 被告1は、原告29に対し、239万7440円及びうち135万2440円に対する平成16年8月30日から、うち104万5000円に対する平成16年9月3日から各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(23) 被告1は、原告30に対し、50万5720円及びこれに対する平成15年4月15日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(24) 被告1は、原告31に対し、210万3000円及びうち49万1000円に対する平成14年11月27日から、うち36万7520円に対する平成15年7月11日から、うち124万4480円に対する同年8月8日か

ら、各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(25) 被告1は、原告32に対し、180万2260円及びこれに対する平成14年2月28日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(26) ア 被告1は、原告33に対し、117万0140円及びこれに対する平成13年4月19日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 被告1は、原告34に対し、10万円及びこれに対する平成13年4月19日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

ウ 被告1は、原告35に対し、10万円及びこれに対する平成13年4月19日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

エ 被告1は、原告36に対し、10万円及びこれに対する平成13年4月19日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(27) 被告1は、原告37に対し、165万2320円及びこれに対する平成13年7月9日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(28) ア 被告1は、原告38に対し、113万0450円及びこれに対する平成17年2月9日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 被告1は、原告39に対し、123万0450円及びこれに対する平成17年2月9日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(29) 訴訟費用は被告らの負担とする。

(30) (1)から(28)につき仮執行宣言

(予備的請求)

(1) ア 被告1は、原告1に対し、80万円8500円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告1と被告1との間で、平成15年2月10日付け原告1と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告2と被告1との間で、平成15年2月10日付け原告1と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認

する。

(2)ア 被告1は、原告3に対し、65万9610円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告3と被告1との間で、平成17年7月25日付け及び同月27日付け原告3と被告1間の各リース契約による各リース料支払債務が存在しないことを確認する。

(3)ア 被告1は、原告4に対し、101万2305円及びこれに対する平成20年4月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告4と被告1との間で、平成17年5月31日付け原告4と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(4)ア 被告1は、原告5に対し、151万5780円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告5と被告1との間で、平成17年1月8日付け、同月28日付け及び同年2月3日付け原告5と被告1間の各リース契約による各リース料債務が存在しないことを確認する。

(5)ア 被告1は、原告6に対し、472万5735円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告6と被告1との間で、平成15年2月4日付け、同年6月25日付け、平成17年2月4日付け及び平成18年10月19日付け原告6と被告1間の各リース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告7と被告1との間で、平成15年2月4日付け、同年6月25日付け、平成17年2月4日付け及び平成18年10月19日付け原告6と被告1間の各リース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(6)ア 被告1は、原告8に対し、22万0500円及びこれに対する平成20

年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告8と被告1との間で、平成18年4月25日付け原告8と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

(7)ア 原告40と被告1との間で、平成18年10月24日付け原告40と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

イ 原告41と被告1との間で、平成18年10月24日付け原告41と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(8)ア 被告1は、原告9に対し、72万5340円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告9と被告1との間で、平成17年11月16日付け原告9と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告10と被告1との間で、平成17年11月16日付け原告9と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(9)ア 被告1は、原告11に対し、92万7780円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告11と被告1との間で、平成17年8月24日付け、同年12月5日付け、平成18年3月3日付け及び同月31日付け原告11と被告1間の各リース契約による各リース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告12と被告1との間で、平成17年8月24日付け、同年12月5日付け、平成18年3月3日付け及び同月31日付け原告11と被告1間の各リース契約による各リース料債務の連帯が存在しないことを確認する。

(10)ア 被告1は、原告42に対し、17万6400円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告42と被告1との間で、平成17年5月27日付け原告42と被告

1 間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告 4 3 と被告 1 との間で、平成 1 7 年 5 月 2 7 日付け原告 4 2 と被告 1 間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(11)ア 被告 1 は、原告 1 3 に対し、3 6 万 7 5 0 0 円及びこれに対する平成 2 0 年 2 月 2 7 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員を支払え。

イ 原告 1 3 と被告 1 との間で、平成 1 7 年 1 1 月 4 日付け原告 1 3 と被告 1 間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

(12)ア 被告 1 は、原告 1 4 に対し、9 万 4 1 8 5 円及びこれに対する平成 2 0 年 2 月 2 7 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員を支払え。

イ 原告 1 4 と被告 1 との間で、平成 1 4 年 1 0 月 2 1 日付け原告 1 4 と被告 1 のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

(13)ア 被告 1 は、原告 1 5 に対し、4 8 万 2 1 6 0 円及びこれに対する平成 2 0 年 2 月 2 7 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員を支払え。

イ 原告 1 5 と被告 1 との間で、平成 1 5 年 3 月 1 1 日付け原告 1 5 と被告 1 間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

(14)ア 被告 1 は、原告 1 6 に対し、2 1 4 万 4 5 2 0 円及びこれに対する平成 2 0 年 2 月 2 7 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員を支払え。

イ 原告 1 6 と被告 1 との間で、平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日付け及び平成 1 6 年 4 月 2 1 日付け原告 1 6 と被告 1 の各リース契約による各リース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告 1 7 と被告 1 との間で、平成 1 5 年 1 1 月 1 0 日付け及び平成 1 6 年 4 月 2 1 日付け原告 1 6 と被告 1 の各リース契約による各リース料債務の各連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(15)ア 被告 1 は、原告 1 8 に対し、6 4 万 8 4 8 0 円及びこれに対する平成 2 0 年 2 月 2 7 日から支払済みまで年 5 % の割合による金員を支払え。

イ 原告18と被告1との間で、平成13年3月8日付け原告18と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

(16)ア 被告1は、原告19に対し、21万8400円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告19と被告1との間で、平成15年11月7日付け原告19と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

(17)ア 被告1は、原告20に対し、12万6420円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告20と被告1との間で、平成17年1月25日付け原告20と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

(18)ア 被告1は、原告21に対し、31万5315円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告21と被告1との間で、平成16年8月24日付け原告21と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告22と被告1との間で、平成16年8月24日付け原告21と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(19)ア 被告1は、原告23に対し、24万8850円及びこれに対する平成20年4月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告23と被告1との間で、平成19年6月26日付け原告23と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告24と被告1との間で、平成19年6月26日付け原告23と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(20)ア 被告1は、原告25に対し、16万3800円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告25と被告1との間で、平成17年9月29日付け原告25と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告26と被告1との間で、平成17年9月29日付け原告25と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(21)ア 被告1は、原告27に対し、20万2335円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告27と被告1との間で、平成15年6月10日付け原告27と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

ウ 原告28と被告1との間で、平成15年6月10日付け原告27と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(22)ア 被告1は、原告29に対し、74万3820円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告29と被告1との間で、平成16年8月30日付け及び同年9月3日付け原告29と被告1間の各リース契約による各リース料債務が存在しないことを確認する。

(23)ア 被告1は、原告30に対し、19万3200円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告30と被告1との間で、平成15年4月15日付け原告30と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

(24)ア 被告1は、原告31に対し、99万8970円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

イ 原告31と被告1との間で、平成14年11月27日付け、平成15年7月11日付け及び同年8月8日付け原告31と被告1間の各リース契約による各リース料債務が存在しないことを確認する。

- (25)ア 被告1は、原告32に対し、117万5340円及びこれに対する平成20年4月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 原告32と被告1との間で、平成14年2月28日付け原告32と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。
- (26)ア 被告1は、原告33に対し、100万0125円及びこれに対する平成20年4月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 原告33と被告1との間で、平成13年4月19日付け原告33と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。
- ウ 原告34と被告1との間で、平成13年4月19日付け原告33と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。
- エ 原告35と被告1との間で、平成13年4月19日付け原告33と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。
- オ 原告36と被告1との間で、平成13年4月19日付け原告33と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。
- (27)ア 被告1は、原告37に対し、116万4240円及びこれに対する平成20年4月29日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 原告37と被告1との間で、平成13年7月9日付け原告37と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。
- (28)ア 被告1は、原告38に対し、27万0112円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- イ 被告1は、原告39に対し、27万0113円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- ウ 原告39及び原告38と被告1との間で、平成17年2月9日付け原告

38及び原告39被相続人と被告1間のリース契約によるリース料債務が存在しないことを確認する。

エ 原告39と被告1との間で、平成17年2月9日付け原告38及び原告39被相続人と被告1間のリース契約によるリース料債務の連帯保証債務が存在しないことを確認する。

(29) 訴訟費用は被告らの負担とする。

(30) (1)ないし(28) (ただし, (7)を除く) の各アにつき仮執行宣言

2 請求原因に対する認否

(1) 被告1

ア 原告らの被告1に対する請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告らの負担とする。

(2) 被告4

ア 原告1及び原告2の被告4の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告1及び原告2の負担とする。

(3) 被告7

ア 原告6及び原告7の被告7に対する請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告6及び原告7の負担とする。

(4) 被告3

ア 原告16及び原告17の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告16及び原告17の負担とする。

(5) 被告6

ア 原告19の請求を棄却する。

イ 訴訟費用は原告19の負担とする。

(6) 被告5

ア 原告18,原告20,原告21及び原告22の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告18,原告20,原告21及び原告22の負担とする。

(7) 被告 8

ア 原告 2 3 及び原告 2 4 の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告 2 3 及び原告 2 4 の負担とする。

(8) 被告 2

ア 原告 1 6 及び原告 1 7 の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告 1 6 及び原告 1 7 の負担とする。

(乙事件)

1 請求の趣旨

(1) 原告 1 及び原告 2 は、被告 1 に対し、連帯して 5 7 万 7 5 0 0 円及びうち 5 5 万円に対する平成 1 8 年 2 月 7 日から支払済みまで年 1 4 . 6 % の割合による金員を支払え。

(2) 原告 3 は、被告 1 に対し、1 0 6 万 0 2 9 0 円及びうち 1 0 0 万 9 8 0 0 円に対する平成 1 9 年 1 2 月 5 日から支払済みまで年 1 4 . 6 % の割合による金員を支払え。

(3) 原告 4 は、被告 1 に対し、1 7 3 万 0 7 1 5 円及びうち 1 6 4 万 8 3 0 0 円に対する平成 2 0 年 1 月 5 日から支払済みまで年 1 4 . 6 % の割合による金員を支払え。

(4) 原告 6 及び原告 7 は、被告 1 に対し、連帯して 3 5 4 万 3 6 4 5 円及びうち 3 3 7 万 4 9 0 0 円に対する平成 1 9 年 8 月 7 日から支払済みまで年 1 4 . 6 % の割合による金員を支払え。

(5) 原告 8 は、被告 1 に対し、1 3 6 万 7 1 0 0 円及びうち 1 3 0 万 2 0 0 0 円に対する平成 1 9 年 3 月 6 日から支払済みまで年 1 4 . 6 % の割合による金員を支払え。

(6) 原告 4 0 及び原告 4 1 は、被告 1 に対し、連帯して 2 9 1 万 0 6 0 0 円及びうち 2 7 7 万 2 0 0 0 円に対する平成 1 8 年 1 2 月 5 日から支払済みまで年 1 4 . 6 % の割合による金員を支払え。

- (7) 原告9及び原告10は、被告1に対し、連帯して204万4140円及びうち194万6800円に対する平成19年10月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (8) 原告11及び原告12は、被告1に対し、連帯して112万9590円及びうち107万5800円に対する平成19年10月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員、並びに、143万5350円及びうち136万7000円に対する平成19年11月6日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (9) 原告42及び原告43は、被告1に対し、連帯して61万7400円及びうち58万8000円に対する平成18年10月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (10) 原告13は、被告1に対し、117万6000円及びうち112万円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (11) 原告14は、被告1に対し、24万9795円及びうち23万7900円に対する平成16年10月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (12) 原告15は、被告1に対し、24万1080円及びうち22万9600円に対する平成19年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (13) Sは、被告1に対し、24万1080円及びうち22万9600円に対する平成19年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (14) 原告16及び原告17は、被告1に対し、連帯して156万7440円のうち149万2800円に対する平成19年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

- (15) 原告18は、被告1に対し、9万7020円及びうち9万2400円に対する平成19年5月8日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (16) 原告19は、被告1に対し、35万4900円及びうち33万8000円に対する平成18年8月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (17) 原告20は、被告1に対し、63万2100円及びうち60万2000円に対する平成18年4月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (18) 原告21及び原告22は、被告1に対し、連帯して48万7305円及びうち46万4100円に対する平成19年6月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (19) 原告23及び原告24は、被告1に対し、連帯して273万7350円及びうち260万7000円に対する平成20年1月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (20) 原告25及び原告26は、被告1に対し、連帯して212万9400円及びうち202万8000円に対する平成18年5月9日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (21) 原告27及び原告28は、被告1に対し、連帯して15万2985円及びうち14万5700円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (22) 原告29は、被告1に対し、145万3620円及びうち138万4400円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。
- (23) 原告30は、被告1に対し、21万2520円及びうち20万2400円に対する平成18年9月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金

員を支払え。

(24) 原告31は、被告1に対し、95万4030円及びうち90万8600円に対する平成18年10月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

(25) 原告32は、被告1に対し、52万6920円及びうち50万1828円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

(26) 原告33は、被告1に対し、12万0015円及びうち11万4300円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を、原告34は、被告1に対し、原告33と連帯して、6万0007円及びうち5万7149円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を、原告35及び原告36は、被告1に対し、原告33と連帯して、3万0003円及びうち2万8547円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

(27) 原告37は、被告1に対し、38万8080円及びうち36万9600円に対する平成18年11月7日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

(28) 原告38は、被告1に対し、原告39と連帯して81万0337円及びうち77万1750円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を支払え。

(29) 原告39は、被告1に対し、162万0675円及びうち154万3500円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を（ただし、81万0337円及びうち77万1750円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による金員の限度で原告38と連帯して）支払え。

(30) 訴訟費用は原告らの負担とする。

(31) 仮執行宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

(1) 被告1の請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は被告1の負担とする。

第2 当事者の主張

(甲事件)

1 被告1に対する請求（請求原因）

(1) 故意、かつ、作為による不法行為

ア 加害行為の主体（各提携販売店の行為との同一視）

被告1は、リース契約の当事者として、リース契約の相手方となる顧客に対して、リース物件の性質、内容及び金額等を含む契約内容を直接説明した上で、当該顧客とリース契約書を取り交わすことが必要であるが、各提携販売店は、被告1とのリース業務提携契約に基づき、被告1に代わって、顧客に対する説明（リース契約締結の勧誘を含む。）及び契約締結のための事務手続等（顧客からのリース契約書及び必要書類の受領並びに顧客へのリース契約承諾通知等）を行っていた（リース業務提携契約書1条及び3条等）。

被告1は、各提携販売店に契約締結の事務手続等を行わせることにより、被告1単独では締結することができないリース契約を獲得して利益を上げ、各提携販売店も、被告1のリース契約書を利用することで、各提携販売店単独では販売が困難な顧客に対してリース契約を用いて販路を拡大し利益を得た。

以上のようなリース業務提携契約という特殊なビジネスモデルにおいては、各提携販売店が、リース契約を利用して販売を行い、かつ、リース契約締結業務を一部ないし全部行うことにより、被告1と各提携販売店はともに利益を上げているのであるから、被告1と各提携販売店は、相互に利

用補充し合う関係にあり、かつ、相互に不可欠な共同体であった。特に、いわゆる逆算リースが認められている場合、その利用補充関係はより一層明白である。

したがって、各提携販売店のリース契約締結に関する違法な勧誘等は、被告1の行為と同一視されるべきである。

イ 各提携販売店の故意及び加害行為

別紙主張事実整理表の原告勧誘態様欄記載のとおり、各提携販売店は、原告らに対し、リース契約締結について、この電話機は使えなくなる、前のリース料を払わなくてもいいようにする等の違法な勧誘を行い、不要なリース物件に関する不相当に高額なリース契約を締結させ、リース料相当の損害を発生させた。

ウ 被告1の責任と各提携販売店の責任の関係

上記のとおり、各提携販売店の故意、かつ、作為による不法行為は被告1の故意、かつ、作為の不法行為と同視されるが、これらは同一の社会的事実を責任帰属という効果に着目して複眼的に評価するものであるから、不真正連帯債務の関係に立つ。

(2) 故意、かつ、不作為による不法行為（違法な勧誘及び契約内容の黙認）

ア 作為義務（違法行為確認義務）の存在

リース会社が各提携販売店にリース契約締結の事務手続を行わせる場合、各提携販売店は、契約獲得のために違法な勧誘行為を行い、また、違法な内容の契約を締結させることが多々あることから（取引の危険性）、被告1は、顧客に対して、信義則上、各提携販売店が違法な勧誘方法や違法な内容の契約締結を行っていないかを常に確認する義務を負う。

イ 作為義務違反

各提携販売店の行為の違法性は、各提携販売店が行う勧誘方法・状況と契約内容の両面から相関的に判断されるべきところ、以下(ア)(イ)の両面か

ら、被告1が上記アの義務に違反しているといえる。

(ア) 各提携販売店が違法な勧誘をしている点について

被告1は、自らが一方当事者となる契約において、直接顧客と電話又は面談する等して、各提携販売店が違法な勧誘を行った事実がないか、当該リース契約締結を希望するに至った目的は何か、各提携販売店からどのような説明を受けたのか、特に旧リース契約の解約金が上乗せされている場合には、その事実を認識しているか、なぜ旧リース契約を解約するに至ったのかなどの事実を確認することは容易であったにもかかわらず、各提携販売店の違法な勧誘を黙認した（むしろ助長させた）のであるから、上記義務に違反したというべきである。

(イ) 各提携販売店が市場価格を著しく上回る価格で不要・不急のリース物件を販売している点について

被告1は、リース契約を締結する物件について市場価格を調査し、市場価格からかけ離れた価格によるリース契約の締結を行わなければよいのであるから、結果回避可能性がある。

また、被告1は、市場価格の調査を怠り、また、逆算リースを許す等して、もって市場価格とかけ離れた価格によるリース契約の締結を黙認した（むしろ助長させた）のであるから、上記義務に違反したというべきである。

物件価格に旧リース料が含まれる場合であっても、旧リース契約が期間途中で解約されたことや多額のリース料が無断で上乗せされている事実それ自体が、不当な契約であることを推認させる事情であるというべきである。

ウ 損害発生への認識・認容

被告1は、各提携販売店の違法な勧誘態様や不要・不急のリース物件が市場価格を著しく上回る価格で販売されていることを認識していたのであ

るから、これにより顧客が損害を被ることを認識及び認容していたというべきである。

エ 被告1の責任と各提携販売店の責任の関係

各提携販売店の違法な勧誘行為があっても、被告1は契約締結を拒否すれば、原告らが損害を被ることはなく、また、各提携販売店に違法な勧誘行為がなければ、被告1のチェックシステムが機能しなかったとしても、やはり原告らが損害を被ることはなかったのであるから、被告1の行為と各提携販売店の行為は相互に利用補充し合う関係にある共同不法行為であり、両者の責任は不真正連帯債務の関係に立つ。

(3) 過失による不法行為（販売店管理義務違反）

ア リース会社の保護義務ないし配慮義務の存在

リース会社が各提携販売店にリース契約締結の事務手続を行わせる場合、各提携販売店は、契約獲得のために違法な勧誘行為を行い、また違法な内容の契約を締結させることが多々ある。

また、割賦購入あっせん（現行法では包括信用購入あっせんをいう。）の場合には、クレジット会社は、販売店が違法行為を行う危険性が高いことから、顧客の契約締結意思の確認を厳正に行うこととされ、加盟店契約締結時には販売店が取り扱う商品及び役務の内容並びに販売方法等を十分に把握し、加盟店契約締結後も調査を継続し、加盟店に対して商品の円滑な供給を適正に行うよう指導することが求められるなどの各種行政上の規制（通達、割賦販売法の改正なども含む。）を受け、これによる義務を負う地位にある。被告1はリース業務提携契約の法形式を用いているが、その取引の経済的実体は、消費者の側から見れば、割賦購入あっせんやクレジット契約とほとんど同じであるから、被告1は、信義則上、クレジット会社が負う各種行政上の規制と同様の規制を受け、これによる義務を負う地位にあるというべきである。

したがって、被告1は、信義則上、各提携販売店の管理につき、リース契約の勧誘方法及び営業実態を厳正に監督し、各提携販売店の違法な勧誘行為を防止して顧客らに不測の損害を与えることのないように配慮する義務を負う。

イ リース会社の保護義務ないし配慮義務違反

前記アのとおり、被告1は、以下のとおり、クレジット会社及び信販会社と同様の保護義務ないし配慮義務を負うにもかかわらず、これを怠った。

(ア) 通常業務に関する義務違反について

- a 被告1には、①リース業務提携契約締結時、各提携販売店が取り扱うリース物件及び勧誘方法等を把握し、②リース業務提携契約締結以後、リース対象物件の売買代金及びリース料について、多額の旧リース料が上乘せされている等の事情を含め、その水準が他の同種の物件と比較して適正な範囲内であるかを把握し、その他勧誘方法について違法の疑いがある場合（場合によっては、直接顧客に勧誘方法等を確認するなどして把握することを含む。）には、提携販売店に対して適切な勧誘を行い適切な契約を締結させるよう指導する義務があったが、これを怠った。特に、逆算リースを許している場合、上記義務の怠りは顕著である。
- b 被告1には、顧客に対して契約締結意思の確認を厳格に行い、契約締結意思に疑義がある場合には適切に対応する義務があったが、これを怠った。
- c 被告1には、顧客とのリース契約を締結するに当たり、顧客に対し、リースは中途解約禁止であること、リース料総額がいくらであるか等のリース契約の特殊性（特に不利益事実）について、面談又は電話により直接明確に説明する義務があったが、被告1はこれを説明しなかった。

d 被告1には、顧客から販売店の勧誘方法等に関する苦情があった場合にはその内容を調査し、各提携販売店を指導する義務があったが、被告1はこれを怠った。

e 被告1には、各提携販売店に対し、直接に審査及び管理することなく、実質的な販売店等を各提携販売店と同様に取り扱うこと（いわゆる枝番・子番）を原則として禁止し、実質的な販売店を発見した場合には適切に是正する義務があったが、被告1はこれを怠った。

(イ) 管理体制の整備義務違反について

被告1には、遅くとも本件各リース契約締結以前に、①各提携販売店の管理について、各提携販売店に対する顧客の苦情・相談内容や消費者トラブルの実態を速やかに把握しうる体制を整備し、②顧客等からの各提携販売店についての苦情・相談内容に関する情報を全社的に広く共有化することを図り、③顧客に対するアンケートを実施し、また消費者センターを定期的に訪問して情報収集を行うなど、加盟店に関する苦情・相談の内容について十分調査・分析を行い、必要に応じ提携販売店の管理にかかる措置を見直し、その厳格な実施に努めて、顧客との間で締結された違法なリース契約（内容だけでなく、勧誘方法の違法も含む。）を把握した場合には、速やかにこれを無条件解除することを含め適切に是正できる体制を整える義務があった。

しかし、被告1は上記管理体制を整えていなかった。

ウ 被告1の責任と各提携販売店の責任の関係

各提携販売店の違法な勧誘行為があっても、被告1がこれを看過しなければ、原告らが損害を被ることはなく、また、各提携販売店が違法な勧誘行為さえしなければ、被告1のチェックシステムが機能しなかったとしても、やはり原告らが損害を被ることはなかったのであるから、被告1の行為と各提携販売店の行為は相互に利用補充し合う関係にあるから共同不法

行為に当たり、両者の責任は不真正連帯債務の関係に立つ。

(4) 情報提供義務違反による不法行為責任ないし債務不履行責任

ア リース会社の情報提供義務の存在

リース契約は、個人及び零細な事業者にとって日常生活ないし日常業務の中で利用する頻度が少なく、その契約内容は金融的側面や租税上の効果などを含めて複雑なものであって、リース契約の内容自体も中途解約禁止や瑕疵担保責任の免責などリース会社に有利な規定が置かれ、顧客が損害を被る危険性が高く、また各提携販売店の戸別訪問によって締結される電話機等のリース契約においては、各提携販売店の従業員らによる違法又は不適切な勧誘行為によって顧客が損害を被る危険性も高い（契約内容の複雑性、取引の危険性や当事者の被る不利益の程度など）。

リース会社がリース契約の内容について熟知する専門業者であるのに対して、顧客は、リース契約の仕組み、リース料の算定根拠や契約の中途解約禁止や販売店が旧リース契約を中途解約する際の仕組みなどのメリット・デメリットに関する十分な知識を有しておらず、特に提携リースにおいては、顧客が金融的側面に着目してリース契約を利用する場合とは異なり、各提携販売店が顧客に勧誘行為を行い、リース契約締結に至ることが通常であるから、典型的に顧客がリース契約の性質やメリット・デメリットを含む契約の内容を理解していないことが多い（情報の偏在など）。

したがって、リース会社である被告1は、顧客である原告らに対し、信義則上、リース契約締結勧誘段階においては各提携販売店を通じて、商品の内容・性能やリース契約のメリットやデメリットを含む契約の内容、リース料に旧リース契約解約金が含まれているか等について虚偽の説明をしてはならないだけでなく、これらを秘匿することなく説明をする義務を負い、リース契約締結段階においては、自社でリース契約の内容について再度説明を行うとともに、それまでに行われた各提携販売店の勧誘や営業活

動の適法性を事後的に確認し、不適切な勧誘などがあった場合には是正する義務を負っているというべきである。

なお、本件では被告1が各提携販売店と提携リース契約を締結した事案であるから、上記情報提供義務は被告1が負い、その履行は各提携販売店を通じて行うべきものである。

イ リース会社の情報提供義務違反

(ア) 勧誘段階の情報提供義務違反

各提携販売店は、「電話代が安くなる」、「電話が使えなくなる」、「現在支払っているリース料がなくなる」などと言って、あたかも電話機等をリース契約によって交換ないし新たに設置すれば、電話代が安くなったり、電話機が使えなくなるようなことがなくなったり、他のリース契約におけるリース料金がなくなるなどのメリットがあるかのような説明をし、リース契約の目的物の性能等に関して虚偽の説明をし、「旧リース違約金の上乗せ」、「中途解約禁止」、「瑕疵担保免責」といった不利益な事実を告げなかった。

(イ) 契約締結段階の情報提供義務違反

被告1は、契約締結段階で、各契約者に対して、検収確認や契約意思確認のために電話をした際、仮に契約書の表面に記載された契約内容の確認を行っていたとしても、契約意思形成過程における契約目的や各提携販売店の従業員の勧誘行為の適切さなどについて確認をしなかった。

このように、被告1は、各提携販売店の従業員の勧誘行為の適切さについて知り得る機会があり、数点質問をすれば容易に知り得たにもかかわらず、これを怠ったものである。

(5) 被告1の使用者責任

ア 実質的な指揮監督関係

(ア) 指揮監督の対象たる被用者は自然人に限られるわけではなく、法人と

法人が事実上の指揮監督関係にある場合も使用者責任が生じる。

各提携販売店にはリース提携契約に基づき様々な義務が課され、それらに違反した場合には、被告1は解除権を行使することができる。解除権の行使によりリース業務提携契約が解消されると、各提携販売店は、取引の機会を失い、倒産の危機に陥るから、上記解除権を有する被告1は各提携販売店を事実上指揮監督する関係にあるというべきである。

(イ) 指揮監督関係は、使用者が被用者を実際に指揮監督していたか否かにより判断されるのではなく、指揮監督すべき地位が実質的に使用者に認められるか否かにより判断されるべきである。そして、企業同士の場合には、経済的社会的な支配従属関係にあり、ある企業が他の企業の本来業務又は付随関連業務を遂行している場合には、指揮監督関係が認められるべきである。

上記のとおり、各提携販売店にはリース提携契約に基づき様々な義務が課されていることに鑑みれば、被告1は各提携販売店の業務を支配する関係にあるというべきである。

また、前記(1)アのとおり、各提携販売店は、リース契約を利用した販売行為をしているだけでなく、リース契約締結業務の一部又は全部を行っているのであるから、被告1の業務又はこれに付随する業務を行っているというべきである。

以上に加えて、経済産業省がリース事業協会に行政指導をして、同協会が受け入れたことを考慮すれば、被告1と各提携販売店の間には、指揮監督関係があるというべきである。

イ 各提携販売店の違法な勧誘行為

別紙主張事実整理表の原告欄記載のとおり、各提携販売店は、原告らに対して、リース契約締結について違法な勧誘を行い、不要なリース物件について不相当に高額なリース契約を締結させ、リース料相当の損害を発生

させた。

ウ 被告1の責任と各提携販売店の責任の関係

被告1の責任と各提携販売店の責任は、使用者の責任と被用者固有の不法行為責任の関係にあるから、両者は不真正連帯債務の関係に立つ。

(6) 予備的主張（既払リース料の返還及び未払リース料支払債務の不存在）

ア 詐欺に基づくリース契約の取消し又は錯誤による無効

(ア) 原告らは、被告1の代理人又は使者であった各提携販売店（各提携販売店からと代理店契約等を締結した販売店も含む。）の従業員から、別紙主張事実整理表の原告欄「勧誘態様」欄記載のとおり勧誘を受けて、これにより同表の「勧誘後のリース（のメリット）に関する原告の認識」欄記載のとおり誤信して、被告1との間で本件各リース契約を締結し、被告1に対して同表の「既払額（税込）」欄記載のとおり金銭を支払った。

(イ) 原告らは、同表の「契約解消日」欄の記載の年月日に、被告1に対し、本件各リース契約を取り消すとの意思表示をした。

(ウ) よって、原告らは、本件各リース契約の要素につき誤信して本件各リース契約を締結したので、本件各リース契約は錯誤により無効である。各提携販売店の従業員が、原告らに対して虚偽の説明をして、原告らを誤信させて本件各リース契約を締結させたのであるから、本件各リース契約は、詐欺による取消しにより、遡及的に無効である。

(エ) なお、各提携販売店は、被告1とのリース業務提携契約に基づき、被告1に代わって、顧客に対する説明（リース契約締結の勧誘を含む。）及び契約締結のための事務手続等（顧客からのリース契約書及び必要書類の受領並びに顧客へのリース契約承諾通知等）を行い（リース業務提携契約書1条及び3条等）、他方で、被告1のリース契約取引は、提携販売店がなければ成り立たない（自ら単独では実現不可能な）取引モデルに

より利益を得るリース業務提携契約という特殊なビジネスモデルであり、各提携販売店は被告1の代理人又は使者というべきである。また、各提携販売店が被告1の代理人又は使者に当たるか否かに関わらず、各提携販売店によるリース契約の勧誘、各提携販売店から被告1へのリース物件の販売、原告らと被告1との間の本件各リース契約の締結は全体として一体をなしているものであり、かつ、被告1は、本件各リース契約の勧誘から締結に至るまで各提携販売店の従業員をいわば手足として利用しているものといえることができることからすれば、各提携販売店は、まさに契約の締結について媒介を委託されたものであり、民法96条2項の「第三者」には該当しない。

また、仮に各提携販売店が民法96条2項の「第三者」に該当するとしても、被告1は、信義則上、第三者による詐欺の主張をすることはできない。

イ 公序良俗違反による無効

本件各リース契約のリース料総額は、別紙主張事実整理表の「支払回数・支払総額（税込）」欄記載のとおりであるが、適正市場価格に照らして高額な価格が設定されていたり、リース料が逆算リースによって算出されていたりといった事情により、いずれも当該リース物件の市場価格に比較して異常に高額であり、本件各リース契約の締結は暴利行為である。また、同表の「本件リース物件の必要性、有用性（原告の当時の経営規模、収益を含む。）」欄記載のとおり当該リース物件は原告らにとっては、新規設置であると機器交換であるとを問わず、必要性、有用性がないものであるから、本件各リース契約の締結は適合性原則にも違反する。

被告1の代理人又は使者であった（前記ア(ア)参照）各提携販売店（各提携販売店からと代理店契約等を締結した販売店も含む。）の従業員は、原告らに対して同表の「勧誘態様」欄記載のとおり違法な勧誘をして原告らを

誤信させ、原告らに本件各リース契約を締結させたのである。

よって、上記本件各リース契約に関する一切の事情を総合考慮すれば、本件各リース契約は公序良俗違反（民法90条）により無効であるというべきである。

ウ クーリング・オフによる契約の解除

(ア) 本件各リース契約の対象リース物件である電話機器等の貸与は、いずれも特定商取引法にいう訪問販売の指定役務にあたる（特定商取引に関する法律（特商法附則〔平成20年6月18日法律第74号〕4条3項及び附則〔平成16年5月12日法律第44号〕2条，特商法第2条4項，同施行令第3条別表第三第2号ト）。

(イ) 本件各リース契約においては、原告らに対する被告販売事業者によるリース契約の勧誘、被告販売事業者から被告1へのリース物件の販売、原告らと被告1間のリース契約の締結が全体として一体をなしており、かつ、被告1は、リース契約の勧誘から締結に至るまで被告販売事業者らの従業員をいわば手足として利用しているから、被告1は「販売業者等」に該当する。

(ウ) 原告らの本件各リース契約は、特定商取引法の適用除外に該当しない。

(エ) 被告らは、本件各リース契約の勧誘に際し、同法第5条第1項で定められた書面を交付する義務を負っているが、被告1又は被告販売事業者から交付された各リース契約書には、クーリング・オフができること及びその方法等についての記載（同施行規則第6条1項）が無い。

(オ) 被告1は、法定書面交付義務を怠っているのであるから、本件各リース契約のクーリング・オフ期間は未だ進行していない（特定商取引法第9条第1項第1号）。

(カ) したがって、原告らは、別紙主張整理表記載の「契約解消日」欄記載の取消等の意思表示到達日の日に、又は遅くとも、本件訴状の送達をも

って、本件各リース契約をクーリング・オフにより解除する。

2 被告1の認否等

(1) 故意、かつ、作為による不法行為について

ア 請求原因1(1)アは否認する。

(ア) 顧客とリース契約を締結する上で重要な手続は、被告1が自社の従業員により行っており、各提携販売店が行っているのは形式的な事務手続（書類の授受等）のみである。

リース物件は顧客が決定し、リース料は被告1の定めたリース料率により決定するものであり、顧客とのリース契約には、被告1が作成した定型書式が用いられ、その裏面規約には被告1が定めた契約内容が記載されており、各提携販売店がリース契約の内容を追加又は変更することはできない。

また、被告1は、顧客に対して、リース契約の内容及びリース契約締結意思を最終確認し、借受確認をした上で、リース契約を締結している。

よって、各提携販売店が、被告1のリース業務の一部ないし全部を行っているとはいえない。

(イ) 提携販売店は通常複数のリース会社と業務提携関係にあり、特定のリース会社の利益を図っているわけではない。

(ウ) リース会社は、リース契約が増加したとしても、顧客の信用不安による回収不能の危険も増加するから、必ずしもリース会社の利益になるとはいえず、被告1と各提携販売店が相互に利用補充し合う関係にあったとはいえない。

(エ) 各提携販売店は、リース会社のリース契約を利用するか否かなどにつき、自由な意思に基づき販売行為を行っているのであるから、被告1と各提携販売店との間で主体が同一視されるべき理由はない。

イ 請求原因1(1)イは知らないし否認する。

ウ 請求原因 1 (1) ウは争う。

(2) 故意、かつ、不作為による不法行為（違法な勧誘及び契約内容の黙認）について

請求原因 1 (2) のうち、事実は否認し、主張は争う。

ア 損害発生認識・認容について

(ア) 被告 1 には、各提携販売店の違法な勧誘についての認識がなかった。

各提携販売店に関する苦情は必ず被告 1 に伝達されるものではない。また、被告 1 が各提携販売店に関する苦情を認識した場合でも、各提携販売店が再度説明を行うことにより顧客が納得してリース契約を継続するか、各提携販売店の負担によってリース契約を解約することにより解決されている。このように苦情の多くは、各提携販売店の説明に対する顧客の誤解に起因するものであり、被告 1 が各提携販売店の違法な勧誘態様について認識していることにはならない。

(イ) 各提携販売店が市場価格を上回る価格で販売したとしても、各提携販売店の被告 1 に対する販売価格とリース料との関係が適正な範囲にとどまっていたので、被告 1 は、損害発生を認識・認容していたとはいえない。各提携販売店からリース会社への販売価格は、旧リース契約の解約金相当額や設置工事費用なども上乗せされるので、市場価格と単純な比較をすることには意味がなく、被告 1 が価格の妥当性を判断することは困難である。

イ 各提携販売店の勧誘態様について

被告 1 は、リース契約締結に際して、顧客に対して、契約内容や契約意思を確認していたのであるから、何らの義務違反もない。

ウ 契約内容について

被告 1 には、市場価格の調査義務はないから、何らの義務違反もない。

(3) 過失による不法行為（販売店管理義務違反）について

請求原因 1 (3) のうち、事実は否認し、主張は争う。

ア リース会社の保護義務ないし配慮義務について

各提携販売店は被告 1 の管理下にはないので、被告 1 には保護義務ないし配慮義務がないだけでなく、結果回避可能性もない。

割賦購入あっせんに関する規制が、リースの場合にも妥当する根拠がない。割賦購入あっせんの場合には、リースの場合と比較して種々の規制が課されているにすぎない。

イ 各義務違反行為について

(ア) 通常業務に関する義務違反について

a 被告 1 は、各提携販売店との間でのリース業務提携契約の締結に際して、各提携販売店に対して資料の提出を求め、自ら信用情報機関に照会をするなど、各提携販売店の取扱商品、販売方法、営業実態、経営内容及び他のリース会社の動向等の調査を行っていた（乙 C 7）。

被告 1 は、各提携販売店の被告 1 に対する物件販売価格を基礎に適正な範囲内のリース料を設定していた。

b 被告 1 は、リース契約締結に際して、リース契約の内容を読み上げ、顧客の契約締結意思の確認を直接行っていた。

c 被告 1 は、顧客に対して、直接リース契約の内容を説明していた。

d 被告 1 は、定期的に、営業担当者から報告書の提出を受けるなどの調査を行い、各提携販売店と協議を行う必要がある場合には、各提携販売店を訪問している。被告 1 は、各提携販売店の勧誘方法に関する苦情を受けた場合には、各提携販売店に連絡し、解約処理等の問題解決に向けた対応を要請していた。

(イ) 管理体制の整備義務違反について

原告の主張する義務の内容が不明確である上、被告 1 が上記義務を負う根拠が不明である。

当該部門の責任者が事情を把握できる体制があれば十分である。

(4) 情報提供義務違反による不法行為

請求原因 1 (4)のうち、事実は否認し、主張は争う。

ア 私人間の契約には私的自治の原則が妥当し、契約締結にあたっての情報収集や分析は各契約当事者の自己責任で行うべきであり、安易に情報の収集能力等の格差を基礎に信義則を適用することは、情報収集に熱心な者に不利益を与え、情報収集を怠る結果となり、私的自治の原則に反するものである。

よって、リース会社である被告 1 は、信義則上、情報提供義務を負うとはいえない。

イ リース会社が情報提供義務を負う余地があるとしても、リース会社として顧客に虚偽の説明をしないという限度にとどまり、契約意思の確認だけでなく、目的物の性能等についてまで説明し、顧客の契約目的や勧誘行為の適法性を確認するなどの義務を負うものではない。

また、被告 1 は、顧客が販売店から物件を購入するに当たり、その支払方法としてリース契約を選択した際に初めてリース契約の当事者となるにすぎず、被告 1 には、当該リース物件の性能等についての詳細な情報は無い。

ウ 各提携販売店は、本件各リース契約の締結のための事務手続の一部を行っているが、被告 1 の履行補助者ではない。

(5) 被告 1 の使用者責任

ア 請求原因 1 (5)アは争う。

(ア) リース業務提携契約には解除権が規定されているが、被告 1 が解除権を行使できるのはやむをえない場合に限定されており（同契約書 9 条）、被告 1 だけでなく各提携販売店も行使可能である。

したがって、被告 1 が各提携販売店を指揮監督する地位にあるとはい

えない。

(イ) 被告1と各提携販売店との間のリース業務提携契約は、被告1と各提携販売店の役割分担を規定したにすぎず、被告1は、顧客とリース契約を締結する上で重要な手続については自社の従業員が行っており、各提携販売店は形式的な事務手続（書類の授受等）のみである。

したがって、被告1が各提携販売店を指揮監督する地位にあるとはいえない。

イ 請求原因1(5)イは知らないし否認する。

ウ 請求原因1(5)ウは争う。

(6) 予備的主張（既払リース料の返還及び未払リース料支払債務の不存在）について

請求原因1(6)ア及びイのうち、本件各リース契約の締結及び原告ら主張のリース料の支払の事実は認め、その余の事実はいずれも知らないし否認する。同ウの主張は争う。

ア 詐欺又は錯誤の主張について

被告1と各提携販売店とのリース業務提携契約上、被告1は、各提携販売店に対して代理権を授与していない。

また、被告1は、各提携販売店とは独立した利益のもとで独自の判断で行動しているのであるから、各提携販売店が被告1の使者とみることもできない。

イ 公序良俗違反の主張について

各提携販売店が市場価格を上回る価格で販売したとしても、各提携販売店の被告1に対する販売価格とリース料との関係は適正な範囲にとどまっていた。各提携販売店からリース会社への販売価格は、旧リース契約の解約金相当額や設置工事費用なども上乗せされるので、市場価格と単純な比較をすることには意味がない。よって、本件各リース契約の締結が暴利行

為にあたるとはいえない。

また、勧誘行為の違法性が、契約内容が公序良俗違反になる根拠となる理由が不明である。

ウ クーリング・オフによる解除の主張について

原告らはいずれも事業者であるから、本件各リース契約は原告らの事業のため又は事業として締結されたものであり、特定商取引法の適用除外規定に該当する。

3 原告1及び原告2の被告4に対する請求（請求原因）

(1) 被告4の従業員は、原告1の代表者である原告2に対し、別紙主張事実整理表のNo.1原告の「勧誘態様」欄記載のと通りの勧誘文言を告げて、平成15年2月10日、原告1に、No.1リース契約を被告1との間で締結させた。

(2) 被告4の従業員は、平成15年2月10日、原告2に、No.1リース契約に基づいて原告1が負担する債務を連帯保証するとの契約を、被告1との間で締結させた。

(3) ア 被告4従業員の別紙主張事実整理表のNo.1枝番1の原告の「勧誘態様」欄記載のと通りの勧誘文言は虚偽であり、「重要事項について事実と異なること」をしたものとして消費者契約法4条1項1号、また、「性能」に関する不実告知として特定商取引法6条1項1号に違反する。

イ 被告4の従業員は、当時66歳の原告2に対し、電話機等の情報通信機器に関する判断能力が十分でないことに乗じて、No.1リース契約の勧誘を行った。また、原告1は、一見事業のためにNo.1リース契約を締結したように見えるが、実際には、経営状態の悪化した零細企業であり、全く不要な物件のリース契約を締結させられたものである。

したがって、被告4の従業員の販売行為は、原告1に適合しない契約を締結させた行為として、同法7条3号、同法施行規則7条2号及び3号に違反する。

ウ 被告4の従業員が、No.1リース契約締結前に原告1が締結していたリース契約（以下「原告1旧リース契約」という。）を解約し、原告1旧リース契約の残リース料は被告4が負担すると説明したことは虚偽の説明であり、「購入者」の「判断影響を及ぼすこととなる重要なもの」に関する不実告知として、同法6条1項7号に違反する。

エ 被告4の従業員は、原告1を突然訪問し、原告1が原告1旧リース契約に基づく電話機の利用について特段不満がなかったにもかかわらず、迷惑を感じさせる仕方で前記のとおりの内容の勧誘をしたのであるから、被告4従業員の行為は、同法6条3項、同法7条3号、同法施行規則7条1号に違反する。

オ 以上のとおり、被告4従業員の行為は、原告1及び原告2に対する不法行為に該当し、被告4は、従業員の行為について使用者責任を負う。

(4)ア 原告1は、被告4の従業員により不要なリース契約等を締結させられた結果、138万6000円の損害を被った。

イ 原告2は、不要なリース契約を締結させられ、悔しさや怒りなど精神的苦痛を被り、これを慰謝するには、5万円を下らない。

ウ 原告1及び原告2は、本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依頼することを余儀なくされ、弁護士費用相当額である5万円を下らない損害を被った。

4 被告4の認否等

(1) 請求原因(1)の事実のうち、原告1と被告1とのNo.1リース契約締結の事実は認め、その余の事実は否認する。

(2) 請求原因(2)の事実のうち、原告2が被告1との間で保証契約を締結したことは認め、その余の事実は否認する。

(3) 被告4の従業員Gは、原告2から、ビジネスホン7台から4台に減らして、原告1旧リース契約の残リース料を合せたリース料月額が安くなるな

ら、提案をしてほしいと相談を受けた。その後、原告2は、他社からもビジネスホンの勧誘を受け、複数の会社から見積もりを出させた上で、被告4を選択した。その他の経緯は、別紙主張事実整理表の被告側の「勧誘態様」欄記載のとおりである。

(4) 請求原因(3)は、否認ないし争う。Gは強引な営業を行っておらず、また、残リース料の処理についても説明をしており、原告2はNo.1リース契約の内容を十分に理解していた。

(5) 請求原因(4)は争う。

5 原告6及び原告7の被告7に対する請求（請求原因）

(1)ア 被告7の従業員は、原告6の代表者である原告7に対し、平成15年1月頃、別紙主張事実整理表のNo.5-1原告の「勧誘態様」欄記載のと通りの勧誘を行い、同年2月4日、原告6に、No.5-1リース契約を被告1との間で締結させた。

イ 被告7の従業員は、平成15年2月4日、原告7に、No.5-1リース契約に基づいて原告6が負担する債務を連帯保証するとの契約を、被告1との間で締結させた。

(2)ア 被告7の従業員は、原告7に対し、No.5-1リース契約締結から数か月後、別紙主張事実整理表のNo.5-2原告の「勧誘態様」欄記載のと通りの勧誘を行い、同年6月25日、原告6に、No.5-2リース契約を被告1との間で締結させた。

イ 被告7の従業員は、平成15年6月25日、原告7に、No.5-2リース契約に基づいて原告6が負担する債務を連帯保証するとの契約を、被告1との間で締結させた。

(3)ア 被告7の従業員がした別紙主張事実整理表のNo.5-1及びNo.5-2の原告の「勧誘態様」欄記載の説明は虚偽であり、「重要事項について事実と異なること」をしたものとして消費者契約法4条1項1号、「性能」に関する

る不実告知として特定商取引法 6 条 1 項 1 号に違反する。

イ 被告 7 の従業員は、原告 7 が前記(1)及び(2)のNo.5 - 1 リース契約及び No.5 - 2 リース契約の各リース契約締結当時に病気を患っており、勧誘を受けた原告 7 及びHの情報通信機器に関する判断力が十分でないことに乗じて、前記(1)及び(2)のNo.5 - 1 リース契約及びNo.5 - 2 リース契約の各リース契約の勧誘を行った。また、原告 6 は、同種物件のリース契約期間中に契約を次々と締結させられ、不要な物件のリース契約を締結させられた。

したがって、被告 7 の従業員の販売行為は、原告 6 に適合しない契約を締結させた行為として、同法 7 条 3 号、同法施行規則 7 条 2 号及び 3 号に違反する。

ウ 被告 7 の従業員は、執拗に何度も勧誘するなど迷惑を感じさせる仕方で勧誘したのであるから、同法 6 条 3 項、同法 7 条 3 号、同法施行規則 7 条 1 号に違反する。

エ 以上のとおり、被告 7 の従業員の行為は、原告 6 及び原告 7 に対する不法行為に該当し、被告 7 は、担当者の行為に対して使用者責任を負う。

(4)ア 原告 6 及び原告 7 は、被告 7 の従業員に不要なリース契約等を締結させられた結果、既払リース料金相当額である 3 3 2 万 2 6 2 0 円の損害を被った。

イ 原告 7 は、不要なリース契約を締結させられたことによって精神的苦痛を被り、これを慰謝するには、1 0 万円を下らない。

ウ 原告 7 は、本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依頼することを余儀なくされ、弁護士費用相当額である 1 0 万円を下らない損害を被った。

6 被告 7 の認否等

(1) 請求原因(1)の事実のうち、原告 6 と被告 1 とのリース契約の締結の事実及び原告 7 と被告 1 との保証契約の締結の事実は認め、その余の事実は否認

する。被告7大阪支店の従業員が予約をせずに原告6を訪問し、原告6のビジネスホンの設置状況等を聴取するなどしたことなどは、別紙主張事実整理表のNo.5-1被告の「勧誘態様」欄記載のとおりである。

(2) 請求原因(2)の事実のうち、原告6と被告1とのリース契約の締結の事実及び原告7と被告1との保証契約の締結の事実は認め、その余の事実は否認する。残りリース料の支払についての説明等は、別紙主張事実整理表のNo.5-2被告の「勧誘態様」欄記載のとおりである。

(3) 請求原因(3)及び(4)の事実及び主張は、事実は否認し、主張は争う。

7 原告16及び原告17の被告2に対する請求（請求原因）

(1) 故意、かつ、作為による不法行為

ア 加害行為の主体（各提携販売店の行為との同一視）

(ア) a 被告2は、昭和61年12月1日、被告1（契約締結当時の商号は株式会社Y1）との間で、次の内容を含むリース取扱引受契約（乙A6, 7）を締結した。

(a) リース申込者が被告2の商品を必要とする場合、被告1が、信用調査及び承認をした上で、被告2から当該商品を買取り、当該リース申込者からリース料を受け取る（1条(1)）。

(b) 被告2は、上記リース制度の推進及び運用並びに被告1と顧客との間のリース契約の締結及び履行その他リースの取扱いに関する事項につき、被告1の指示に従い、リース取扱引受契約書及びリース契約による定めを遵守する（2条(2)）。

b 被告2は、被告3との間で商品売買基本契約（乙E7）ないし黙示の販売代理店契約を締結して、被告3が商品の販売のみならずリース契約を利用できることとし、被告3がリース契約を利用する場合には、被告3に「売主代理店」との表示を用いることを許諾した。

c 被告1は、被告2に対し、被告1作成のリース契約申込書類のひな

形を交付してその記入方法を説明した。

- d 被告2は、リース申込書類のひな形（乙A19）を被告3に交付し、その内容を説明した。また、被告3は、被告1から契約書の作成方法などの指示を受けた。
- e (a) 被告3は、原告16に対してリース契約の締結を勧誘し、自らNo.14-1リース物件、月額リース料、支払回数を別紙主張事実整理表のNo.14-1の「契約の概要」欄記載のとおり決定し、被告1、被告2及び被告3の名称が記載されたリース申込書類を原告16に作成させた上で受領し、被告2に申込書類を提出した。
- (b) 被告2は、被告3から受領した申込書類を被告1に伝達し、被告1から与信審査の結果の伝達を受け、その内容を被告3に伝達した。
- (c) これを受けて、被告3は、被告2にNo.14-1リース物件を発注して、指定業者にNo.14-1リース物件を設置させた。
- (d) 被告2は、被告1にリース契約書類、借受確認証の原本を提出した。
- (e) 被告1は、原告16に対して、電話でNo.14-1リース物件が設置されたことを確認した後、原告16とNo.14-1リース契約を締結し、No.14-1リース物件を被告2から購入して、その代金を支払った。
- (f) 被告2は、被告1から支払を受けた代金から商品仕切価格を引いた額を被告3に支払った。
- f 被告3は、原告16に対し、No.14-1リース契約よりも前に締結していたリース契約（以下「原告16旧リース契約」という。）の解約にかかる違約金の説明をせず、被告1も原告16旧リース契約を原告16に無断で解約した。

(イ) 被告1は、被告2及び被告3に契約締結の事務手続等を行わせることにより、被告1や被告2単独では締結することができないリース契約を獲得して利益を上げた。

被告2は、被告1から受け取った物件代金から商品仕切価格を控除して被告3に交付し、仕切価格と被告2がNo.14-1リース物件を仕入れた原価との差額の利益を得た。

被告3は、本来であれば被告1のリース契約を利用できなかったにもかかわらず、被告2から被告1のリース制度を利用する機会を与えられ、被告1のリース契約書を随時持ち歩き、被告1のリース契約を利用できなければ獲得できなかった顧客に対して販路を拡大して利益を得た。

(ウ) 以上のようなリース取扱引受契約及び黙示の販売代理店契約等という特殊なビジネスモデルにおいては、被告2は、被告1の指示の下でリース契約締結のための事務手続等を行い、被告3は、被告2の「売主代理店」と表示した上、被告1作成のリース申込書類を用いてリース契約を利用して販売を行い、かつ、リース契約締結業務の一部を行うことにより、被告1、被告2及び被告3は共に利益を上げているのであるから、被告1、被告2と被告3は、相互に利用補充し合う関係にあり、かつ、相互に不可欠な共同体であった。

したがって、被告3のリース契約締結に関する違法な勧誘等については、被告2の行為と同一視されるべきである。

イ 被告3の故意及び加害行為

別紙主張事実整理表のNo.14-1の原告の「誘態様欄」記載のとおり、被告3の従業員は、原告16及び原告17に対し、リース契約締結について違法な勧誘を行い、原告16に、不要なリース物件について、不相当に高額なリース料を定めたNo.14-1リース契約を被告2との間で締結させ、また、原告16旧リース契約を解約させ、リース料及び原告16旧リ

ース契約の違約金相当額の損害を生じさせた。

(2) 故意による不法行為

ア 作為義務（取次拒否義務）の存在

被告2は、被告1のリース契約締結の事務手続を代行する立場にあったが、これを被告3にさせ、自らは契約書類の取次ぎを行っていた。

被告2は、この事務手続を代行させていた被告3が勧誘方法及び契約内容の点で違法な契約の勧誘を行なっていることを認識した場合には、信義則上、リース契約の取次ぎを拒否する義務を負っていた。

このような信義則上の義務を負う根拠は、①リース提携販売というビジネスモデルでは、契約成立手続の分担や利益の分配を通じて、リース会社と販売会社が一体となっていて、被告2も契約当事者と同様の地位にあるというべきであること、②被告2は、被告1のリース制度や被告3による営業活動を利用して、自社のみでは獲得できなかった契約を成立させ利益を上げていたこと、③本来、被告1と契約関係にない被告3に被告1のリース制度を利用させ、違法な勧誘行為や違法な内容の契約を締結させる危険を増大させたこと、④原告16との被告2との間には、リース制度、通信制度、通信機器（リース物件）についての情報量について圧倒的な格差があったことである。

イ 損害発生認識・認容

原告16と被告1のNo.14-1リース契約は、別紙主張事実整理表のNo.14-1「契約の概要」欄記載のとおりであった（なお、支払総額280万4760円には、従前の2つのリース契約の違約金121万7265円を含む。）。

No.14-1リース物件の仕切価格は20万5110円であったにもかかわらず、No.14-1リース契約における物件価格は105万4095円であって、両者は著しくかい離しており、No.14-1契約は暴利行為であ

る。

被告2は、被告3からNo.14-1リース契約の申込書類の送付を受けて、月額リース料と支払回数を確認した。

したがって、リース物件が商品仕切価格より著しく上回る価格で販売されていたことを認識していたといえるから、これにより顧客が損害を被ることを認識・認容していたというべきである。

ウ 作為義務（取次拒否義務）の違反

被告2は、No.14-1リース契約の内容が原告6に損害を与えるものであることを認識しながら、No.14-1リース契約の取次を拒否せず、かえって認容し、被告1にNo.14-1リース契約の書類を取次いでNo.14-1リース契約を成立させた。

(3) 過失による不法行為

ア 管理義務の存在

被告2は、被告3との間で商品売買基本契約（乙E7）ないし黙示の販売代理店契約を締結して、被告3が商品の販売のみならずリース契約を利用できることとし、被告3がリース契約を利用する場合には、被告3に「売主代理店」との表示を用いることを許諾し、実際にも被告2取扱商品の販売の勧誘を被告3にさせていた。

被告2は、本来であればリース制度を利用できない被告3にリース制度を利用する地位を実質的に与えていたのであるから、被告3に対し、リース制度及びリース物件について適切な説明を行わせるよう指導し、被告3の営業行為に不適正な行為がないか常に把握し、仮に不適切な行為が判明した場合には、新たな取引関係に入る者が被告3の不適正な勧誘により損害が被ることがないように、被告3に対する販売勧誘を停止させる義務があった。

イ 被告2の義務違反

被告2は、被告3による原告16に対する違法な勧誘を防止せず、また、No.14-1リース契約が詐欺的な勧誘により締結され、内容も暴利を得るものであったにもかかわらず、漫然とリース契約の書類を被告1に取り次ぎ、No.14-1リース契約を締結させた。

また、被告2は、被告3に不適切な行為があった場合には、被告3のリース制度の利用をやめさせることができたにもかかわらず、漫然とリース制度を利用する地位を与え続けた。

(4) 被告2の使用者責任

ア 実質的な指揮監督関係

被告2は、被告3との黙示の販売代理店契約により、被告2の「売主代理店」と表示することを認め、被告3がリース契約の顧客を勧誘し、申込意思を受領できるようにするため、被告1作成のリース申込書類のひな形を被告3に交付して記入方法の説明を行うなどしていた。

そうすると、被告2は、被告2取扱商品についてリース提携販売の勧誘、リース契約締結の場面で、被告3を事実上指揮監督下に置いていたか、仮にそうでないとしても、被告3を指揮監督すべき地位にあったといえる。

また、前記(1)ア(ア)のとおり、被告2は、被告1の指示に従い、リース取扱い受契約書及びリース契約による定めを遵守する地位にあったにもかかわらず、被告3に売主販売代理店であるとの表示を許して、自社の取扱商品の販売勧誘、リース契約の勧誘、リース申込書類の作成や物件の設置等を行わせていたのであるから、被告3は、被告2の業務又はこれに付随する業務を行っていたというべきである。

したがって、被告2と被告3の間には指揮監督関係があるというべきである。

イ 被告3の違法な勧誘行為

別紙主張事実整理表No.14-1の原告欄記載のとおり、被告3は、原告

17に対し、リース契約締結について詐欺的な勧誘を行い、原告16に不要なリース物件に関する不相当に高額なリース契約を締結させ、リース料相当の損害を発生させた。

(5) 損害

ア 原告16は、被告3の従業員の行為により不要なリース契約等を締結させられた結果、リース料相当額である280万4760円の損害を被った。

イ 原告17は、不要なリース契約を締結させられたことによって精神的苦痛を被り、これを慰謝するには、5万円を下らない。

ウ 原告16及び原告17は、本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依頼することを余儀なくされ、弁護士費用相当額である5万円を下らない損害を被った。

8 被告2の認否等

(1) 故意、かつ、作為による不法行為

ア 前記第2の7(1)ア(ア)aの事実(リース取扱引受契約等)のうち、リース取扱引受契約締結の事実を認め、その余の事実を否認する。

同bの事実(被告2と被告3との商品売買基本契約等)のうち、商品売買基本契約締結の事実を認めるが、その余の事実を否認する。「売主代理店」との名称は、単に被告1の書式上の表示に過ぎない。被告2は、被告3からの紹介、斡旋を受けることによって、被告2のリース物件の取引が始動するにすぎない。

同cの事実(被告1の被告2へのひな形の交付等)は認める。

同dの事実(被告2の被告3へのひな形の交付等)中、第1文の事実(被告2の被告3へのひな形の交付及び説明)は認め、第2文の事実(被告1の被告3への指示)は不知。

同e(a)の事実(被告3の勧誘、リース申込手続)中、被告3から被告2に申込書類が提出されたことは認める。被告3は、自らリース契約の内容

を決定するのではなく、単に提案をするにすぎない。リース契約の内容の決定は、原告と被告1の両者が行うものである。

同 (b) の事実 (被告2による書類等の伝達) は、認める。

同 (c) の事実 (リース物件の設置等) は、被告3が被告2に発注する点是否認し、その余の事実は認める。

同 (d), (e), (f) の各事実 (契約書類等の提出, リース契約の締結, 代金の支払) は、いずれも認める。

イ 前記第2の7(1)ア(イ)の事実 (利益の取得) の事実は、否認する。

被告2の利益は、商品仕切金額と被告2の原価の差額だけである。これは、リースを使用しない場合でも変わることはない。

被告2は、リース取次による利益を上乗せすることなどあり得ず、No.14-1リース契約によって利益を得ていない。

ウ 前記第2の7(1)ア(ウ)の事実のうち、相互の利用補充関係にあること等は否認し、その余の主張は争う。

被告2は、商品を販売するに際して、その販売方法として被告3だけではなく、すべての販売代理店に対して、リース契約の締結を強制することもなければ特別に推奨することもない。したがって、両者の立場に優劣はない。

No.14-1リース契約は、原告16と販売代理店である被告3の自主的な選択によって締結されたもので、被告2は、単に取次ぎを行ったにすぎない。

したがって、販売代理店との不法行為の一体性や同視される関係はない。

(2) 故意による不法行為

ア 前記第2の7(2)アの主張 (作為義務 (取次拒否義務) の存在) は、否認ないし争う。

イ 前記第2の7(2)イの事実 (損害発生認識・認容) のうち、第1段落の

事実（契約の概要）、第3段落の事実（申込書類の確認）及び第2段落の事実（価格）のうち、商品仕切価格は認め、第2段落のその余の事実は否認ないし不知。第4段落の事実（損害の認識・認容）は否認する。

ウ 前記第2の7(2)ウの主張（作為義務（取次拒否義務）の違反）は、否認する。

原告16と被告3は、物品設備の導入手段の一つとして、被告2の取り扱う被告1のリース契約を選択して、No.14-1リース契約を締結したのであり、被告3と被告2に立場の優劣は存在せず、各自、独立した事業者として各自の判断と責任において取引をしたに過ぎないから、被告2に作為義務は生じない。

(3) 過失による不法行為

ア 前記第2の7(3)アの主張（管理義務）は、争う。

被告3は、被告1のほかに複数のリース会社と提携しており、リース契約等について、適切な説明を行う必要性を熟知しており、営業行為において不適正な行為を行うおそれなど全く考えられず、これまでも、本件のようなトラブルは1件もなかった。

仮に被告3の不適切な行為が判明すれば、被告2は自らの立場において、取引を停止することになる。

被告2と被告3は、独立した企業主体として自社の判断と責任のもとでNo.14-1リース契約に携わっていたものであって、被告2は、被告3を指導・監督する立場になかった。

イ 前記第2の7(3)イの主張（被告2の義務違反）について

被告3による勧誘によってNo.14-1リース契約が締結され、被告2が、その契約書類を被告1に取り次いだ外形的事実は認める。

原告16と被告3は、物品設備の導入手段の一つとして、被告2の取り扱う被告1のリース契約を選択して、No.14-1リース契約を締結したの

であり、被告3と被告2の立場に優劣は存在せず、各自、独立した事業者として各自の判断と責任において取引をしたに過ぎないから、被告2に作為義務は生じない。

(4) 被告2の使用者責任

ア 前記第2の7(4)アの主張(実質的な指揮監督関係)のうち、第1文の外形的事実(ひな形の交付・説明等)は認め、第2文ないし第3文の事実(指揮監督、被告3との関係)は否認する。被告2と被告3は、独立した企業主体として自社の判断と責任のもとでNo.14-1リース契約に携わっていたものであって、被告2は、被告3を指導・監督する立場になかった。

イ 前記第2の7(4)イの事実(違法な勧誘行動)は、否認する。

(5) 損害

前記第2の7(5)の事実は否認ないし争う。

9 原告16及び原告17の被告3に対する請求(請求原因)

(1) 被告3の従業員Iは、原告17及び妻のJに対し、平成15年10月27日、別紙主張事実整理表のNo.14-1原告の「勧誘態様」欄記載のとおり勧誘を行い、同年11月10日、原告16に、No.14-1リース契約を被告1との間で締結させた。

(2) 平成15年11月10日、原告17に、No.14-1リース契約に基づいて原告16が負担する債務を連帯保証するとの契約を、被告1との間で締結させた。

(3)ア Iの別紙主張事実整理表のNo.14-1の原告の「勧誘態様」欄記載のとおり勧誘文言は虚偽であり、「重要事項について事実と異なること」をしたものとして消費者契約法4条1項1号、「性能」に関する不実告知として特定商取引法6条1項1号に違反する。

イ Iは、原告17及びJに対し、忙しい状況を利用した上、電話機等の情報通信機器に関する判断能力が十分でないことに乗じて、No.14-1リー

ス契約の勧誘を行った。また、原告16は、外線や内線利用の程度が少ない製造業であり、全く不要な物件のリース契約を締結させられたものである。

したがって、Iの販売行為は、原告16に適合しない契約を締結させた行為として、同法7条3号、同法施行規則7条2号及び3号に違反する。

ウ Iは、原告17及びJを突然訪問し、両名が忙しい状況を利用し、迷惑を感じさせる仕方で勧誘をしたのであるから、同法6条3項、同法7条3号、同法施行規則7条1号に違反する。

エ 以上のとおり、Iの行為は、原告16及び原告17に対する不法行為に該当し、被告3は、Iの行為について使用者責任を負う。

(4)ア 原告16は、Iの行為により不要なリース契約等を締結させられた結果、リース料相当額である280万4760円の損害を被った。

イ 原告17は、不要なリース契約を締結させられたことによって精神的苦痛を被り、これを慰謝するには、5万円を下らない。

ウ 原告16及び原告17は、本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依頼することを余儀なくされ、弁護士費用相当額である5万円を下らない損害を被った。

10 被告3の認否等

(1) 請求原因(1)の事実のうち、原告16と被告1とのリース契約締結の事実は認め、その余の事実は否認する。

(2) 請求原因(2)の事実のうち、原告17が被告1との間で保証契約を締結したことは認める。

(3) Iは、平成15年10月27日、原告16の事務所を訪問して、原告16の通話状況等を聴取した上、今後の見込み等を総合的に判断して、最適と考える電話機器の設置をJに勧めた。Iは、勧誘をするにあたって、従前のリースのレベルアップとなること、従前のリース料と比較した場合の設置によ

るメリットとデメリットを丁寧に説明した。その他の経緯は、別紙主張事実整理表のNo.14-1の被告の「勧誘態様」欄記載のとおりである。

(4) 請求原因(3)及び同(4)の事実は、否認ないし争う。原告16は従業員を10名程度雇用して電気部品の製造を行う会社であり、同代表者の原告17はNo.14-1リース契約締結時62歳であったこと、本件以前に電話機のリースを何度か経験し、そのレベルアップを少なくとも2回は行っていること等に照らすと、原告17は、高齢であり、電話機等の情報通信機器に関する判断力を有していなかったということはできない。

また、No.14-1リース契約にかかる電話機器が原告16の1階工場部分に設置されていることや、原告16の事業規模・事業状況等に照らすと、これらの電話機器が原告16に必要であり、また、利用されていたことは明らかである。その他の事情は、別紙主張事実整理表のNo.14-1の被告の「本件リース物件の必要性、有用性（原告の当時の経営規模、収益等を含む。）」欄記載のとおりである。

11 原告18、原告20、原告21及び原告22の被告5に対する請求

(1) 原告18の請求原因

ア 被告5従業員Kは、原告18に対し、別紙主張事実整理表のNo.15原告の「勧誘態様」欄記載のとおり勧誘を行い、平成13年3月8日、原告18に、No.15リース契約を被告1との間で締結させた。

イ(ア) Kの別紙主張事実整理表No.15の原告の「勧誘態様」欄記載のとおり説明は虚偽であり、「重要事項について事実と異なること」をしたものとして消費者契約法4条1項1号、「性能」に関する不実告知として特定商取引法6条1項1号に違反する。

イ(イ) Kは、No.15リース契約締結当時58歳であった原告18の判断力不足に乗じて、前記アのリース契約の勧誘を行った。また、原告18は、妻と2人で自宅に併設する店舗においてスナックを営んでいるだけで、

ビジネスホンは全く不要である。Kにはそのことが容易に分かるにもかかわらず、前記のとおりリース契約の勧誘をした。

したがって、Kの販売行為は、原告18に適合しない契約を締結させた行為として、同法7条3号、同法施行規則7条2号及び3号に違反する。

(ウ) Kは、原告18を突然訪問し、迷惑を感じさせる仕方で勧誘したのであるから、同法6条3項、同法7条3号、同法施行規則7条1号に違反する。

(エ) 以上のとおり、Kの行為は、原告18に対する不法行為に該当し、被告5は、Kの行為について使用者責任を負う。

ウ(ア) 原告18は、Kにより不要なリース契約を締結させられた結果、リース料相当額である74万880円の損害を被った。

(イ) 原告18は、不要なリース契約を締結させられたことによって精神的損害を被り、これを慰謝するには、5万円を下らない。

(ウ) 原告18は、本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依頼することを余儀なくされ、弁護士費用相当額である5万円を下らない損害を被った。

(2) 被告5の認否等—原告18の請求原因に対し

ア 前記11(1)請求原因アの事実のうち、原告18と被告1とのリース契約締結の事実及び設置工事の際の物件・設置施行契約書の備考欄に「工事費等別途請求はございません。毎月の基本料金は下がってきます。」と記載があることは認め、その余の事実は否認する。その他の経緯は、別紙主張事実整理表No.15の被告の「勧誘態様」欄記載のとおりである。

イ 請求原因イないしエの事実及び主張は、否認ないし争う。

(3) 原告20の請求原因

ア 被告5の従業員は、原告20に対し、「NTTの方から電話工事のことで来ました。」「電話代が安くなります。」「光通信にも対応します。」との勧

誘を受け、平成15年1月19日、電話機リース契約を締結したが（以下「原告20旧リース契約」という。）、実際には電話代が安くない上、内線電話等の過剰かつ不要な機能があった。

イ 原告20旧リース契約にかかる機器の点検に来た被告5の従業員Lは、別紙主張事実整理表No.17の原告の「勧誘態様」欄記載のとおり経緯で、平成17年1月25日、原告20に、No.17リース契約（実際には、機能の変わらない機種について原告20旧リース契約のリース料を上乗せしたものを。）を被告1との間で締結させた。

ウ(ア) リース料は今ままで、電話代が安くなるものに取り取り替えるというLの説明は虚偽であり、「重要事項について事実と異なること」をしたものとして消費者契約法4条1項1号に、また、「購入者」の「判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に関する不実告知として特定商取引法6条1項1号に違反する。

(イ) Lは、原告20の情報通信機器に関する判断力不足に乗じて、No.17リース契約の勧誘を行った。また、原告20は一見事業のためにNo.17リース契約を締結したように見えるが、原告20の事業の実態に鑑みれば全く不要なリース契約である。

したがって、Lの販売行為は、原告20に適合しない契約を締結させた行為として、同法7条3号、同法施行規則7条2号及び3号に違反する。

(ウ) Lが、原告20旧リース契約を解約し、リース料残金は被告5が負担すると説明したことは、「購入者」の「判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」に関する不実告知として同法6条1項7号に違反する。

(エ) Lは、原告20に迷惑を感じさせる仕方で勧誘したのであるから、同法6条3項、同法7条3号、同法施行規則7条1号に違反する。

(オ) 以上のとおり、Lの行為は原告20に対する不法行為に該当し、被告

5は、Lの行為について使用者責任を負う。

エ(ア) 原告20は、Lによりリース料の債務を負担する内容の不要なNo.17リース契約を締結させられた結果、リース料相当額である75万8520円の損害を被った。

(イ) 原告20は、不要なリース契約を締結させられたことによって精神的損害を被り、これを慰謝するには、5万円を下らない。

(ウ) 原告20は、本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依頼することを余儀なくされ、弁護士費用相当額である5万円を下らない損害を被った。

(4) 被告5の認否等—原告20の請求原因に対し

ア 請求原因11(3)アの事実のうち、被告5の従業員が、平成15年1月19日に原告20の経営する学習塾を訪問して、No.17リース契約を締結したことは認め、その余の事実は否認する。

イ 請求原因11(3)イの事実のうち、Lが原告20の学習塾を訪問したこと、原告20が被告1とNo.17リース契約を締結したことは認め、その余の事実は否認する。

Lは、原告20に対し、新たな機能を有する電話機等を提案し、さらに、原告20旧リース契約を解約することになることやその代金相当額も含めたNo.17リース契約になることを説明し、原告20はこれを了承した。その他の経緯は、別紙主張事実整理表No.17の被告の「勧誘態様」欄及び「勧誘後のリース(のメリット)に関する原告の認識」欄記載のとおりである。

ウ 請求原因ウ及びエの事実及び主張は、否認ないし争う。

(5) 原告21及び原告22の請求原因

ア Lは、原告22に対し、平成16年8月頃、別紙主張事実整理表No.18の原告の「勧誘態様」欄記載のとおり勧誘を行い、同月24日、原告21に、No.18リース契約を被告1との間で締結させた。

イ Lは、平成16年8月24日、原告22に、No.18リース契約に基づい

て原告 2 1 が負担する債務を連帯保証するとの契約を、被告 1 との間で締結させた。

ウ(ア) L の別紙主張事実整理表 No. 1 8 の原告の「勧誘態様」欄記載のとおり
の勧誘文言は虚偽であり、「重要事項について事実と異なること」をした
ものとして消費者契約法 4 条 1 項 1 号、「性能」に関する不実告知として
特定商取引法 6 条 1 項 1 号に違反する。

(イ) 原告 2 2 は、従業員を雇わず一人で配管清掃業を営んでおり、2 年後
には廃業予定であったから、全く不要なリース契約を締結させられたも
のである。

したがって、L の行為は、原告 2 1 に適合しない契約を締結させた行
為として、同法 7 条 3 号、同法施行規則 7 条 2 号及び 3 号に違反する。

(ウ) L は、原告 2 2 宅を突然訪問し、迷惑を感じさせる仕方で勧誘したの
であるから、L の行為は、同法 6 条 3 項、同法 7 条 3 号、同法施行規則
7 条 1 号に違反する。

(エ) 以上のとおり、L の行為は、原告 2 1 及び原告 2 2 に対する不法行為
に該当し、被告 5 は、L の行為について使用者責任を負う。

エ(ア) 原告 2 1 は、L により不要なリース契約等を締結させられた結果、リ
ース料相当額の 8 0 万 2 6 2 0 円の損害を被った。

(イ) 原告 2 2 は、不要なリース契約を締結させられたことによって精神的
苦痛を被り、これを慰謝するには、5 万円を下らない。

(ウ) 原告 2 1 及び原告 2 2 は、本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依
頼することを余儀なくされ、弁護士費用相当額の 5 万円を下らない損害
を被った。

(6) 被告 5 の認否等—原告 2 1 及び原告 2 2 の請求原因に対し

ア 前記 11 請求原因(5)アの事実のうち、平成 1 6 年 8 月 2 4 日、L が原告
2 1 の事務所を訪問したこと及び No. 1 8 リース契約締結の事実は認め、そ

の余の事実は否認する。

原告21が1回線で複数の電話番号を利用できるようになったこと、被告5が、原告21の要求により、月額リース料を1万1700円から9100円に値下げしたことなどの経緯は、別紙主張事実整理表No.18の被告の「勧誘態様」欄及び「本件リース物件の必要性、有用性（原告の当時の経営規模、収益等を含む。）」欄記載のとおりである。

イ 前記11請求原因(5)イの事実は、認める。

ウ 前記11請求原因(5)ウ及びエの事実及び主張は、否認ないし争う。

12 原告19の被告6に対する請求（請求原因）

(1) 被告6の従業員Mは、原告19に対し、平成15年10月20日頃、別紙主張事実整理表No.16原告の「勧誘態様」欄記載のと通りの勧誘を行い、同年11月7日、原告19に、特別な説明をせず、No.16リース契約を被告1との間で締結させた。

(2) ア Mの「IP電話にすれば安くなる」との説明は、No.16リース物件はIP電話使用のためのリース契約ではなかったことから虚偽であり、「重要事項について事実と異なること」をしたものとして消費者契約法4条1項1号、「性能」に関する不実告知として特定商取引法6条1項1号に違反する。

イ Mは、原告19に情報通信機器に関する判断力が十分ないことに乗じて、No.16リース契約の勧誘を行った。また、原告19は、一見事業のためにNo.16リース契約を締結したように見えるが、その事業の実態に鑑みれば、全く不要なリース契約を締結させられたものである。

したがって、Mの行為は、原告19に適合しない契約を締結させた行為として、同法7条3号、同法施行規則7条2号及び3号に違反する。

ウ Mは、原告19宅を突然訪問し、迷惑を感じさせる仕方で勧誘したのであるから、Mの行為は、同法6条3項、同法7条3号、同法施行規則7条1号に違反する。

エ 以上のとおり，Mの行為は，原告19に対する不法行為に該当し，被告6は，Mの行為について使用者責任を負う。

(3)ア 原告19は，Mの行為により，不要なリース契約を締結させられた結果，リース料相当額である57万3300円の損害を被った。

イ 原告19は，不要なリース契約を締結させられたことによって精神的苦痛を被り，これを慰謝するには，5万円を下らない。

ウ 原告19は，本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依頼することを余儀なくされ，弁護士費用相当額の5万円を下らない損害を被った。

13 被告6の認否等

(1) 前記12請求原因(1)の事実のうち，Mが原告19方を訪問した事実及びNo.16リース契約締結の事実は認め，その余の事実は否認ないし不知であり，別紙主張事実整理表No.16の被告の「勧誘態様」欄の記載のとおりである。

Mは，原告19に対し，IP電話にすれば電話料金が安くなると説明したのであり，その説明は正確であった。

(2) 前記12請求原因(2)及び(3)の事実及び主張は否認ないし争う。

14 原告23及び原告24の被告8に対する請求

(1) 被告8従業員のNは，原告23の代表者である原告24に対し，別紙主張事実整理表No.19の原告の「勧誘態様」欄記載のとおり勧誘文言を告げて，十分な説明もないまま付加機能を設定し，平成19年6月26日，原告23に，No.19リース契約を被告1との間で締結させた。

(2) Nは，同日，原告24が，No.19リース契約に基づく債務を連帯保証するとの契約を，被告1との間で締結する旨の保証契約書を偽造した。

(3)ア Nがした別紙主張事実整理表No.19の原告の「勧誘態様」欄記載の説明は，「重要事項について事実と異なること」をしたものとして消費者契約法4条1項1号，「性能」に関する不実告知として特定商取引法6条1項1号に違反する。

イ Nは、多忙で詳しく話を聞く時間がなかった原告24の不注意に乗じてNo.19リース契約を締結させた。また、原告24が一人で研究に従事する実態に鑑みると、全く不要な物件のリース契約であった。

したがって、Nの販売行為は、原告23に適合しない契約を締結させた行為として、同法7条3号、同法施行規則7条2号及び3号に違反する。

ウ Nは、原告24に対し、執拗な勧誘を行い、迷惑を感じさせるような仕方
方で勧誘したのであるから、同法6条3項、同法7条3号、同法施行規則
7条1号に違反する。

エ 以上のとおり、Nの行為は、原告23及び原告24に対する不法行為で
あり、被告8は、Nの行為に対して使用者責任を負う。

(4)ア 原告23は、Nの行為により不要なリース契約等を締結させられた結果、
リース料相当額である298万6200円の損害を被った。

イ 原告24は、不要なリース契約を締結させられたことによって精神的苦
痛を被り、これを慰謝するには、5万円を下らない。

ウ 原告23及び原告24は、本件訴訟を提起するにあたって弁護士を依頼
することを余儀なくされ、弁護士費用相当額の5万円を下らない損害を被
った。

15 被告8の認否等

(1) 前記14請求原因(1)の事実のうち、原告23と被告1とのNo.19リース契
約締結の事実は認め、その余の事実は否認する。原告24の申出から始まっ
た契約締結の経緯は、別紙主張事実整理表No.19の被告の「勧誘態様」欄記
載のとおりである。

(2) 前記14請求原因(2)の事実は否認する。連帯保証契約書は、原告24の指
示で総括担当のO氏が保証人欄に署名をした後、原告24自身が書類に押印
した。

(3) 前記14請求原因(3)及び(4)の事実及び主張は否認ないし争う。

16 原告32の予備的請求

(1)ア 原告32は、平成17年3月7日、当庁において民事再生手続開始決定を受け、原告32に対する債権元本及び再生手続開始決定日前日までの債権の80%及び再生手続開始決定日以降の利息損害金の100%の免除を受ける内容の再生計画案が認可・確定した。

イ 原告32の再生計画案が認可・確定したことにより、被告1が原告32に対して有する90万7100円(消費税抜き)の債権が権利変更されて、残債権額は18万1420円(消費税抜き、消費税込みで19万0491円)となった。

ウ 原告32は、被告1に対し、平成17年4月4日から平成18年11月4日までの間、毎月2万0265円(税込み)、合計40万5300円を弁済した。

(2) よって、原告32は、被告1に対し、不当利得返還請求権に基づき、21万4809円及びこれに対する平成20年4月29日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

17 被告1の原告32の予備的請求に対する答弁

請求原因16(1)ア及び同イの事実は不知。同ウの事実は認める。

(乙事件)

1 請求原因

(1) 原告らは、被告1との間で、別紙主張事実整理表「契約の概要」欄記載の契約日、リース物件、支払回数・支払総額(税込)、月額リース料(税込)、連帯保証人欄記載のとおり、リース契約(遅延損害金:年14.6%及びリース料の支払を1回でも遅滞したときは、何ら通知・催告を要しないで残リース料全額の支払につき期限の利益を失うとの期限の利益喪失特約との約定がある。)及びリース料支払債務についての連帯保証契約を締結した。

(2) 原告らは、別紙主張事実整理表「契約の概要」欄記載の最終日支払記載の

とおり(ただし, No. 1 5 リース契約を除く。), (1)のリース料の支払を怠った。
(3) よって, 被告 1 は, 原告らに対し, リース契約又は連帯保証契約に基づき,
乙事件請求の趣旨記載のとおり判決を求めらる。

2 請求原因に対する認否

No. 5 - 3 リース契約, No. 1 9 リース契約, No. 2 1 リース契約, No. 2 2 - 1 リース契約, No. 2 2 - 2 リース契約, No. 2 4 - 1 リース契約, No. 2 4 - 2 リース契約及びNo. 2 4 - 3 リース契約の成立は否認し, No. 1 5 リース契約の既払代金が 6 4 万 3 8 6 0 円であることを認め, その余の請求原因事実は認める。

3 抗弁

(1) 原告らの抗弁

甲事件請求原因のとおり, 本件各リース契約は, 詐欺により取り消され, 又は錯誤ないし公序良俗により無効であり, 若しくはクーリング・オフにより解除された。

(2) 原告 3 2 の抗弁

甲事件請求原因 16 のとおり。

4 抗弁に対する認否

(1) 3 (1)原告らについて

甲事件請求原因に対する認否のとおり。

(2) 3 (2)原告 3 2 について

甲事件請求原因 1 6 に対する認否のとおり。

(以下余白)

理 由

第1 甲事件について

1 争いのない事実並びに後掲各証拠及び弁論の全趣旨によって認められる被告1におけるリース契約締結の手續及び本件各リース契約締結の経緯に関する事実は、次のとおりである。

(1) 被告1と被告3を除く各提携販売店は、それぞれ、要旨次の約定でリース業務提携契約（以下「本件業務提携契約」という。）を締結した。

ア リース対象となる物件は、各提携販売店が取り扱う被告1の承認した商品とし、顧客は、被告1所定の条件に当てはまる者とする。

イ リース料率は、別途定める料率表のとおりとし、金融情勢及び取引条件に変動が生じた場合、被告1はいつでもこれを改定することができる。

ウ 各提携販売店は、被告1とのリース契約を希望する顧客に対し、被告1に代わってリース契約の説明を行い、顧客から所定の「リース申込書」及び申込書必要書類（以下、これらの書類を「本件申込書」という。）を受け取り、被告1に送付する。

エ 被告1は、本件申込書を受け取り次第、速やかに、被告1の審査基準により、リース契約の諾否を決定する。

オ 各提携販売店は、被告1が応諾した顧客に対し、被告1に代わってリース契約の事務手續を行い、当該顧客が記名押印した所定のリース契約書、借受確認証などの書類を当該顧客から受領する。

ただし、各提携販売店は、この場合において、被告1の代行者であり代理人として契約を締結する権限は有しない。

カ 各提携販売店は、前記事務手續の際に、被告1から顧客への承諾を通知し、この時をもって被告1と当該顧客との間のリース契約が成立する。

キ 各提携販売店から被告1への物件の引渡しは、被告1が顧客に対してリース物件の検収終了を確認した日とする。

この場合において、被告1は、顧客から受領した借受確認証の所定欄にその確認日を記載する。

ク 各提携販売店は、各提携販売店の営業活動に起因する顧客との苦情について、その責任において処理解決を図るものとし、被告1に一切迷惑をかけない。各提携販売店は、万一、被告1に損害を与えた場合、被告1が被った損害を賠償する。

ケ 各提携販売店又は被告1は、本件業務提携契約又は売買契約に違反したとき、信用を失墜する事由が生じたときなどは、相手方に通知することなく、本件業務提携契約を解除することができる。

【乙A1～3（各枝番号）、6、7、B1～4（各枝番号）、7、C1～5（各枝番号）】

(2) 本件各リース契約締結

原告らと被告1とは、原告らが、別紙主張事実整理表「契約の概要」欄記載の販売店／販売代理店から勧誘を受けて、同欄中の「契約日、リース物件、支払回数・支払総額（税込）、月額リース料（税込）」欄記載のとおり、リース契約ないしリース料支払債務の連帯保証契約（①遅延損害金年14.6%、②リース料の支払を1回でも遅滞したときは、何ら通知・催告を要しないで残リース料全額の支払につき期限の利益を失うとの期限の利益喪失特約約定がある。）を締結した。

【No.5-3リース契約、No.19リース契約、No.21リース契約、No.22-1リース契約、No.22-2リース契約、No.24-1リース契約、No.24-2リース契約及びNo.24-3リース契約の成立については、(3)のとおり。その余の本件各リース契約については争いのない事実（ただし、勧誘内容については争いがある。）】

(3) 本件各リース契約締結の経緯

ア 原告1（連帯保証人：原告2）

(ア) 原告2は、昭和57年から「原告1」との商号で経営コンサルタント業を営んでいた。

原告1の平成15年度の営業収益は601万6500円で、収入総利益は166万4624円であった。

原告1には、平成15年当時、7、8坪の事務所で5名の従業員が勤務していた。

原告1では、平成15年までの間にリース契約の切替えを行ったことがあり、平成15年当時は販売店が被告4であった電話機7台（P株式会社製：MD616）のリース契約を締結していた。

【甲ア4、8、証人G、原告1代表者兼原告2本人（以下、証拠の表示としては「原告2本人」という。）】

(イ) 原告1と被告4とは、昭和58年頃から取引があった。

被告4従業員Gは、平成14年2月21日、原告1の事務所を訪問し、担当者の変更を伝えた。

Gは、同年6月頃、原告1の事務所を訪問したところ、原告2から、前記リース契約にかかるビジネスホンの台数が余っていること、従前のリース契約の残リース料を合わせてリース料月額が安くなる方法がないかとの質問を受けた。

原告2は、Gに対し、同年7月2日、他社からリース契約の提案を受けた旨話したところ、同月15日、Gから、「デジタル導入ご提案書」を示されて、ビジネスホンのリース契約の勧誘を受けた。その際、Gは、原告2に対し、リース料は残債務等を合わせた値段であること、電話機を替えることによって、被告4の被告4電話サービス利用することができること、被告4電話サービスを利用することにより通話料金が割引になること、設置工事代金の別途負担がないこと、機器を替えることによりナンバーディスプレイサービスが受けられるようになること、7年間

保守が無料で受けられること、原告1旧リース契約の残リース料は被告4が一括して処理すること、原告1旧リース契約の解約金が新しいリース料に加算されることを説明した。

原告2は、Gの説明を聞いて、工事代金はリース料に含まれると認識した。

原告2は、同年7月頃から同年12月頃までの間、他社から勧誘を受けていることをGに話したところ、リース料を安くする旨の勧誘を受けた。

Gは、平成15年1月31日、原告1を訪問し、原告2に対し、1か月2万2000円（消費税別5年リース）のビジネスホンのリース契約の締結を勧誘した。

なお、原告2は、Gに対し、「平成13年頃に株式会社Fからビジネスホンのリース契約締結の勧誘を受けたが、現状リースが解約されず、二重払いになることが分かったため、設置工事をする前にキャンセルした。」旨話したことがあった。

【甲ア8，乙D2，4，5，証人G，原告2本人】

(ウ) 原告2は、原告1旧リース契約の残リース料の支払総額と新しいリース契約に基づくリース料の支払額を吟味し、電話料金が安くなり、保守も受けられるのであればよいと考え、Gの勧誘に応じ、ビジネスホンのリース契約を締結することとし、平成15年1月31日、「リース契約書」の申込欄に押印した。同書面には、申込者の概要として設立・創業昭和54年10月、資本金1000万円、年商6000万円、従業員3名、営業内容経営コンサルタントと記載されているほか、No.1リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告2は、「お申込み書」に押印した。同書面には、No.1のとおりの内容のNo.1リース物件、月額リース料、リース期間が記載されてい

るほか、Q株式会社の月額リース料、リース支払回数も記載されていた。

さらに、原告2は、借受確認書の借主欄に押印した。

なお、No.1リース物件は、単体で又はアダプタを取り付けることによりACR機能（最安の電話会社を利用するよう、自動的に接続先を決める電話機の機能）をつけることができたが、ACRは特定の会社の料金しか比較できず、被告4電話サービスを利用するためには電話機を交換する必要があった。

【甲ア8～10、乙A12の1・2、乙D3、原告2本人】

(エ) No.1リース物件は、平成15年2月10日、原告1の事務所に設置された。

被告1は、同月12日、原告2に電話をかけて、No.1リース物件の設置を確認したが、Gが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

(オ) 被告4は、原告1に対し、No.1リース契約締結に際し、通話に雑音が生じるなどの自然障害が生じた場合に機器交換代を被告4が負担する保守サービスをつけた。

原告2は、被告4に対し、No.1リース物件の液晶画面が見えにくくなったことについて苦情を述べた。

原告1は、No.1リース契約締結後、電話料金が安くなった。

原告2は、No.1リース料を事業に関する経費として計上していた。

原告2は、No.1リース物件を現在は使用していない。

【争いのない事実、原告2本人】

イ 原告3

(ア) 原告3は、平成17年当時、「商号A」との商号で妻と2人で豊屋を営んでいた。

商号Aの平成17年分の売上げは1275万9934円で、営業所得

は211万9648円であった。

【甲ケ1，7，10，原告3本人】

(イ) No.2-1リース契約について

a 原告3は，平成16年12月頃まで，作業場で，被告1から電話機をリースし，問題なく使用できていた。

株式会社A従業員Aaは，平成16年12月頃，商号Aの作業場を訪問し，原告3に対し，電話機を光対応のものにしなければ半年ぐらいで電話機が使えなくなる，電話料金も安くなるなどと述べて，約2時間，No.2-1リース契約を締結するよう勧誘した。

【甲ケ1，10，原告3本人】

b 原告3は，電話機を光対応にしなければならない等と考えて，Aaの勧誘に応じ，No.2-1リース契約を締結することとし，平成16年12月頃，「リース契約書」の申込欄に記入して押印した。同書面には，申込者の概要として創業大正15年，従業員2名，営業内容畳製造と記載されているほか，No.2-1リース物件，月額リース料，リース期間が記載されている。

また，原告3は，借受確認書の借主欄に署名押印した。

【甲ケ1，10，乙B10の1・2，原告3本人】

c No.2-1リース物件は，平成17年1月4日，商号Aの作業場及び作業場に隣接した居宅に設置された。

被告1は，同月6日，原告3に電話をかけて，No.2-1のリース物件の設置を確認したが，Aaが，事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ケ2～4，9，乙B10の2】

d 原告3は，No.2-1リース物件のうち1台を畳の注文を受ける際に使用しており，作業場の電話は現在も使用している。

原告3は、No.2-1リース契約のリース料を事業に関する経費として計上していた。

また、原告3は、No.2-1リース物件の電話番号をタウンページに掲載していた。 【争いのない事実】

(ウ) No.2-2リース契約について

a A aは、同年6月頃、商号Aを訪問し、原告3に対し、自宅についても電話機を光対応にしなければならない、電話料金が安くなる、光電話サービスの工事が自宅の近くまで行われているから、早く機械を変えなければならない、半年ぐらいの間にもう工事が終わるから早いほうが良い旨告げて、No.2-2リース契約の締結を勧誘した。

【甲ケ1, 10, 原告3本人】

b 原告3は、電話機が使用できなくなると考えて、A aの勧誘に応じ、No.2-2リース契約を締結することとし、同年7月頃、「リース契約書」の申込欄に記入して押印した。同書面には、申込者の概要として設立・創業大正15年、従業員2名、営業内容畳製造と記載されているほか、No.2-2リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告3は、借受確認書の借主欄に記入して押印した。

なお、原告3は、No.2-2リース契約締結当時、作業場から500mほど離れた自宅に住んでいたが、作業場の住所で住民登録をしていたため、A aから指示されて、「リース契約申込書」には住民票上の住所を記入した。 【甲ケ1, 10, 乙B11の1・2, 原告3本人】

c No.2-2リース物件は、平成17年7月25日、原告3の自宅に設置された。

被告1は、同月27日、原告3に電話をかけて、No.2-2リース物件の設置を確認したが、A aが、事実と異なる内容又は不審に思われ

る内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ケ5, 6, 9, 乙B11の2】

d 原告3は, No.2-2リース料を事業に関する経費として計上していた。

原告3は, 現在は, 家庭用の電話機を使用している。

【争いのない事実, 甲ケ1, 10, 原告3本人】

ウ 原告4

(ア) 原告4は, 平成17年当時, 「商号B」との商号で鉄工業を営んでいた。

商号Bでは, 平成17年当時, 原告4以外に3名の従業員が勤務していた。

商号Bの平成17年分の営業収入は4110万5586円, 所得金額は80万0534円であったが, それ以降, 売上げは落ちていった。

原告4は, 平成17年当時, 家庭用のファクシミリ機能が付いた電話機を利用していた。

原告4の平成19年9月のダイヤル通話料は355円, 同年10月のダイヤル通話料は269円, 同年11月のダイヤル通話料は253円であった。

原告4は, 平成20年9月に商号Bを廃業した。

【甲B1, 8の1, 9 (各枝番号), 10, 11, 原告4本人】

(イ) 株式会社A従業員Abは, 平成17年5月頃, 商号Bを3回ほど訪問し, 原告4に対し, 電話料金が安くなる旨説明し, 電話機リース契約の締結を勧誘した。

【甲タ1, 11, 原告4本人】

(ウ) 原告4は, 電話料金が安くなるのであればと考え, Abの勧誘に応じ, リース契約を締結することとし, 同月30日頃, 「リース契約書」の申込欄に記入して押印した。同書面には, 申込者の概要として業歴35年, 従業員3名, 営業内容鉄工業と記載されているほか, No.3リース物件,

月額リース料，リース期間が記載されている。

また，原告４は，借受確認書の借主欄に記入して押印した。

【甲タ１，１１，乙Ｂ２０の１・２，原告４本人】

(エ) No.3リース物件は，同月３１日，商号Ｂの事務所に設置された。商号Ｂの事務室の広さは，４～５坪であるが，No.3リース物件のうち据置型の電話機は壁に掛け，子機は窓際に置かれた。また，作業室の棚の中に据置型の電話機が置かれた。

No.3リース物件は，３２台まで子機が設置できるビジネスホンであった。

原告４は，平成１７年頃は主に携帯電話を使用していた。

被告１は，同年６月１日，原告４に電話をかけて，No.3リース物件の設置を確認したが，Ａｂが，事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲タ１，４の１～６，５，６，１１，１３，乙Ｂ２０の１・２，原告４本人】

(オ) 原告４は，No.3リース物件の電話番号をタウンページに掲載し，No.3リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

【争いのない事実，原告４】

エ 原告５

(ア) 原告５は，昭和３５年から「商号Ｃ」との商号で畳店を営んでいた。

商号Ｃでは，平成１５年頃から，原告５が２２坪ほどの広さの作業場で畳を製造しており，年に数回程度妻が作業を手伝うことがあった。商号Ｃの平成１６年の売上げは１２７３万９０９５円，営業利益は１６６万１０００円，平成１７年の売上げは，１１６５万６６９５円，営業利益は１００万１０００円であった。

原告５の平成１９年７月の通話料金は１６６９円，同年８月の通話料

金は1831円であった。

【甲サ1，15の1・2，16の1・2，18，原告5本人】

(イ) No.4-1リース契約について

a 原告5は，平成17年1月頃まで，家庭用電話機を使用していた。

株式会社A従業員Aaは，その頃，商号Cを訪問し，原告5に対し，リース料の支払だけで電話代がかからなくなる，アメリカでは電話代が無料で，日本もこれからそうなる，この地域であと2件割当てがあるなどと説明して，電話機のリース契約を締結するよう勧誘した。

原告5は，Aaの勧誘を断っていたが，Aaは，7～8回作業場を訪問し，作業中の原告5に対し，勧誘を繰り返した。

【甲サ1，2の2，18，原告5本人】

b 原告5は，契約を締結すれば電話代がかからなくなり，Aaも訪問しなくなると考えて，Aaの勧誘に応じ，同年1月8日頃，No.4-1リース契約を締結することとし，「リース契約書」の申込人欄に記入して押印した。同書面には，申込者の概要として創業昭和35年，従業員2名，営業内容畳製造と記載されているほか，No.4-1リース物件，月額リース料，リース期間が記載されている。No.4-1リース物件は，内線機能，外線転送機能及びブロードバンドルータ機能を有し，IP電話に対応するものであった。

また，原告5は，借受確認書の借主欄に記入して押印した。

【甲サ1，2の1・3，18，乙B25の1・2，原告5本人】

c No.4-1リース物件は，平成17年1月8日，商号Cの入口近くに設置された。

被告1は，同月13日，原告5に電話をかけて，No.4-1リース物件の設置を確認したが，Aaが，事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲サ13, 14, 乙B25の2】

- d 原告5は, No.4-1リース物件の電話番号をタウンページに掲載し4-1リース料を事業に関する経費として計上していた。

原告5は, 現在は, No.4-1リース物件を使用していない。

【争いのない事実, 原告5本人】

- (ウ) No.4-2リース契約について

- a 原告5は, No.4-2リース契約締結まで, 作業場でファクシミリを使用していなかった。

A aは, 平成17年1月, 商号Cを訪問し, 原告5に対し, 事業者であればファクシミリが必要である, 契約してもらわないといけない旨述べて, ファクシミリのリース契約を締結するよう勧誘した。

原告5は, A aの勧誘を断っていたが, A aは, 5~6回作業場を訪問し, 作業中の原告5に対し, 勧誘を繰り返した。

【甲サ1, 3の2, 18, 原告5本人】

- b 原告5は, 電話機を導入したらファクシミリも導入しなければならず, 契約を締結すればA aも訪問しなくなると考え, A aの勧誘に応じ, 同月8日頃, No.4-2リース契約を締結することとし, 同年1月28日頃, 「リース契約書」の申込人欄に記入して押印した。同書面には, 申込者の概要として創業昭和35年, 従業員2名, 営業内容畳製造と記載されているほか, No.4-2リース物件, 月額リース料, リース期間が記載されている。

また, 原告5は, 借受確認書の借主欄に記入して押印した。

【甲サ1, 3の1, 18, 乙B26の1・2, 原告5本人】

- c No.4-2リース物件は, 平成17年1月28日, 商号Cに設置された。

被告1は, 同月31日, 原告5に電話をかけて, No.4-2リース物

件の設置を確認したが、A a が、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。 【乙B26の2】

d 原告5は、No.4-2リース料を事業に関する経費として計上していた。 【争いのない事実，原告5本人】

(エ) No.4-3リース契約について

a A a は、平成17年2月、商号Cを訪問し、原告5に対し、電話機に子機はつきものだ、自宅の電話にも子機があるだろうなどと述べて、電話機のリース契約を締結するよう勧誘した。

原告5は、作業場は1部屋しかないから子機は不要であると述べてA a の勧誘を断っていたが、A a は、5～6回作業場を訪問し、作業中の原告5に対し、勧誘を繰り返した。

【甲サ1，4の2，18，原告5本人】

b 原告5は、子機もセットにして契約しなければならないのかと考え、また、契約を締結すればA a も訪問しなくなると考えて、A a の勧誘に応じ、同年2月頃、No.4-3リース契約を締結することとし、「リース契約書」の申込人欄に記入して押印した。同書面には、申込者の概要として創業昭和35年、従業員2名、営業内容豊製造と記載されているほか、No.4-3リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告5は、借受確認書の借主欄に記入して押印した。

【甲サ1，4の1，18，乙B27の1・2，原告5本人】

c No.4-3リース物件は、平成17年2月3日、商号Cの入り口の近くの機械の横に設置された。

被告1は、同月4日、原告5に電話をかけて、No.4-3リース物件の設置を確認したが、A a が、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲サ13, 14, 乙B27の2】

d 原告5は, No.4-3リース料を事業に関する経費として計上していた。
【争いのない事実】

オ 原告6 (連帯保証人: 原告7)

(ア) 原告7は, 平成9年に金属プレス加工業を業務内容とする原告6を設立した。

原告6では, 原告7のほか, 妻であるH, 息子, パートタイマーの3名が勤務し, 平成14年8月1日から平成18年7月31日まで総売上げは年平均で1500万円前後, 営業利益は100万円前後であった。

原告7は, 平成5年頃に事故のため右手が不自由となった。また, 平成13年頃には体調を崩し, 平成14年6月にはうつ病と診断され, 平成15年9月頃からは進行性核上性麻痺を発症し, 工場での作業を減らさざるを得ない状況になった。さらに, 原告7は, 平成18年頃には話すこともできなくなり, 平成19年頃からは, 工場に出ても作業ができなくなった。

【甲ク1, 2, 5 (各枝番号), 18の1~4, 19, 証人H】

(イ) No.5-1リース契約について

a 原告6は, 被告1との間で, 平成12年7月4日, ビジネスホンのリース契約を締結して, これを工場と倉庫に設置して平成15年まで使用していた (なお, この契約は, 平成15年4月3日, 被告7を通じて, 解約された。)

原告6の平成15年の1か月当たりの通信費は, 5000円程度であった。

原告6では, 電話応対をするのはHのみであった。

【甲ク1, 8の2, 19, 証人H】

b 被告7従業員は, 平成15年1月頃, 原告6の工場を訪れ, 作業中

の原告7及びHが作業している隣で、約10分にわたって電話料金が安くなる旨述べてリース契約の締結を勧誘した。

Hは、被告7従業員に対し、工場では危険な作業をしており話を聞くことは危険である旨述べて、何度も帰るように求めたが、被告7従業員が退去しなかったため、工場の外で話を聞くことにした。

被告7従業員は、Hに対し、電話を替えれば電話料金が安くなる旨説明した。

Hは、1度は被告7従業員の勧誘を断ったが、数日後、再び被告7従業員が訪れ、前回と同じ内容の勧誘を繰り返したほか、従来の電話が使えなくなるなどと説明した。被告7従業員は、その後も、3～4回ほど原告6を訪れて勧誘を続けた。 【甲ク10, 19, 証人H】

c 原告7及びHは、電話代が安くなるのであれば損をしない、何度も勧誘に来られるのは迷惑だと考え、被告7従業員の勧誘に応じ、同月30日、No.5-1リース契約を締結することとし、「リース契約書」の申込欄に記名押印し、連帯保証人欄に記入して押印した。同契約書には、申込者の概要として設立・創業昭和51年、従業員4名、営業内容金属プレス加工と記載されているほか、No.5-1リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、Hは、借受確認書の借主欄所に押印した。

なお、原告7は、右手が不自由なため、契約書への記入・押印はHが行った（以下の契約も同じ。）。

【甲ク10, 19, 乙B23の1・2, 証人H】

d No.5-1リース物件は、平成15年2月4日、原告6に設置された。

被告1は、同月5日、原告7に電話をかけて、No.5-1リース物件の設置を確認したが、被告7従業員が、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ク 1 9, 乙 B 2 3 の 2, 証人 H】

- e 原告 6 は, No. 5 - 1 リース物件の電話番号をタウンページに掲載し, No. 5 - 1 リース料を事業に関する経費として経費に計上していた。

原告 6 では, 現在, 家庭用電話機を使用している。

【争いのない事実, 証人 H】

(ウ) No. 5 - 2 リース契約について

- a 原告 6 は, No. 5 - 2 のリース契約締結以前, リースしたコピー機 1 台及びファクシミリを使用していた。 【甲ク 1 9】

- b 被告 7 従業員は, 平成 1 5 年 6 月頃, 再び, 原告 6 を訪問し, 原告 7 及び H の作業を中断させて, コピーとファクシミリが一体になった機械を導入しないかなどと説明した。 【甲 B ク 1 9, 証人 H】

- c H は, 被告 7 従業員の勧誘を何度か受け, そのしつこさのために仕事に集中できなくなるなどして身の危険を感じて, 工場の外で話を聞き, 同従業員の勧誘に応じ, 同月 1 9 日, 複合機のリース契約を締結することとし, 「リース契約書」の申込人欄に押印し, 連帯保証人欄に記入して押印した。同書面には, 申込者の概要として設立・創業昭和 5 1 年 1 月, 資本金 3 億円, 年商 3 0 億円, 従業員 3 名, 営業内容金属プレス加工と記載されているほか, No. 5 - 2 リース物件, 月額リース料, リース期間が記載されている。

また, H は, 借受確認書の借主欄に押印した。

【甲ク 1 1, 1 9, 乙 B 2 4 の 1 ・ 2, 証人 H】

- d No. 5 - 2 リース物件は, 平成 1 5 年 6 月 2 5 日, 原告 6 に設置されて, 業務のために使用されていた。

被告 1 は, 原告 7 に対し, 同月 2 7 日, 電話をかけて, No. 5 - 2 リース物件の設置を確認したが, 被告 7 従業員が, 事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ク 1 9, 乙 B 2 4 の 2, 証人 H】

e 原告 6 は, No. 5 - 2 リース料を事業に関する経費として経費に計上していた。 【争いのない事実】

(エ) No. 5 - 3 リース契約について

a 株式会社 E 従業員 E a は, 平成 1 7 年 2 月頃, メンテナンスである旨告げて, 原告 6 の事務所を訪問した。 E a は, 原告 7 及び H に対し, 費用がかかることを告げず, 電話の調子が悪いようなので, 電話機を交換する旨述べて, 電話機を交換する工事を行った。

【甲ク 1, 1 9, 証人 H】

b E a は, 原告 7 及び H に対し, 工事が終わった後, リース契約書への署名押印を求めた。 E a は, H からなぜ書類を書かなければいけないか説明を求められ, 以前の 2 つのリース契約を 1 つにまとめる書類である旨説明した。 【甲ク 1 9, 証人 H】

c 原告 7 及び H は, E a を被告 7 従業員だと思っており, No. 5 - 1 及び No. 5 - 2 のリース契約の残債務を書き換えるだけの書類であると考えて, H が「リース契約書」の申込人欄に押印し, 連帯保証人欄に記入して押印した。同書面には, 申込者の概要として設立・創業昭和 5 1 年 1 月, 資本金 3 0 0 万円, 年商 3 0 0 0 万円, 従業員 3 名, 営業内容金属プレス加工と記載されているほか, No. 5 - 3 リース物件, 月額リース料, リース期間が記載されていた。

また, H は, 借受確認書の借主欄に押印した。

【甲ク 1 2, 1 9, 乙 B 8 の 1, 2, 証人 H。なお, 原告 6 の押印があり, 乙 B 8 の 1 は真正に成立したものと推定され, No. 5 - 3 リース契約の成立が認められる。】

d No. 5 - 3 リース物件は, 平成 1 7 年 2 月 4 日, 原告 6 に設置された。被告 1 は, 同日, 原告 7 に電話をかけて, No. 5 - 3 リース物件の設

置を確認したが、E a が、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をし事実までは確認しなかった。

【甲ク 1 9, 乙 B 8 の 2, 証人 H】

e Hは、No. 5 - 3 リース契約締結後、No. 5 - 3 リース物件のリース料が引き落とされていることに気が付き、株式会社Eに電話をかけて苦情を述べて、No. 5 - 3 リース物件の数か月分のリース料の返金を受けた。

原告 6 は、電話番号をNo. 5 - 3 リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No. 5 - 3 リース料を事業に関する経費として経費に計上していた。

【争いのない事実, 証人 H】

(オ) No. 5 - 4 リース契約について

a 原告 6 は、株式会社C従業員C a から、防犯カメラを無料で取り付けますなどと言われ、平成 1 8 年 9 月頃、ネットワークカメラ 2 台、セキュリティーキット 1 台のリース契約を締結した。

【甲ク 1, 1 9, 証人 H】

b Hは、同じ頃、No. 5 - 1 リース物件からトナードラムの交換するようにと記載された用紙が出てきたため、ネットワークカメラを取付けに来た工業者にその意味を尋ねたところ、トナードラムを 4 0 万円程度かけて交換しなければいけないと言われた。

C a は、その後、原告 6 を訪問し、ドラムの交換に高額のコストがかかる、1 度ドラムを交換してもまたすぐにドラムを交換しなければならないことが多いので、費用がかさむ、新しく物件を導入した方が安い、新しくリース契約を締結すれば、前のリース契約の残リース料を負担する必要がなくなるなどと説明して、リース契約の締結を勧誘した。

【甲ク 1, 1 9, 証人 H】

c Hは、新しく複合機を導入した方がよいと考え、C a の勧誘に応じ、

同年10月18日、「リース契約書」の申込人欄に押印し、連帯保証人欄に記入して押印した。同契約書には、申込者の概要として設立・創業昭和50年1月、資本金300万円、年商300万円、従業員3名、営業内容鉄工業と記載されているほか、No.5-4リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、Hは、借受確認書の借主欄に押印した。

さらに、Hは、電話機リース確認書の確認チェック欄にチェックをした上で押印した。同書面には、物件入替えの顧客は、今回のリース契約に旧リース契約の残債務相当額が含まれていることを理解していること、販売会社から不審な勧誘を受けなかったこと、リース期間内は解約できないこと、リース契約を解約する場合には解約金が必要になることなどを確認する欄が設けられていた。

なお、トナードラムは、実際には、40万円以下で購入することができた。

【甲ク1, 16 (各枝番号), 19, 乙B9 (各枝番号), 証人H】
d No.5-4リース物件は、平成18年10月19日、原告6に設置された。

被告1は、同月20日、原告6に電話をかけて、No.5-4リース物件の設置を確認したが、Caが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

なお、借受確認書には、被告1従業員が、原告7に電話で確認した記載がある。

【甲ク19, 乙B9の2, 証人H】
e 原告6は、No.5-4リース料を事業に関する経費として計上していた。

原告6では、現在、家庭用ファクシミリを使用している。

【争いのない事実, 甲ク19, 証人H】

カ 原告 8

(ア) 原告 8 は、平成 17 年 8 月に勤めていた産業廃棄物の最終処分場を退職し、平成 18 年 4 月、大阪府東大阪市で環境コンサルティングの会社を立ち上げる準備をしていた。【甲コ 1、原告 8 本人】

(イ) 株式会社 C 従業員 C b 及び株式会社 C b の部下ら（以下、C b と部下らを「C b ら」という。）は、平成 18 年春頃、原告 8 宅を 4～5 回訪れ、複合機のリース契約の締結を勧誘した。原告 8 は、C b らに対し、借金をしたくない旨述べると、C b らから、リースであるからいつでも解約できる、解約すると払わなくてよくなると言われた。

【甲コ 1、原告 8 本人】

(ウ) 原告 8 は、C b らの勧誘に応じ、複合機のリース契約を締結することとし、平成 18 年 4 月 25 日、「リース契約書」の申込欄に記入して押印した。同契約書には、申込者の概要として設立・創業平成 17 年、従業員 3 名、営業内容サービス業と記載されているほか、No. 6 リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告 8 は、借受確認書の借主欄に記入して押印した。

さらに、原告 8 は、電話機リース契約確認書の確認欄にチェックした上で署名押印した。なお、同書面には、リース契約は、リース期間内の解約ができないこと、販売会社から不審な勧誘を受けなかったことを確認する欄が設けられていた。

なお、原告 8 は、C b から、電話機リース確認書に署名するだけでよいと言われ、確認欄にチェックをしたのは C b であった。

【甲コ 1、乙 B 1 2 の 1・2・4、原告 8 本人】

(エ) No. 6 リース物件は、平成 18 年 4 月 25 日、大阪府東大阪市にある事務所に設置された。被告 1 は、同月 28 日、原告 8 に電話をかけて、No. 6 リース物件の設置を確認したが、C b らが、事実と異なる内容又は不

審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲コ1，乙B12の2，原告8本人】

(オ) 原告8は，同年5月から個人で環境コンサルティング業を始め，同年6月には商号Dを設立したが，同年10月には休業することになり，Cbに連絡して，No.6リース物件を引き取ってほしいと告げて了承を得たが，Cbが引取りに来ることはなかった。 【甲コ1，原告8本人】

キ 原告40（連帯保証人：原告41）

(ア) 原告40は，昭和45年頃から原告40の自宅兼店舗において，「商号E」との商号で，息子の原告41と2～3名の従業員を雇用し，エクステリアのフェンス関係の工事を行っていた。

平成17年度の売上げは2000万円，営業所得は400万円であった。

原告40は，No.7リース契約を締結する以前から，白黒の複合機のリース契約を締結して業務に使用していた（以下「原告40旧リース契約」という。）。 【甲ソ1，5の1・2，原告40本人】

(イ) 株式会社C従業員Caは，平成18年10月5日，原告40宅を訪問し，以前から株式会社Cが販売店となって複数のリース契約を締結していた原告40に対し，カラーのファクシミリとモノクロのファクシミリのいずれかをサービスで提供しますなどの勧誘文言を述べた。

原告40は，同月23日，「リース契約書」の申込欄に押印した。また，原告41も，同契約書の連帯保証人欄に記入して押印した。同契約書には，申込者の概要として創立・創業昭和46年，年商2億円，従業員5名，営業内容建築材料販売と記載されているほか，No.7リース物件，月額リース料，リース期間が記載されているが，年商は，2000万円を書くつもりを原告40が誤って2億円と記載したものであった。

また，原告40は，借受確認書の借主欄に押印した。

さらに、原告40は、「お客様確認書」のチェック欄に記入し、申込者欄に署名・押印した。なお、同書面には、販売会社の勧誘に不審な点はなかったとの確認する欄に確認した旨のチェック欄が設けられていた。

【甲ソ1, 6の3・4, 7～10 (各枝番号), 乙B19 (各枝番号), 原告40本人】

(ウ) No.7リース物件は、平成18年10月23日、原告40宅の応接室に設置された。

被告1は、同月24日、原告40に電話をかけて、No.7リース物件の設置を確認したが、Caが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙B19の2・4, 原告40本人】

(エ) 原告40は、No.7リース料を事業に関する経費として計上していた。

【争いのない事実】

(オ) 株式会社C代表取締役Ccは、No.7リース契約締結後、No.7リース物件を含む株式会社Cが販売店となるリース契約について解決金を支払う旨の合意書を作成した。

また、株式会社C代表取締役会長のCdは、平成19年1月17日、No.7リース物件は、原告40旧リース契約の残リース料相当分については商号Eが支払い、過剰分を株式会社Cが負担することで口頭による合意に至ったこと、株式会社Cの勧誘により商号Eが締結したリース契約 (No.7リース契約も含む。) 3件は、商談内容において錯誤、誤解を招きかねない部分も一部見受けられ、契約取消を前提として折衝にあたったことを記載した文書を作成し、原告40に交付した。

原告40は、被告1から、平成18年12月4日から、No.7リース契約のリース料を請求されているが、これを支払っていない。

【争いのない事実, 甲ソ11, 13, 乙B19の3】

ク 原告 9（連帯保証人：原告 10）

(ア) 原告 10 は、昭和 40 年頃から大阪市 a 区内の原告 10 自宅兼店舗で、「原告 9」との商号で皮革卸売業を営んでいた。原告 10 は、原告 9 を約 20 年間 1 人で営業しており、平成 16 年 10 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日までの売上総利益は 1279 万 4504 円であったが、利益はなく、営業損失は 83 万 1726 円であった。

【甲シ 1，7，原告 9 代表者兼原告 10 本人（以下、証拠の表示としては「原告 10 本人」という。）】

(イ) 原告 10 は、平成 17 年 6 月頃、原告 10 宅を訪問した者から、デジタルに変わる、今の電話機は使えなくなる旨言われて、ビジネスホンのリース契約を締結した。

株式会社 A 従業員 A c は、同年 11 月初旬頃、原告 10 宅を訪問し、原告 10 に対し、デジタルが光になるから電話機が使えなくなるので、電話機を換えた方がよい旨説明した。原告 10 は、半年ほど前に電話機を替えたばかりであったので、A c に対し、いい加減にしてほしいと述べて退去を求めた。しかし、A c は、原告 10 に対し、電話機が使えなくなる旨を繰り返し述べて、1 時間から 1 時間半にわたって勧誘を続けた。 【甲シ 1，6，原告 10 本人】

(ウ) 原告 10 は、光通信に関する知識もなく、電話が使用できなくなると困ると思い、A c の勧誘に応じ、平成 17 年 11 月頃、No.8 リース契約を締結することとし、「リース契約書」の申込人欄に押印し、連帯保証人欄に記入して押印した。同契約書には、申込者の概要として設立昭和 40 年、資本金 1000 万円、従業員 5 名、営業内容皮革卸と記載されているほか、No.8 リース物件、月額リース料、リース期間が記載されているが、従業員数は原告 10 が記載したものではなかった。

原告 10 は、借受確認書の借主欄に押印した。

【甲シ1, 2, 乙B13の1・2, 原告10本人】

(エ) No.8リース物件のうち親機は, 原告10宅の事務所スペースに, 子機は自宅の居間及び倉庫に, 平成17年11月16日に設置された。

被告1は, 原告10に対し, 同月17日, 電話をかけて, No.8リース物件の設置を確認したが, Acが, 事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲シ3 (各枝番号), 12 (各枝番号), 乙B13の2, 原告10本人】

(オ) 原告10は, No.8リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

原告10は, No.8リース物件の内線機能を使用することはなく, No.8リース物件の使用頻度は低かった。 【争いのない事実, 原告10本人】

ケ 原告11 (連帯保証人: 原告12)

(ア) 原告12は, 原告12の自宅の3室を事務所として, 平成15年6月頃から「原告11」との商号で訪問介護事業を営んでいた。

原告11の平成17年3月1日から平成18年2月28日までの売上げは, 2233万1715円であったが, 販売費及び一般管理費を除いた営業利益は, 15万6425円であった。

原告11には, 管理者1人, サービス提供責任者1人, 非常勤のヘルパー3人, 週に1回程度勤務する外注のヘルパー数名の合計15~20名程度が勤務していたが, 原告12宅の事務所に常勤していたのは管理者のみで, 残りの従業員が常駐することはなかった。

原告11は, リース契約を締結する前は, 家庭用電話機の親機1台, 子機1台を使用し, 利用者からの電話での問合せ対応や相談を受けるなどしていた。

【甲ス1~10, 12, 原告11代表者兼原告12本人 (以下, 証拠の表示としては「原告12本人」という。)】

(イ) No.9-1のリース契約について

- a 株式会社A従業員Adは、平成17年9月頃、原告12宅を訪問し、原告12に対し、電話機を交換すれば光電話になる、光電話にしたら安くなると説明し、電話機のリース契約の締結を勧誘した。原告12は、光電話サービスを導入しようと考え、Adの勧誘に応じ、No.9-1リース契約を締結することとし、「リース契約書」の申込人欄に押印し、連帯保証人欄に記入して押印した。同書面には、申込者の概要として設立・創業平成15年6月、資本金300万円、従業員20名、営業内容訪問介護と記載されているほか、No.9-1リース物件（類似機種であるPGT500stdはIP電話に対応している。）、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告12は、借受確認書の借主欄に、原告11の記名押印をした。

【甲サ2の3，ス1，2，12，乙B14の1・2，原告12本人】

- b No.9-1リース物件は、平成17年8月24日、原告12宅に設置された。被告1は、原告12に対し、同月9月1日、電話をかけてNo.9-1リース物件の設置を確認したが、Adが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙B14の2】

- c 原告11は、No.9-1リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.9-1リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

【争いのない事実】

(ウ) No.9-2のリース契約について

- a 原告12は、Adに対し、平成17年12月頃、No.9-1リース物件に交換したにもかかわらず光電話サービスが利用できないことを抗議したところ、光電話にするためには主装置に追加装置が必要だが、

それだけをリースできないので子機を1台追加してリース契約を締結してくれ、子機を1台追加したら光電話サービスにする手続を進める旨言われ、A dの勧誘を受け、リース契約を締結することとし、同月5日頃、「リース契約書」の申込欄に押印し、連帯保証人欄に記入して押印した。同書面には、申込者の概要として資本金300万円、従業員10名、営業内容訪問介護と記載されているほか、No.9-2リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告12は、借受確認書の借主欄に、原告11の記名押印をした。 【甲ス1, 2, 12, 乙B15の1・2, 原告12本人】

b No.9-2リース物件は、平成17年12月5日、原告12宅に設置された。被告1は、同月6日、原告12に電話をかけて、No.9-2リース物件の設置を確認したが、A dが、リース契約締結に当たり、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。 【乙B15の2】

c 原告12は、No.9-2リース物件をリースした後も、光電話サービスを利用することはできなかった。

原告12は、No.9-2リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.9-2リース料を事業に関する経費として計上していた。

【争いのない事実, 原告12本人】

(エ) No.9-3のリース契約について

a 株式会社C従業員C eは、平成18年2月28日、原告12宅を訪問し、原告12に対し、No.9-1及びNo.9-2リース契約に含まれている、新たに追加料金は発生しないと説明して、監視カメラのリース契約の締結を勧誘した。

原告12は、C eに対し、監視カメラは要らないと何度も述べたが、C eから無料だからつけておいた方が得であると言われ、C eの勧誘

に応じ、リース契約を締結することとし、「リース契約書」の申込人欄に押印し、連帯保証人欄に記入して押印した。同契約書には、申込者の概要として設立・創業平成15年6月、業歴3年、資本金300万円、従業員10名、営業内容訪問介護と記載されているほか、No.9-3リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告12は、借受確認書の借主欄に、原告11の記名押印をした。

原告12は、Ceに対し、無料であるにもかかわらず、「リース契約書」にリース料が記載されていたことについて質問したが、リース料は落ちないように手続をすると言われた。

【甲ス1, 2, 12, 乙B16の1・2, 原告12本人】

b No.9-3リース物件は、平成18年3月3日、原告12宅に設置された。

被告1は、同日、原告12に電話をかけて、No.9-3リース物件の設置を確認したが、Ceが、リース契約締結に当たり、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ス8, 9, 乙B16の2】

c 原告12は、Ceに対し、平成18年5月頃、被告1からNo.9-3リース料の支払を請求されたことを抗議したところ、No.9-1リース物件及びNo.9-2リース物件のリース料が先に落ちているだけで、それらの支払期間が短くなった書類を送る旨説明を受けたが、書類が送付されることはなかった。

原告12は、No.9-3リース料を事業に関する経費として計上していた。

【争いのない事実, 甲ス2, 12, 原告12本人】

(オ) No.9-4のリース契約について

a 株式会社A従業員Aeは、平成18年3月30日、原告12宅を訪

問し、原告12に対し、今度こそ光電話にする旨述べてリース契約の締結を勧誘した。原告12は、このまま光電話サービスにならないことに納得がいかず、光電話サービスを導入にしたいと考えて、A eの勧誘を受け、リース契約を締結することとし、「リース契約書」の申込人欄に押印し、連帯保証人欄に記入して押印した。同契約書には、申込者の概要として設立・創業平成15年6月、資本金300万円、従業員10名、営業内容訪問介護と記載されているほか、No.9-4リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告12は、借受確認書の借主欄に、原告11の記名押印をした。

なお、リース契約書に記載されているリース物件はP電話機D1であるが、平成20年3月13日に発行された「ご請求明細書」には物件名はP電話機D2と記載されている。

【甲ス1, 12, 乙B17 (各枝番号), 原告12本人】

b No.9-4リース物件は、平成18年3月31日、原告12宅の居宅として使用していた部屋のベッドの脇に設置された。

被告1は、同年4月3日、原告12に電話をかけて、No.9-4リース物件の設置を確認したが、A eが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙B17の2, 原告12本人】

c 原告12は、No.9-4リース物件をリースすることのみによっては、光電話サービスを利用することはできなかった。

原告12は、No.9-4リース料を事業に関する経費として計上していた。

【争いのない事実, 原告12本人】

コ 原告42 (連帯保証人: 原告43)

(ア) 原告42は、昭和47年から「商号F」との商号で木材店を原告42,

妻及び息子原告43の3人で経営していた。

商号Fの平成17年の売上げは約1億円であった。

原告42店は、平成17年5月当時、電話機とファクシミリをリースし（以下「原告42旧リース」という。）、これを業務用に毎日使用していた。 【甲ト2，乙C11の1，原告42本人】

(イ) 株式会社EのEbは、平成17年5月23日、NTTから来た、電話機を見せてもらえないかと述べて商号Fを訪問し、原告42に対し、現在のリース料金と同じ価格で最新のファクシミリをリースしないか、原告42旧リースは解約手続をしておく旨説明して、電話機及びファクシミリのリース契約の締結を勧誘した。 【甲ト2，3，原告42本人】

(ウ) 原告42は、原告42旧リースの解約金が新たなリース契約のリース料に含まれることを理解した上で、Ebの提示したリース料が原告42旧リース料とそれほど変わらないことを考え、Ebの勧誘に応じることとし、同日、「リース契約書」の申込人欄に押印し、原告43に連帯保証人欄の住所、氏名等を記載させた。同契約書には、申込者の概要として設立・創業昭和47年、従業員2名、営業内容木材製品と記載されているほか、No.10リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告42は、借受確認書の借主欄に記名押印した。

【甲ト2，乙C11の1・2，原告42本人】

(エ) No.10リース物件は、平成17年5月27日、商号Fに設置された。

被告1は、同月26日、原告42に電話をかけたが、Ebが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。 【甲ト1，乙C11の2，原告42本人】

(オ) 原告42の妻は、原告42旧リースのリース料を請求されたため、Ebが原告42旧リースを解約していないとして、株式会社Eに対し、電

話をかけて、苦情を述べた。

株式会社Eは、原告42に対し、原告42旧リースを解約しなかったのは手違いである旨述べて、10万円を送金した。

原告42は、No.10リース契約のリース料を事業に関する経費として計上していたが、No.10リース物件が故障したため、現在は使用していない。 【原告42本人】

サ 原告13

(ア) 原告13は、平成16年8月、前経営者からA新聞販売店を引き継ぎ、「商号G」の屋号で約1600世帯を受け持つ新聞販売業を営んでいた。

商号Gは、正社員2名と10名程度のアルバイト従業員が勤務していた。

商号Gの事務所には8畳の部屋が2つあり、そのうち1部屋は事務室として机が3つ置かれており、もう1部屋は、新聞折込みの作業場であった。

商号Gでは、No.11リース契約締結以前から、Q株式会社との間でビジネスホンのリース契約を締結しており、この電話に対し、新聞の注文や配達停止の依頼、苦情等の電話がかかってくるがあった。

【甲ハ8～10、証人R、争いない事実】

(イ) 株式会社EのEbは、平成17年9月頃から、商号Gの従業員Rに対し、NTT西日本販売委託店だ、電話機で困っていることはないかなどと述べて商号Gを訪問するようになった。Rは、Ebに対し、何度目かの訪問の際、今使用している電話機についてリース契約を締結しているが、リース料が高くて経営者が困っていると相談した。

Ebは、Rに対し、株式会社EはNTTの販売委託店なのでしっかりしている、電話代がかなり安くなるので、今契約している電話機を解約するので新しいリース契約を締結しないかなどと述べて、No.11リース

契約の締結を勧誘した。

【甲ハ2, 3, 8, 10, 証人R】

(ウ) Rは、原告13に対し、前記(イ)のEbの勧誘を伝えたところ、前のリースがなくなり、電話代も安くなるのであれば、契約するように指示された。

原告13は、平成17年10月28日頃、「リース契約書」の申込欄に記名押印し、自動振替引落口座欄をRに記入させた。同書面には、申込者の概要として従業員20名、営業内容新聞販売業と記載されているほか、No.11リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告13は、借受確認書の借主欄に、商号Gの記名押印をした。

【甲ハ1, 8, 乙C19の1・2, 証人R】

(エ) No.11リース物件は、同年11月2日、商号Gに設置された。

被告1は、同月4日、原告13に電話をかけて、No.11リース物件の設置を確認したが、Ebが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙C19の2】

(オ) Ebは、No.11リース契約締結後も、Q株式会社とのリース契約を解約せず、また、電話代が安くなることはなかった。

原告13は、平成22年8月頃から、No.11リース物件を使用せず、家庭用電話機を使用している。

【甲ハ8, 11の2, 証人R】

(カ) 原告13は、No.11リース契約のリース料を事業に関する経費として経費に計上していた。

【争いのない事実】

シ 原告14

(ア) 原告14は、平成14年当時、「商号H」との商号で、タクシー車庫の一角を作業場にして帆布加工業を1人で営んでいた。

商号Hの平成14年の事業収入は915万7257円で、営業所得は47万0972円であった。

原告14は、平成14年当時、商号Hの業務のために、ファクシミリ

機能が付いた家庭用電話機を使用していたが、パソコンを使用したことはなかった。 【甲ノ1～3, 6, 12, 原告14本人】

(イ) 株式会社B従業員Baは、平成14年10月頃、商号Hの作業場を訪問した。原告14は、多忙のため、Baの話聞いていなかったが、何度目かの訪問で、Baから電話がデジタルになるので2～3か月のうちに今までの電話機が使えなくなる、電話料金が安くなるなどと言われて、ルータのリース契約締結の勧誘を受けた。 【甲ノ12, 原告14本人】

(ウ) 原告14は、電話機が使えなくなることや電話代が安くなることを考え、Baの勧誘に応じ、同年10月頃、「リース契約書」の申込欄に記入して押印した。同書面には、申込者の概要として営業内容帆布加工業と記載されているほか、No.12リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。No.12リース物件は、ISDN用の回線接続装置が内蔵されたターミナルアダプタで、パソコン2台を同時にインターネットに接続することが可能な機能などを有するものであった。

また、原告14は、借受確認書の借主欄に記入して押印した。

【甲ノ7, 12, 乙C18の1・2, 原告14本人】

(エ) No.12リース物件は、同月10日、商号Hの作業場に設置された。

被告1は、同月21日、原告14に電話をかけて、No.12リース物件の設置を確認したが、Baが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙C18の2, 原告14本人】

(オ) 原告14は、同年12月頃、被告1からリース料の請求書が送られてきたことで、リース料を支払わなければならないことを知った。

また、原告14は、電話料金の請求書を見ると基本料金が上がったことに気付き、株式会社Bに電話をかけて苦情を述べた。

株式会社B従業員Bbは、同月4日頃、商号Hを訪問し、原告14に

対し、株式会社Bが原告14に対して毎月3000円を支払うこと、3年後には雷が落ちて修理が不能になったとしてリース料の支払を止める手続をとることを約束した。

原告14は、株式会社Bから毎月3000円を半年から1年程度の期間受け取った。

原告14は、No.12リース料を事業に関する経費として計上していた。

【甲ノ8～10, 12, 原告14本人】

(カ) 原告14は、平成15年1月頃から、No.12リース物件を使用していない。 【甲ノ12, 原告14本人】

ス 原告15（連帯保証人：S）

(ア) 原告15は、昭和63年11月から「商号I」との商号で自宅において喫茶店及び割烹料理屋を営んでいた。

商号Iは、原告15のほかに、妻のSとアルバイト従業員1名が勤務していた。

商号Iの平成16年分の営業収入は698万9200円、営業所得は103万2213円であった。

原告15は、原告15宅で、自宅用と商号I用の2回線の電話回線を利用し、いずれも家庭用電話機を使用していた。

原告15は、客のためにタクシーを呼ぶためや予約を受けるために電話を使用することがあったが、その使用頻度は全体のうちの2割程度で、8割程度は親戚等に電話をかけるために使用していた。

【甲ヒ6, 8～10, 乙事件被告S本人】

(イ) 株式会社D従業員Daは、平成15年2月24日頃、商号Iに電話をかけて、Sに対し、これからデジタル回線に変わる、原告15宅周辺を今工事している旨述べて、商号Iを訪問する約束をした。Daは、同月27日、商号Iを訪問し、Sに対し、工事代は今だと無料だ、この時期

を逃すと工事代がかかるので今やっておいた方が得だなどと述べた。また、D a は、S 及び途中から話に加わった原告 1 5 に対して、電話回線がデジタルに変わる、今までの電話機が使用できなくなると述べた。また、D a は、原告 1 5 に対し、デジタルにすると電話料金が安くなる、月々わずかの負担で使用できる旨説明して勧誘した。

【甲ヒ 1，1 0，乙事件被告 S 本人】

(ウ) 原告 1 5 は、電話回線がデジタルに切り替わるのであれば電話機の買換えも仕方がないと考え、また、原告 S は広島や大阪市内に居住する親戚に電話をかけることが多く電話料金が安くなるのであればと考えて、D a の勧誘に応じ、同日、「リース契約書」の申込人欄に記入して押印し、連帯保証人欄に S の住所・氏名等を記入させた。同書面には、申込者の概要として従業員 3 名、営業内容飲食業と記載されているほか、No. 1 3 リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。No. 1 3 リース物件は、外線 4 チャンネルと多機能電話機を 1 0 台まで収容可能で、特定通話者からの電話をナンバーディスプレイ情報で識別し、自席電話へのホットライン着信や外出時には携帯電話へ転送する機能が装備されたオフィス用の電話機であった。

さらに、原告 1 5 は、借受確認書の借主欄に署名押印した。

【甲ヒ 2，7，8～1 0，乙 C 2 0 の 1・2，乙事件被告 S 本人】

(エ) No. 1 3 リース物件は、同年 3 月 1 0 日、1 台は喫茶店に、別の 1 台は居宅に設置された。原告 1 5 及び S は、内線電話を使用することはなかった。

被告 1 は、同月 1 1 日、原告 1 5 に電話をかけたが、D a が、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ヒ 4，5，乙 C 2 0 の 2】

(オ) S は、同年 5 月頃、株式会社 D に電話をかけて、電話代が安くなって

いないことについて苦情を述べた。また、Sは、被告1にも電話をかけてリース料が高いので解約したいと述べたが、No.13リース契約は解約できないと言われた。

原告15の負担する電話代のうち基本料金は、No.13リース契約締結後、2回線分の5200円から、デジタル1回線分の3830円となった。

原告15は、No.13リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.13リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

【甲ヒ10，乙事件被告S本人】

セ 原告16（連帯保証人：原告17）

(ア) 原告16は、電気関係のハーネス加工や空調関係の組み立てを行う会社であり、原告17は、平成15年当時、原告16の代表取締役であった。

原告16には、平成15年当時、10人の従業員が勤務していた。

原告16の平成15年の売上げは5000万円、平成16年3月1日から平成17年2月28日までの売上高は5087万7540円、営業利益は244万3606円であった。

原告16は、平成13年5月からリース契約を利用した電話機とファクシミリを使用して、得意先に仕事内容の確認や注文をするなどして使用していた。

原告16は、平成14年1月から平成17年12月までの間、最も少ない月で5039円、最も多い月で1万6985円の固定電話及びファクシミリの通話料を負担していた。

【甲イ5，8～12，14，22（各枝番号）23の1・2，証人J】

(イ) No.14-1リース契約について

a 被告3従業員Iは、平成15年10月27日、原告16の事務所を

訪問し、原告17の妻で、原告16で事務や経理の仕事をしているJに対し、電話料金が安くなるなどと述べて、リース料を幾ら支払っているか通話明細を見せてほしいと頼んだ。

Iは、原告16の通話明細を見て、現状では電話回線が3回線利用されており、基本料金も3回線分かかっているが、電話機に入れ込んでいる電話回線2本のうち1本を休止にし、ファクシミリ用として電話機外に設定されている電話回線1本を電話機に入れ込む工事をすると、基本料金が月額3600円安くなる、電話機内にISDN回線1本とファクシミリ用回線の1本が入り、一度に3つの外線電話を利用することができる、3本とも通話中にファクシミリを受信する場合でも、ファクシミリはデータを蓄積しておけるので相手先に迷惑はかからない旨述べた。

また、Iは、Jに対し、以前のリースのレベルアップになるので、今契約しているリースは解約手続をして新たなリースの中に組み替え、新しいリースに1本化することになる、以前のリース料が並行して引き落とされることはない、ファクシミリは使い続けることができることを説明した。

さらに、Iは、Jに対し、以前の月額リース料（電話機とファクシミリで合計2万4200円（税別））よりも今度の組み替えによって月額リース料は3万3390円になるので7980円高くなること、しかし、電話回線1回線分の基本料金がなくなるので、実質は2万8170円（税別）になり、リース料及び電話料金を含めると今より1500円程度安くなる、基本は今と同じくらいである旨述べた。

Jは、Iの説明を聞きながら、「リース料は高くなるが、通話料は安くなる、TOTAL÷1500/月安くなるとの事」などとメモを取った。【甲イ13の1・2，14，24，乙E1，8，証人I，証人J】

b Jは、Iの説明を聞き、月額リース料が高くなっても、電話にかかる経費が全体として安くなるのであれば得であると考え、リース契約を締結することとした。

Iは、Jからリース契約を申し込みたいことを聞き、社長に聞かないでよいのかと尋ねたところ、Jが全て決めているので必要ないとの説明を受けた。

Jは、「リース契約書」の申込人欄に押印し、連帯保証人欄に記入して押印した。同契約書には、設立・創業昭和52年4月、従業員10名、年商8億円、営業内容電気部品製造業と記載されているほか、No.14-1リース物件、月額リース料、リース期間が記載されているが、年商8億円は誤記であった。

また、Jは、借受確認書の借主欄と工事依頼書の申込者欄に、それぞれ原告16の記名押印をした。

Iが原告16を訪問してから、これらの書類を書き終わるまでは約2時間を要した。

なお、Iは、固定電話から携帯電話の番号をかける際に安価な回線（T株式会社のもの）を利用することができる旨説明していたが、そのようなサービスが導入されたのは平成16年4月1日からであり、それまでは、国際電話サービスによる海外経由方式によらなければならず、国際アクセス番号や日本の国番号を携帯電話番号の前に押す必要があった。

【甲イ4、14、19、20、乙A13の1・2、乙E1、2、8、証人I、証人J】

c No.14-1リース物件は、電話機3台が1階作業場に、子機が2階居宅部分に平成15年11月6日に設置された。

被告1は、同月10日、Jに電話をかけたが、Iが、事実と異なる

内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲イ15, 17, 乙A13の2, 証人J】

d Jは、平成17年1月頃、Iに電話をかけて、電話料金が安くなっていないと述べた。Iは、電話を受けて原告16を訪問したところ、No.14-1リース物件設置工事の際、マイライン（あらかじめ利用する電話会社を登録することにより、通話の際に電話会社の識別番号をダイヤルせずにその電話会社を利用できるサービスのこと。）が利用できる工事をしていなかったことが判明したため、工事を手配して施工させた。

原告16は、マイライン登録後、電話料金が安くなったが、通信料（リース料及び電話料金）は、No.14-1リース契約締結前より1500円程度安くなることはなかった。

原告16は、No.14-1リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

原告16は、No.14-1リース物件の故障が多くなったため、平成23年5月頃から、被告2製の主装置、電話機及び子機を購入して使用している。

【甲A94, 甲イ8～12, 22（各枝番号）, 23（各枝番号）, 乙M3, 4, 証人U, 証人J】

(ウ) No.14-2リース契約について

a 株式会社F従業員Faは、平成16年4月、原告16を訪問し、Jに対し、ファクシミリのリース契約が切れているので、新しいファクシミリのリース契約が必要である、No.14-1リース契約のリース料に追加してリース料を支払う必要がない旨述べて、ファクシミリのリース契約の締結を勧誘した。 【甲イ3, 14, 18, 証人J】

b Jは、追加のリース料を支払う必要がないのであればと考えて、F

a の勧誘に応じ、同日、「リース契約書」の申込欄に原告16の記名押印をし、連帯保証人欄に原告17の住所氏名を記入して押印した。同契約書には、設立・創業昭和54年、従業員10名、営業内容電器部品製造業と記載されているほか、No.14-2リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、Jは、借受確認書の借主欄に原告16の記名押印をした。

【甲イ14, 18, 乙A14の1・2, 証人J】

c No.14-2リース物件は、平成16年4月19日、1階作業場に設置された。

被告1は、同月20日、Jに電話をかけたが、Faが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲イ15, 17, 乙A14の2, 証人J】

d 株式会社Fは、平成16年4月16日に14万4000円、同月21日に7200円の合計15万1200円（No.14-2リース物件の1年分のリース料）を原告16の銀行口座に振り込んだ。 【甲イ2】

e 原告16は、No.14-2のリース料を事業に関する経費として計上していた。 【争いのない事実】

ソ 原告18

(ア) 原告18は、平成4年8月から、原告18自宅1階を店舗として利用し、カラオケスナック「商号J」との商号でスナック業を営んでおり、平成13年頃は1日5～6人の客が訪れていた。

商号Jの従業員は、原告18及び妻のVの2人であった。

商号Jの平成12年分の営業所得は551万4000円、営業利益は72万7935円であり、原告18は金融機関から600万から800万円の借入れをしていた。

原告18宅には、No.15リース契約締結前、1階住居部分に2台、2

階部分に2台、店舗部分に2台の家庭用電話機が設置されていた。原告18は、客がタクシーを呼ぶときなどに業務として電話を使用していたが、頻繁ではなく、1日に1回も使用することはなかった。

【甲ウ8, 9, 証人V】

(イ) 被告5従業員のKは、平成13年2月頃、原告18宅を訪問し、原告18及びVに対し、電話料金が半額になる、電話機や工事費はただにする、電話機をもう1台つけるなどと言って、電話機を設置するよう勧誘した。また、Kは、Vに対し、電話機を替えると電話代が5000円以下になるとも述べた。

【甲ウ1, 2, 9, 13, 証人V】

(ウ) 原告18及びVは、電話機や工事費が無料で、電話料金も5000円になると考え、Kの勧誘に応じ、同年2月頃、「リース契約書」の申込欄に記入して押印した。同契約書には、申込者の概要として創業が平成4年8月、従業員2名、営業内容スナックと記載されているほか、No.15リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告18は、借受確認書の借主欄に署名押印した。

さらに、原告18は、被告5宛の「物件・設置施工契約確認書」に署名押印した。Vは、Kに対し、電話機や工事費が無料であること、電話代が安くなることを文書に残すように述べたところ、Kは、同書面に、

「工事費等別途請求はございません。毎月の基本料金は下がってきます。」と記載した。

【甲ウ2, 9, 15, 乙A15の1・2, 証人V】

(エ) No.15リース物件は、平成13年3月6日、原告18宅の店舗部分に3台、住居部分に4台設置された。

被告1は、同月8日、原告18に電話をかけて、No.15リース物件の設置を確認したが、Kが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ウ5, 6, 9, 11, 12, 15, 乙A15の2, 証人V】

(オ) Vは、同年4月中旬、被告1からの請求書の送付を受けて、No.15リース契約を締結したことに気付いた。

Vは、Kに電話をかけて抗議をしたところ、Kから、もうリース会社と契約しているから解約できない、自分の給料から毎月3000円ずつ持って行くなどと言われた。

原告18は、平成13年頃から体調が悪くなり、平成15年4月には腎不全、腎臓機能障害1級の身体障害者の認定を受け、現在は週3回、人工透析を受けている。【甲ウ3、9、14、乙A15の3、証人V】

(カ) 原告18は、現在も、No.15リース物件を使用している。

原告18は、No.15リース物件の電話番号をタウンページに掲載しているが、そのリース料を事業に関する経費として計上していなかった。

【争いのない事実、証人V】

タ 原告19

(ア) 原告19は、平成8年から自宅2階の1室を事務所として「商号K」との商号でリフォーム・増改築業を営んでいた。

原告19は、従業員を雇ってはならず、手配した職人数名と共に、現場で作業していた。

原告19の平成15年の売上げは、約1000万円であった。

原告19は、平成15年10月頃まで、2回線の電話回線を使用し、そのうち1回線は事業用として使用していた。原告19は、自宅2階の事務所に事業として使用する家庭用固定電話機を、2階の居宅部分に私用の子機を、1階の居宅部分に私用の電話機及び事業として使用する家庭用電話機を使用していた。

原告19は、業務で固定電話を使用するのは月20回程度あり、その他は携帯電話で行い、また、電話代行サービスに委託して、電話代行サービスが受信した電話は原告19の携帯電話に転送を受けていた。

原告19の平成15年7月分の電話料金は7109円であり、平成21年4月分の電話料金は9454円であった。

【甲エ2, 3, 8, 13, 原告19本人】

(イ) a 被告6従業員Mは、平成15年10月20日頃、原告19宅に電話をかけて、IP電話にすると安くなるのでIP電話にしないかと勧誘した。Mは、翌日、原告19宅を訪問し、原告19に対し、IP電話にすれば電話料金が安くなるなどと説明して、ビジネスホンのリース契約の締結するよう1時間程度かけて勧誘した。

【甲エ9, 13, 証人W, 原告19本人】

b Mは、システム提案書に配線図を記入し、ビジネスホンのシステム構成を説明し、NTTの電話料金明細書を見ながら、電話料金とリース料金を合計した場合の合計額を示して費用削減について説明した。

また、Mは、原告19に対し、リース物件についてカタログ（IP電話サービス対応と記載がある）を示しながら、No.16リース物件の機能等について説明した。No.16リース物件は、10の内線端末数を有するものであった。

さらに、Mは、原告19に対し、リース契約を締結すると、ノートパソコンを無償で提供する旨述べた。

もともと、Mは、原告19に対し、ルーターやモデムを変更すれば今使用している電話機でIP電話が利用できること、IP電話を利用するためにはリース契約とは別にプロバイダー契約を締結する必要があること、また、IP電話を利用するためには原告19リース物件のほかにVOIPルーターが必要であることを告げなかった。

【甲エ10, 13, 乙G1, 7, 証人W, 原告19本人】

c 原告19は、兄からIP電話にした方がよいと言われており、また、IP電話にすると電話料金が安くなると思ってリース契約を締結する

こととし、Mに対し、同月下旬頃、電話をかけて、リース契約を締結するので自宅を訪れるよう述べた。【甲エ13, 乙G1, 原告19本人】

(ウ) Mは、同月27日、再び原告19宅を訪問した。

原告19は、同日、「リース契約書」の申込欄に記入して押印した。同書面には、設立・創業平成8年6月、年商3500万円、従業員1名、営業内容リフォーム・増改築と記載されているほか、No.16リース物件、月額リース料、リース期間が記載されているが、年商3500万円はMから大きな額を記載しておいた方がリースの審査が通りやすい旨言われたて、記載した数字であった。

また、原告19は、借受確認書の借主欄に署名押印した。

【甲エ1, 13, 乙A16の1・2, 乙G4の1・2, 7, 証人W, 原告19本人】

(エ) No.16リース物件は、平成15年11月7日、1台は2階の事務所に、1台は1階居間に、2台は2階の居宅部分に設置された。

原告19宅では、No.16リース契約締結前、ISDN回線とアナログ回線の合計2回線に加入していたが、被告6の勧めによって従前使用していた電話番号を一括してISDN回線で使えるようにしてアナログ回線を休止し、アナログ回線の基本使用料を削減することができた。

被告1は、同日、原告19に電話をかけたが、Mが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

原告19は、Mから無償でノートパソコンを受け取った。

【甲エ4～7(各枝番号), 13, 乙A16の2, 原告19本人】

(オ) 原告19は、No.16リース契約締結後、被告6に電話をかけて、No.16リース物件が故障して顧客と連絡ができない旨述べて、修理を依頼した。

原告19は、被告6に対し、平成19年9月20日付け書面で、IP

電話を付けたら電話代が安くなる旨勧誘を受けたと記載して、クーリング・オフの意思表示をした。

原告19は、No.16リース物件のうち電話機は平成22年秋頃から、主装置は平成23年夏頃から、使用しなくなった。

原告19は、折込チラシやタウンページにNo.16リース物件の電話番号を掲載し、折込チラシをみた顧客から電話で注文を受けて事業を継続していた。

原告19は、No.16リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。 【甲エ13, 乙G2, 原告19本人】

チ 原告20

(ア) 原告20は、平成13年6月から「商号L」との商号で、50㎡ほどの広さの建物を借りて幼児教室を知人と2人で共同経営していた。

商号Lの平成14年分の営業収入は98万1308円で、所得は37万2034円の赤字、平成15年分の営業収入は186万4370円で、所得は34万6767円の赤字、平成16年分の営業収入は133万6632円で、所得は26万0365円の赤字であった。

商号Lでは、平成15年2月頃からビジネスホンのリース契約を締結していた。商号Lでは、生徒の親から原告20の携帯電話にかかってくるのが多く、商号Lの固定電話に電話がかかってくる回数は少なかった。

また、商号Lでは、平成14年頃からコピー機のリース契約を締結していた。 【甲オ1, 2, 8~10, 23, 乙F6, 原告20本人】

(イ) 原告20は、平成15年1月頃、被告5従業員から、NTT代理店の者である、電話代が安くなる、光通信にも対応する旨勧誘を受け、主装置はNTTに加入する全戸に設置するNTTの工事であると考えてビジネスホンのリース契約（主装置及び電話機・子機、月額リース料480

0円)を締結した。もっとも、原告20は、リース契約締結後に電話代が安くなっていないことに気がついたが、被告5に苦情は述べなかった。

被告5の従業員Lは、平成16年12月頃、ビジネスホンの点検に来たと述べて商号Lを訪問した。

原告20は、Lに対し、ビジネスホンは役に立っておらず、内線電話等の不要な機能があり、電話料金も安くなっていないのでおかしいと述べた。Lは、原告20に対し、工事費を被告5が負担して、より適する電話機を設置すると述べてビジネスホンのリース契約を締結するよう勧誘した。

【甲オ1, 2, 7, 23, 乙F10, 原告20本人】

(ウ)原告20は、Lの勧誘に応じ、前のリース契約の更新、書き換えだと思い、平成17年1月4日頃、「リース契約書」の申込欄に記入して押印し、その控えを受け取った。同契約書には、申込者の概要として営業内容幼児教室と宿題塾と記載されているほか、No.17リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。No.17リース物件は、主装置内蔵で2回線同時通話可能で内線機能や外線間転送機能などを有する機器であった。

また、原告20は、借受確認書の借主欄に署名押印した。

さらに、原告20は、新設備リース料として旧設備料金が加算されたものが記載された「配置施工・物件契約確認書」に署名押印し、また、「お客様確認書」(月額リース料・支払年数を理解したこと、現在使用中のリース残金がある場合の処理を理解したこととの記載がある。)に署名押印して、これらの書類をLに渡した。

原告20は、これらの書類を作成する際、その内容をよく確認していなかった。

【甲オ4, 15, 23, 乙A17の1・2, 乙F6～8, 10, 原告20本人】

(エ) No.17リース物件は、平成17年1月4日、商号Lに設置された。

被告1は、同月13日、商号Lに電話をかけて、No.17リース物件の設置を確認したが、Lが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲オ23, 24の1・2, 乙A17の2】

(オ) 原告20は、平成18年5月頃、商号Lを自宅に移転することになり、被告5に電話をかけて、リース契約を解約したい旨伝えたが、解約できないと言われ、それ以上の交渉はできなかった。

【甲オ23, 原告20本人】

(カ) 原告20は、No.17リース物件のリース料を事業に関する経費として計上し、No.17リース物件の電話番号をタウンページに掲載していた。商号Lの平成18年4月分の電話料金は5268円であった。

原告20は、商号Lを自宅に移転した後、電話番号を教室と自宅用で統一した。原告20の同年10月分及びは同年11月分のダイヤル通話料は1000円にみたく、個人・家庭用で使用するが多かった。

【甲オ11, 12, 13 (各枝番号), 16 (各枝番号), 17 (各枝番号), 23, 原告20本人】

ツ 原告21 (連帯保証人: 原告22)

(ア) 原告21は、原告22が、配管洗浄及び水槽清掃業を主たる目的として、平成5年4月に設立した会社であり、原告22の自宅の一部を事務所として、原告22 1人で仕事をしていた。

原告21の平成16年の売上げは約1000万円、利益は約300万円であった。原告21は、税務署に対し、平成19年12月末日で休業するとの届出を提出した。

原告21は、平成16年7月当時も、原告22の自宅1階の1部屋を事務所として使用し、原告21名義の電話回線で電話機 (月額6500

円でリース契約を締結していたもの。)及びファクシミリを設置し、2階の居室に原告22名義の電話回線の家庭用電話機を設置していた。

【甲カ6, 8, 原告21代表者兼原告22(以下, 証拠の表示としては「原告22本人」という。)]

(イ) 被告5従業員は, 平成16年7月, 原告22に電話をかけ, NTTの代理店です, 室内配線の点検をしたいなどと述べて, 30分後に原告21の事務所を訪れる約束をした。

L及び被告5従業員は, 原告22宅を訪問し, 1階の事務所の室内配線を確認した後, 原告22に対し, 電話機で不備がないかを尋ねた。

原告22は, Lらに対し, 原告21にかかってきた電話を原告22の携帯電話に転送しているが, 着信が原告21の電話番号で表示されることを不便に思っている旨述べた。

そこで, Lは, 原告22に対し, リース料はそのまま, 転送先に発信元の電話番号が表示される機能がある電話機を紹介し, ビジネスホンのリース契約の締結を勧誘した。

原告22は, 2年後には廃業しようと考えており, リース契約が中途解約できないことを知っていたため, 廃業時にはリース契約を解約できるか確認したところ, 倒産あるいは廃業すれば支払う能力がないのでリース料の支払を請求できなくなり, 解約できると言われた。

なお, 消費生活センターには, 平成21年頃, 被告5について, いつ廃業するか分からないとセールスマンに言ったところ, いつやめても構わないと言われた, いつでも解約できると言われたが嘘であったとの苦情が寄せられていた。 【甲カ1, 8, 原告22本人, 調査嘱託の結果】

(ウ) 原告22は, 発信元の電話番号が表示されることで客からの電話にも出られるとメリットを感じ, また, リース契約が解約できると考え, Lの勧誘に応じ, 平成16年7月23日, 「設置施工・物件契約確認書」に

記名押印したものをLに渡した。ただし、このとき、同書面の新設備リース料金欄には、5200円という金額は記入されておらず、新設備料金は6500円と記載されているのみであった。

原告22は、同年8月24日、i・ナンバーサービス（1回線の契約で複数の電話番号が使用できるサービス）の工事を行った。

【甲カ8，乙F1～4，9，原告22本人】

(エ) Lは、平成16年8月24日、申込欄に原告21の記名押印がされ、連帯保証人欄に原告22の署名押印がされた「リース契約書」を受け取った。同契約書には、申込者の概要として設立・創業平成4年4月、資本金300万円、年商1000万円、従業員1人、営業内容配管洗浄及び水槽清掃と記載されているほか、No.18リース物件、月額リース料、リース期間が記載されているが、資本金・年商・従業員数・口座欄・連帯保証人の性別及び生年月日はLが記載したものであった。

また、Lは、借受確認書の借主欄に、原告21の記名押印がされたものも受け取った。

このとき、原告22は、Lに対し、リース料が9100円となっており、リース料は据え置きであったはずだと抗議したが、リース料が3000円ほど高くなっても転送電話の表示が発信元の番号が表示されると新たな仕事が入れば元が取れると感じたため、9100円のリース契約を締結することにした。

【甲カ2，乙F5，9，乙A18の1・2，原告22本人】

(オ) No.18リース物件は、平成16年8月24日、1階事務室に主装置と電話機、1階ダイニングキッチンに子機が設置された。

被告1は、同月27日、原告22に電話をかけて、No.18リース物件の設置を確認したが、Lが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

Lは、原告22に対し、同年9月頃、2回ほど電話をかけて、No.18リース契約をやめるのであれば必ず倒産か廃業を言うように伝えた。

【甲カ5（各枝番号）、8～10、乙A18の2、原告22本人】

(カ) 原告22は、No.18リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.18リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

原告22は、現在は、No.18リース物件を使用していない。

【原告22本人】

テ 原告23（連帯保証人：原告24）

(ア) 原告24は、平成12年11月から、建築及び木質バイオマス研究を業とする原告23に勤務し、平成17年頃に代表取締役役に就いた。

原告23の平成18年10月1日から平成19年9月30日までの売上総利益は1154万円、営業利益は67万2520円であった。原告23は、施設Aというベンチャー企業向け施設に事務所を構え、平成19年6月当時、原告24のほか正社員が1名、アルバイト2名が勤務していた。

原告23は、No.19リース契約締結前から、スキャナーやプリンター機能を有するインクジェット用のカラープリンター3台、リースしたモノクロの複合機1台を業務に使用していた。

【甲Bセ8、10、乙B18の1、原告23代表者兼原告24本人（以下、証拠の表示としては「原告24本人」という。）】

(イ) 被告8の従業員Nは、平成19年6月6日、インターネット回線の営業のため、原告23を訪問し、原告24に対し、インターネット回線を光通信にするよう薦め、また、電話機の購入を勧誘した。

Nは、同月14日、原告23を訪問したところ、原告24から、今後はOも同席させて話を聞いてもらうとの説明を受け、Oと名刺交換をした。Nは、原告24から、カラーコピーができる複合機がほしいとの要

望を受け、原告24にパンフレットを手渡して、原告24とOに対し、複合機について10分程度説明した。

原告24は、多忙のため、Nにリース契約締結や物件の設置等全体を任せる旨述べて、Nの勧誘に応じ、複合機のリース契約を締結することにした。

原告24は、同月15日、申込欄に原告23の記名押印があり、連帯保証人欄に原告24の氏名と原告24名の印影のある「リース契約書」を受け取った。同契約書には、申込者の概要として設立・創業平成12年11月、資本金1000万円、年商4500万円、従業員1名、営業内容建築及びバイオ研究と記載されているほか、No.19リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、借受確認書の借主欄には、原告23の記名押印がある。

原告24は、前記リース契約書及び借受確認書を受領した。

【甲セ9、10、乙B18の1・2、乙K1、証人N、原告24本人。

なお、甲セ9及び原告24本人の供述中、甲セ10及び乙B18の1[いずれも契約書]の原告24の氏名及び印影が偽造されたものである旨の陳述記載及び供述部分は、①同契約書に顕出された原告23の印影が真正なものであること（争いが無い。）、②原告23の代表者である原告24が、原告23の記名印及び実印が入った小型の手提げ金庫を営業に来た販売店の従業員にすぎないNに、同人を信用したから渡したとする原告24本人の供述は、会社の代表者としては通常あり得ない行動であって、信用したことについて合理的な理由を何ら説明しないこと、③No.19リース契約を原告23が締結した事実は争いが無いにもかかわらず、甲セ9には、No.19リース契約の契約書作成にかかわる事実経緯が何ら記載されていないこと、④原告24は、原告23の代表者でありながら、契約締結に関する供述部分は、偽造であるという結論部分を除い

ては曖昧というほかはないことなどに照らして、到底採用することはできない。】

(ウ) 原告23は、平成19年6月15日、乙株式会社との間で、No.19リース物件のほかに、ビジネスホンのリース契約を締結したが、そのリース契約申込書(「リース契約申し込みの内容」)の連帯保証人欄の住所は、Nが記入した。

【甲セ11, 乙K1, 証人N, 原告24本人】

(エ) No.19リース物件は、平成19年6月26日、原告23に設置された。被告1は、同日、原告24に電話をかけて、No.19リース物件の設置を確認したが、Nが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。 【乙B18の2】

(オ) 被告8従業員Y8及びNは、平成20年2月4日、原告23代理人から内容証明郵便が届いたため、事情を聴取しようと原告23を訪れた。原告24は、インターホン越しに、忙しいので会えないと述べたが、その後、建物の外に出て、連帯保証の名前は書いたことはないなどと述べた。 【甲セ9, 乙K1, 2, 証人N, 原告24本人】

(カ) 原告24は、No.19リース契約締結後、No.19リース物件をカラープリンターやカラスキャナーとして使用していた。

原告23は、No.19リース契約のリース料を事業に関する経費として経費に計上していた。 【争いのない事実, 原告24本人】

ト 原告25 (連帯保証人: 原告26)

(ア) 原告25は、平成17年当時、鋼球製造を目的とする会社であり、原告26がその代表取締役を務めていた。

原告25は、原告26を含め4名の従業員が勤務し、そのうち3名が工場で勤務し、1名が事務所で勤務していた。

原告25本店所在地には、80坪程度の広さがある工場及び倉庫・事

務所兼居宅の2棟の建物があつた。

原告25の平成17年の売上げは約1億5000万円であつた。

原告25は、平成13年頃から、株式会社F従業員から電話料金が安くなると言われてリース契約を締結したビジネスホンを使用しており（以下「原告25旧リース契約」という。）、1階の事務所に1台、2階居宅部分に2台、工場に1台の電話機を設置していた。

原告25は、注文等はファクシミリを利用することが多く、取引先に電話をかける機会は少なく、電話の使用は、業務用と私用がほぼ半々であつた。

【甲ツ1, 9, 乙C9の1, 原告26本人】

(イ) 株式会社Fの従業員Fbは、平成17年9月16日頃、原告25の事務所を訪問し、原告26に対し、旧原告25リース契約のリース物件(物件A)がIP対応機種であつたにもかかわらず、同リース物件はIP電話ではない、IP電話にすると電話代が安くなる、携帯電話代も安くなる、電話は将来IP電話に変わる旨述べて、1時間程度にわたって、ビジネスホンのリース契約を締結するようを勧誘した。

【甲ツ9, 原告26本人】

(ウ) 原告26は、電話が将来全てIPに変わるのに、現在使用している電話機はIP対応ではないため、新しいIP電話対応の電話機に変更しなければならず、リース料を加味してもトータルで支出は減ると考え、Fbの勧誘に応じ、平成17年9月16日、「施工・発注・内容確認書」に押印し、「リース契約申込書兼同意書」の申込人欄に記名押印し、連帯保証人欄に原告26の住所、氏名等を記入して押印した。

原告26は、同月29日、「リース契約書」の申込人欄に原告25の記名押印をし、連帯保証人欄に原告26の住所、氏名等を記入して押印した。同契約書には、申込者の概要として設立・創業昭和34年4月、資本金1000万円、年商1億5000万円、従業員4名、営業内容鋼球

製造と記載されているほか、No.20リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

さらに、原告26は、借受確認書の借受人欄に、原告25の記名押印した。 【甲ツ1～3, 8, 9, 乙C9の1・2, 原告26本人】

(エ) No.20リース物件は、平成17年10月1日、電話機が事務所兼居宅の1階及び2階居宅部分の居間に、子機が工場と2階居宅部分の寝室に設置された。

被告1は、同月4日、原告26に電話をかけたが、Fbが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。 【甲ツ9, 乙C9の2, 原告26本人】

(オ) 原告25では、事務所にいる従業員が電話を受けた場合、電話を工場に転送するのではなく、電話を保留にして従業員が自ら事務所から30メートルほど離れた工場まで出向いて電話がかかってきた旨を伝え、工場にいた者が事務所に戻って電話に出るか、又は、工場に設置した子機を取って電話に出ていた。

原告25は、No.20リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.20リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

【争いのない事実, 原告26本人】

ナ 原告27（連帯保証人：原告28）

(ア) 原告27は、平成15年当時、原告28の自宅を事務所として、自動車の板金塗装業を営んでいた会社であり、従業員は原告28 1人であった。

原告27の平成15年度の売上げは約400万円であったが、平成14年12月1日から平成15年11月30日までの所得金額は0円であった。

原告27は、平成12年頃から、オフィス用のファクシミリを所持し

ていたが、ファクシミリを使用することは月に数回程度しかなかった。

【甲ナ6, 7, 原告27代表者兼原告28本人（以下、証拠の表示としては「原告28本人」という。）】

(イ) 株式会社F従業員のFcは、平成15年5月頃、原告27を訪問し、原告に対し、デジタルになるので電話機が使えなくなるなどと説明して、電話機のリース契約を締結するよう勧誘した。

原告28は、Fcの勧誘に応じ、同月13日、電話機のリース契約を締結した。

また、Fcは、同日以降、毎日のように原告27を訪問し、1回当たり2時間程度、ファクシミリは電話機・主装置とセットになっているので、ファクシミリもリースしなければならないなどと説明して、複合機のリース契約を締結するよう勧誘した。

【甲ナ1（各枝番号）、7、原告28本人】

(ウ) 原告28は、電話機が替わったのでファクシミリも交換しなければならないと考え、Fcの勧誘に応じ、平成15年6月10日、「リース契約書」の申込人欄に原告27の記名押印をし、同契約書の連帯保証人欄に署名押印した。同契約書には、設立・創業昭和47年、資本金1000万円、年商400万円、従業員1名、営業内容自動車修理と記載されているほか、No.21リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告28は、同日、借受確認書の借主欄に、原告27の記名押印をした。

【甲ナ2（各枝番号）、7、乙C12の1・2、原告28本人。なお、原告27の押印があり、乙C12の1は真正に成立したものと推定され、No.21リース契約の成立が認められる。】

(エ) No.21リース物件は、平成15年6月10日、原告27の事務所に設

置された。

被告1は、同月11日、原告28に電話をかけて、No.21リース物件の設置を確認したが、F cが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ナ5, 7, 乙C12の2, 原告28本人】

(オ) 原告28は、No.21リース物件のリース料を事業に関する経費として計上し、No.21リース物件を伝票の受け渡しなどに使用することがあった。
【甲ナ7, 原告28本人】

ニ 原告29

(ア) 原告29は、平成16年当時、「商号M」との商号で、ビルの一室で繊維輸出業を1人で営んでいた。平成16年の商号Mの売上げは約5000万円であった。

原告29は、No.22-1リース契約締結前、Q株式会社との間で、何らかの機器のリース契約を締結していた。

【甲ニ3, 乙C14の1, 原告29本人】

(イ) No.22-1リース契約について

a 原告29は、No.22-1リース契約締結前まで、ファクシミリ機能が付いた家庭用電話機を使用していた。

株式会社F従業員のF dは、平成16年8月頃、商号Mの事務所を訪れ、原告29に対し、新しいリース契約を締結すると、今支払っているリース料は最初の数か月は高くなるが、その後は安くなって9000円以下になる、電話機とファクシミリは無料で設置する、ファクシミリを受信中でも電話を受けることができる、電話機とファクシミリは別々の機器になるなどと説明し、ビジネスホンのリース契約を締結するよう勧誘した。
【甲ニ1の1, 3, 原告29本人】

b 原告29は、リース料が安くなり、電話機とファクシミリが無料に

なるのであれば好都合であると考え、F dの勧誘に応じることとし、同日、「リース契約書」の申込人欄に署名押印した。同書面には、設立・創業平成10年、資本金1000万円、年商5000万円、従業員1名、営業内容繊維と記載されているほか、No.22-1のとおりの内容のリース物件（以下「No.22-1リース物件」という。）、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告29は、借受確認書の借主欄に商号Mの所在地及び名称を記載して署名押印した。

【甲ニ3，乙C13の1・2，原告29本人。なお，原告29の押印があり，乙B13の1は真正に成立したものと推定され，No.22-1リース契約の成立が認められる。】

c No.22-1リース物件は，平成16年8月30日，商号Mの事務所に設置された。

被告1は，同年9月2日，原告29に電話をかけて，No.22-1リース物件の設置を確認したが，F dが，事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ニ3，5，6，乙C13の2，原告29本人】

d 原告29は，No.22-1リース物件を現在も使用している。

【原告29本人】

(ウ) No.22-2リース契約について

a 原告29は，F dから，電話機とファクシミリが別々に納品されることを聞き，電話機を先に納品してほしいと伝えた。

【甲ニ3，原告29本人】

b 原告29は，平成16年9月2日，「リース契約書」の申込人欄に署名押印した。同契約書には，設立・創業平成10年，資本金1000万円，年商5000万円，従業員1名，営業内容繊維と記載されて

いるほか、No.22-2リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告29は、借受確認書の借主欄に記入して押印した。

【甲ニ2～4、乙C14の1・2、原告29本人。なお、原告29の押印があり、乙C14の1は真正に成立したものと推定され、No.22-2リース契約の成立が認められる。】

c No.22-2リース物件は、平成16年9月9日、商号Mの事務所に設置された。

被告1は、同月13日、原告29に電話をかけて、No.22-2リース物件の設置を確認したが、F dが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲ニ5、6、乙C14の2、原告29本人】

d 原告29は、No.22-2リース契約締結後、銀行口座から2万6000円のリース料が引き落とされていることに気づき、株式会社Fに電話をかけた。株式会社F従業員のF eは、原告29の電話を受けて商号Mの事務所を訪れ、原告29に対し、契約をした以上支払い続けなければならない旨述べた。

原告29は、現在もNo.22-2リース物件を使用している。

【甲ニ1の2、3、原告29本人】

ヌ 原告30

(ア) 原告30は、平成15年当時、「商号N」という商号で印刷業を1人で営んでいた。

原告30の平成15年当時の収入は、1日当たり数千円であった。

原告30は、商号Nの事務所で、子機付きの電話機（リース料支払期間が終了していたもの。）使用をしていた。

原告30は、得意先が用意している材料を受け取りに行くだけの仕入

形態であり、あらかじめ電話等で連絡する必要はなく、また、注文は相手先を訪問して受ける形で仕事をしており、得意先から用事がある以外には電話を使う必要がなかった。

原告30は、平成15年頃には、商号Nを廃業しようと考えておおり、平成16年3月頃に税務署に廃業の届け出をした。

【甲ヌ4，原告30本人】

(イ) 株式会社F従業員のF fは、平成15年4月7日、商号Nの事務所を訪問し、原告30に対し、約3時間にわたって、電話代が安くなる、今リース契約を締結している電話機が使用できなくなる、今使用している電話機は我々の物だから引き上げる旨説明して、ビジネスホンのリース契約を締結するよう勧誘した。 【甲Cヌ1，2，4，原告30本人】

(ウ) 原告30は、F fに対し、印刷業を廃業する予定であるのでリース契約を締結する意思がないことを何度も伝えたが、簡単な書類である、いつでもリース契約を取り消すことができるので契約だけしてもらえないかとF fから言われて、平成15年4月7日、「リース契約書」の申込欄に記名押印した。同契約書には、設立・創業昭和41年、年商3000万円、従業員1名、営業内容印刷業と記載されているほか、No.23リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。No.23リース物件は、12個の内線ボタンが付き、内線を利用して電話機同士で通話することができるなどの機能を有するものであった。

また、原告30は、借受確認書の借主欄に署名押印した。

【甲ヌ3，4，乙C15の1・2，原告30本人】

(エ) No.23リース物件は、平成15年4月15日、商号Nに設置された。

被告1は、同月16日、原告30に電話をかけて、No.23リース物件の設置を確認したが、F fが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙C15の2, 原告30本人】

(オ) 原告30は、平成15年4月15日のNo.23リース物件設置の際、F f に対し、No.23リース契約を取り消したい旨申し出たが、F f は、騒がないようにと言って、原告30の申出に取り合わなかった。また、原告30は、その翌日である同月16日、株式会社Fに電話をかけて、No.23リース物件を取り外すよう申し出たが、クーリング・オフはできない、F f は辞めたと言われ、No.23リース契約を解約することができなかった。

原告30は、No.23リース物件を廃棄した。【甲ヌ4, 原告30本人】

ネ 原告31

(ア) 原告31は、平成2年、Xが立体デザインを目的として商号Oの商号で設立し、平成15年10月16日に原告31に商号変更した会社である。

原告31は、平成14年当時、3名の従業員が勤務しており、そのうち1、2名は原告31の事務所内で勤務していた。

原告31の事務所の平成13年度の売上高は2299万4842円、売上総利益は1691万4191円であったが、営業損失が380万9385円であり、平成14年度の売上高は2129万9925円、売上総利益は1651万9552円であったが、営業損失が85万7168円であった。

原告31は、No.24-1リース契約の締結以前、ISDN回線を使用し、電話機とファクシミリを利用していた。

原告31は、発注を主に電子メールで行っており、電話での発注ほとんど行っておらず、ファクシミリは使用していなかった。また、顧客からの問い合わせは、電子メールでのみ受け付けていた。

原告31の平成17年9月11日から同年10月10日までの電話料

金は9257円であり、平成20年6月11日から同年7月10日までの通話回数は14回であった。

【甲フ14, 15, 17, 19, 20, 乙C21の1, 原告31代表者本人】

(イ) Xは、平成14年頃からうつ病を患っており、投薬治療を受けていた。

株式会社F従業員のFgは、平成14年11月から平成15年8月頃まで約40回程度、原告31の事務所を訪問し、朝から夕方まで滞在することもあった。

【甲フ17, 原告31代表者本人】

(ウ) No.24-1リース契約について

a Fgは、平成14年11月頃、原告31の事務所を訪問し、Xに対し、デジタルになるのもうすぐその電話機は使えなくなるなど説明して、ビジネスホンのリース契約を締結するよう勧誘した。

【甲フ17, 原告31代表者本人】

b Xは、電話機が使用できなくなると困ると考え、Fgの勧誘に応じることとし、同月20日頃、「リース契約書」の申込人欄に商号Oの住所等を記入して押印した。同契約書には、設立・創業平成2年4月、資本金300万円、年商2500万円、従業員3名、営業内容立体デザインと記載されているほか、No.24-1リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。No.24-1リース物件は、IP電話利用機能、内線機能、ネットワーク機能などを有するものであった。

また、Xは、借受確認書に商号Oの記名押印をした。

【甲フ1, 17, 乙C21の1・2, 原告31代表者本人。なお、商号Oの押印があり、乙B21の1は真正に成立したものと推定され、No.24-1リース契約の成立が認められる。】

c No.24-1リース物件は、平成14年11月26日、原告31の事務所に設置された。

被告1は、同月27日、Xに電話をかけて、No.24-1リース物件の設置を確認したが、Fgが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙C21の2，原告31代表者本人】

d 原告31は、No.24-1リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.24-1リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

原告31は、現在は、No.24-1リース物件を使用していない。

【争いのない事実，原告31代表者本人】

(エ) No.24-2リース契約について

a Xは、Fgに対し、平成15年7月頃、No.24-1リース物件の調子が悪いと話したところ、No.24-1リース契約の残リース料を新たな電話機のリース契約のリース料にまとめると言われて電話機のリース契約を締結するよう勧誘された。【甲フ17，原告31代表者本人】

b Xは、同月10日、「リース契約書」の申込欄に商号Oの住所等を記入して押印した。同契約書には、設立・創業平成2年4月、資本金300万円、年商2500万円、従業員3名、営業内容立体デザインと記載されているほか、No.24-2リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、Xは、借受確認書の借主欄に商号Oの住所等を記入して押印した。

【甲フ3，17，乙C22の1・2，原告31代表者本人。なお、商号Kの押印があり、乙22の1は真正に成立したものと推定され、No.24-2リース契約の成立が認められる。】

c No.24-2リース物件は、平成15年7月10日、原告31の事務所に設置された。

被告1は、同月11日、Xに電話をかけて、No.24-2リース物件の設置を確認したが、Fgが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙C22の2，原告31代表者本人】

d 原告31は、被告1から、同年9月4日からNo.24-2リース物件のリース料を請求する旨通知を受けた。

原告31は、No.24-2リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.24-2リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

原告31は、現在は、No.24-2リース物件を使用していない。

【争いのない事実，乙C22の3，原告31代表者本人】

(オ) No.24-3リース契約について

a Fgは、平成15年8月頃、原告31の事務所を訪問し、Xに対し、1年前に締結したY製のコピー機のリースを解約しておく、リース料をまとめる旨述べて、複合機のリース契約の締結を勧誘した。

【甲フ17，原告31代表者本人】

b Xは、Fgの勧誘に応じ、複合機のリース契約を締結することとし、同月5日、「リース契約書」の申込人欄に商号Oの記名押印をした。同契約書には、設立・創業平成2年、資本金300万円、年商2500万円、従業員3名、営業内容立体デザインと記載されているほか、No.24-3リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、Xは、借受確認書の借受人欄に商号Oの記名押印をした。

【甲フ9，17，乙C23の1・2，原告31代表者本人。なお、商号Oの押印があり、乙B23の1は真正に成立したものと推定され、No.24-3リース契約の成立が認められる。】

c No.24-3リース物件は、平成15年8月5日、原告31の事務所

に設置された。

被告1は、同月6日、Xに電話をかけて、No.24-3リース物件の設置を確認したが、Fgが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙C23の2，原告31代表者本人】

d 原告31は、No.24-3リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していたが、現在は、No.24-3リース物件を使用していない。

【争いのない事実，原告31代表者本人】

ノ 原告32

(ア) 原告32は、平成14年2月当時、自宅3階の8畳の仕事部屋で「商号P」との商号で看板の製作・加工業を1人で営んでいた。看板の取り付け時はアルバイトを雇っていた。

商号Pの平成14年の収入は1000万円前後で、平成16年分の営業収入は953万円、所得は44万2000円、平成17年分の営業収入は886万6000円、所得は7万6000円、平成18年分の営業収入は954万5000円、所得は140万6346円であった。

当庁は、平成17年6月22日、原告32について民事再生計画認可決定し、同決定は同年7月20日に確定した。

原告32は、平成12年頃、家庭用電話機を使用していたが、今ある電話機が使えなくなる、加入権が無意味になるとの株式会社Fの従業員の勧誘を受けて、ビジネスホンのリース契約を締結し、平成14年2月当時もこれを仕事に使用していた。

【甲へ5～7，12，13，16，原告32本人】

(イ) 株式会社Fの従業員Fhは、平成14年、メンテナンスに来たと述べて、商号Pを訪問し、原告32に対し、電話機の更新が必要である、電話料金が安くなるなどと言って、ビジネスホンのリース契約を締結する

よう勧誘した。

【甲へ12, 原告32本人】

(ウ) 原告32は、電話機が使えなくなるのは困ると考えて、Fhの勧誘に応じ、平成14年2月頃、「リース契約書」の申込欄に記名押印した。同契約書には、申込者の概要として年商4000万円、従業員1名、営業内容プラスチック板加工と記載されているほか、No.25のとおりの内容のリース物件(内線機能を有する。以下「No.25リース物件」という。)、月額リース料、リース期間が記載されているが、年商及び従業員は原告32が記入したものではなかった。

また、原告32は、借受確認書の借主欄に記入して押印した。

【甲へ12, 乙C24の1・2, 原告32本人】

(エ) No.25リース物件は、平成14年2月28日、主装置、電話機1台及び子機1台が3階の原告32の自宅の仕事部屋に、電話機1台が2階の居間に設置された。

被告1は、原告32に対し、同年3月1日、電話をかけて、No.25リース物件の設置を確認したが、Fhが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲へ1～4, 12, 乙C24の2, 原告32本人】

(オ) 原告32は、No.25リース物件の電話番号をタウンページ及び自己のホームページに掲載し、No.25リース物件で注文を受け、No.25リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していた。

【争いのない事実, 原告32本人】

ハ 原告33 (連帯保証人: 原告34, 原告35, 原告36)

(ア) 原告33は、平成2年、原告34～原告36被相続人が看板の設計、制作、施工を行う目的で設立した会社である。

原告34～原告36被相続人は、平成19年5月14日に死亡し、原告34, 原告35, 原告36が相続した。

原告33の従業員は、平成12年当時、原告34～原告36被相続人及び従業員3名であり、そのうち1名が広さ12帖程度のマンションの1室にある原告33の事務所に常駐していた。また、原告33には、5～6社の得意先があった。

原告33の平成12年当時の売上げは、約8000万円であった。

原告33は、平成12年当時、リース契約を締結した電話機（親機、子機各1台）を使用しており（以下「原告33旧リース契約」という。）、平成11年9月から平成13年12月までの電話料金は、多い月が2万1895円、少ない月が1万2662円であった。

原告33で電話機を使用するのは主に原告34～原告36被相続人であり、1日に8回～10回ほど、注文者との打ち合わせや現場での施工日時の調整、協力業者への取次ぎに電話機を使用していたが、電話での営業活動は行っていなかった。

【甲ホ1, 2（各枝番号）, 4, 乙C25の1, 原告34本人】

(イ) 原告34～原告36被相続人の妻である原告34は、平成12年当時、原告33に経理事務をするために、週2, 3回勤務していた。

株式会社F従業員Fiは、平成12月9月頃から原告33の事務所を訪問し、原告34～原告36被相続人に対し、ビジネスホンのリース契約を締結するよう勧誘するようになった。

Fiは、原告34～原告36被相続人に対し、電話を替えると電話料金が半額になる、電話機を光対応にしなければもうすぐ使用できなくなる、前のリース契約の解約料は株式会社Fが負担する旨説明した。

【甲ホ4, 原告34本人】

(ウ) 原告34～原告36被相続人は、平成12年9月頃から5～6回ほどFiの勧誘を受けて、電話料金が安くなることと、原告33旧リース契約の解約料を負担しなくてもよいのであれば好都合であると考えて、F

i の勧誘に応じ、平成13年4月13日、「リース契約書」の申込人欄に記入して押印し、連帯保証人欄に原告34～原告36被相続人の住所等を記載して署名押印した。同契約書には、設立・創業平成2年8月、資本金300万円、年商8000万円、従業員4名、営業内容ビジュアルデザインと記載されているほか、No.26リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告34～原告36被相続人は、借受確認書の借主欄に、原告33の名称及び住所を記載して押印した。

【甲ホ4，乙C25の1・2，原告34本人】

(エ) No.26リース物件は、平成13年4月17日、原告33の事務所に設置された。

被告1は、同月18日、原告34～原告36被相続人に電話をかけて、No.26リース物件の設置を確認したが、Fiが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【乙C25の2，原告34本人】

(オ) 原告33では、No.26リース物件を使用するようになっても電話代は安くならなかった。

原告34～原告36被相続人は、平成14年頃、Fiに電話をかけて、電話代が安くないと苦情を述べたところ、長期でみたら確実に料金は安くなるなどと言われた。

原告33は、No.26リース料を事業に関する経費として計上していた。

【甲ホ4，原告34本人】

ヒ 原告37

(ア) 原告37は、昭和58年12月から「商号Q」という商号で、自宅1階の1部屋を事務所にして屋根瓦の販売、施工を行い、平成13年当時は、3名の従業員が勤務していた。

原告37は、平成13年当時、母親、妻及び子ども2人と自宅で暮らしていた。

商号Qの平成13年分の営業収入は1578万0500円であったが、249万8077円の赤字であり、平成21年後半から休業状態である。

商号Qでは、平成13年当時、家庭用電話機3台を業務用兼個人用として使用していた。原告37が使用する電話の用途は、4割程度が仕事のためであり、残り6割程度は個人・家庭用であった。

【甲マ7～9，原告37本人】

(イ) 株式会社Fの従業員Fjは、平成13年6月中旬頃、原告37の自宅を訪問し、原告37に対し、将来電話がデジタル化されて、自宅の配線もデジタルにしなければならず、今使用している電話機は使用できなくなる、いずれは個人負担で工事が必要となるが、今なら無料で工事ができるなどと約1時間ほど説明し、ビジネスホンのリース契約を締結するよう勧誘した。

【甲マ1の1，8，9，原告37本人】

(ウ) 原告37は、デジタル化が進んで電話をすることができなくなれば困る、工事代金が無料になるのは得であると考え、Fjの勧誘に応じ、平成13年6月頃、「リース契約書」の申込人欄に記入して押印した。同契約書には、設立・創業昭和58年12月、年商8000万円、従業員3名、営業内容屋根瓦販売施工と記載されているほか、No.27リース物件（電話機は7台）、月額リース料、リース期間が記載されている。

さらに、原告37は、借受確認書の借主欄に署名押印した。

【甲マ1の3，8，9，乙26の1・2，原告37本人】

(エ) No.27リース物件は、平成13年7月9日、1階の商号Q事務室に親機及び子機が1台ずつ、2階居宅部分の居間に主装置及び親機並びに子機が1台ずつ、3階居宅部分の寝室に子機が3台設置された。

原告37は、居宅部分に設置したNo.27リース物件を仕事に用いるこ

とがあった。

被告1は、同月10日、原告37に電話をかけてNo.27リース物件の設置を確認したが、Fjが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲マ5, 8, 9, 乙C26の2, 原告37本人】

(オ) 原告37は、No.27リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.27リース物件のリース料を事業に関する経費として計上し、現在でも、No.27リース物件を使用している。 【甲Cマ8, 原告37本人】

フ 原告38及び原告39被相続人訴訟承継人原告38及び原告39（連帯保証人：原告39）

(ア) 原告38及び原告39被相続人は、昭和25年頃から「商号R」との商号で鶏卵卸売業を営み、自宅1階の1室を事務所と倉庫として使用していた。

商号Rでは、4名の従業員が勤務し、そのうち原告38は電話番として事務所に常駐していた。

原告38及び原告39被相続人は、平成16年10月15日から、電話機とファクシミリのリース契約を締結しており（以下「商号R旧リース契約」という。）、電話機を業務に使用し、発注や注文を受けることがあった。原告38及び原告39被相続人は、電話機を仕事用と家庭用で兼用していたが、仕事で使用するものの方が多かった。

【甲チ7, 9（各枝番号）, 10, 原告39本人】

(イ) 株式会社F従業員のFkは、平成17年2月頃、商号Rの事務所を訪問し、原告39に対し、電話のシステムが変わるので、今使用している電話機は半年かから1年ほど先で使用できなくなる、アナログ回線がデジタル回線になる、今なら取り付け工事費を無料にする旨説明して、ビジネスホンのリース契約を締結するよう勧誘した。

原告39は、Fkに対し、電話機を買い取りたい旨話したが、Fkは、買取りをする人はいない、買取りでもリースでも総額は同じである、リース料は以前と同額にするなどと言い、見積書も作成しなかった。

【甲チ1, 7, 原告39本人】

(ウ) 原告39は、客からの注文は電話やファクシミリで来るので、電話機が使用できなくなると仕事に支障が出ると思い、原告38及び原告39被相続人に対し、今使用している電話機が使用できなくなる、リース料も従来と同じにするから電話機を交換し、今使用している電話機のリース料は株式会社Fが面倒をみるとFkから言われたと伝えて相談した結果、Fkの勧誘に応じ、ビジネスホンのリース契約を締結することとした。

Fkは、原告39に対し、リース料金について、株式会社Fが商号R旧リース契約と新規のリース契約を一本化して1回でリース料金を引き落とす、リース契約は月額2万4500円になる、そこから毎月保守メンテナンス料3000円を返金する、被告1と提携しているので安心するようになどと説明した。

原告38及び原告39被相続人は、同日、「リース契約書」の申込人欄に住所等を記載して署名押印し、連帯保証人欄に原告39の住所等を記入させ、署名押印させた。同契約書には、営業内容鶏卵卸売業と記載されているほか、No.28リース物件、月額リース料、リース期間が記載されている。

また、原告38及び原告39被相続人は、借受確認書の借主欄に署名押印した。さらに、原告38及び原告39被相続人は、「施工・発注・内容確認書」の申込者欄に商号Rの記名押印をした。同書面には、新設備月額リース料2万1500円と記載されている。

【甲チ1, 3, 7, 8, 乙C8の1・2, 原告39本人】

(エ) No.28リース物件は、平成17年2月9日、1台が事務所に、1台が1階居間に、2台は2階の居宅部分に設置された。そのうち、仕事用として使用する番号を割り当てた電話機は、1階の事務所、1階居間、2階居宅部分に設置され、個人用として使用する番号を割り当てた電話機は2階居間に設置された。

原告38及び原告39被相続人は、被告1から、同月頃、電話でリース料総額を伝えられ、金額が高いことに驚き一度電話を切った。その後、原告38及び原告39被相続人は、原告39から、電話機のリース料は実質的には約130万円になると説明を受け、また、Fkから、被告1からのNo.28リース契約の確認には素直にはいと述べるよう言われたこともあり、被告1からの再度の電話で、No.28リース契約締結の意思を伝えた。なお、被告1は、電話での意思確認時、Fkが、事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実までは確認しなかった。

【甲チ5～7、乙C8の2、原告39本人】

(オ) 原告39は、平成17年4月4日頃、Fkに電話をかけて、電話機とファクシミリのリース料が一本化されていないことについて苦情を述べた。

また、原告39は、同年6月頃、Fkに電話をかけて、保守メンテナンス料の返金を求めたところ、平成18年4月頃になって4万2000円(3000円×14か月分)の返金を受けた。

【甲Cチ7、原告39本人】

(カ) 商号Rでは、No.28リース物件を業務用及び私用で利用していたが、5割以上は業務のための利用であり、居宅に設置したNo.28リース物件で仕事の電話を受けることがあった。

原告38及び原告39被相続人は、No.28リース物件の電話番号をタウンページに掲載し、No.28リース料を事業に関する経費として計上し

ていた。

商号Rでは、平成21年頃からNo.28リース物件を使用していない。

【争いのない事実，甲チ7，原告39本人】

(4) 本件各リース契約締結後の経緯

ア 原告らは、別紙主張事実整理表「契約の概要」欄記載の既支払回数・既払い額（税込み）欄記載のとおり、本件各リース契約に基づくリース料を支払っていたが、最終支払日欄以降、リース料を支払わず、「契約解消日」欄記載のとおり、被告1に対し、本件各リース契約を解約するとの意思表示をした。 【争いのない事実】

イ 原告32について

(ア) 原告32は、平成17年3月7日、当庁において小規模個人再生による再生手続開始決定を受け、原告32に対する債権元本及び再生手続開始決定日前日までの債権の80%及び再生手続開始決定日以降の利息損害金の100%の免除を受ける内容の再生計画案が認可・確定した。

【甲へ13～17】

(イ) 被告1は、原告32に対し、同日、90万7100円（消費税抜き）の有していたが、再生計画案による権利変更された結果、72万5680円免除されて残債権は18万1420円（消費税込みで19万0491円）となった。

原告32は、平成17年4月4日から平成18年11月4日までの間、20回にわたり毎月2万0265円（税込み）、合計40万5300円を支払った。 【争いのない事実，乙C24の3】

(5) 被告1及び各提携販売店のクレーム，指導について

ア 消費生活センター等に寄せられた相談

独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」という。）では、全国の消費生活センターに寄せられた相談情報をコンピュータで収集、

集計している（全国消費生活情報ネットワーク・システム）。

全国の消費生活センターの平成11年3月から平成18年3月までの間の相談についてみると、①被告1については、「リースサービス」に関する相談で、信用供与者とされているもの、②各提携販売店については、「レンタル・リース・賃借」に関する相談の中で、「購入・契約先」に各提携販売店の名称が登録されているもので、「品質・機能・役務品質」、「価格・料金」、「販売方法」、「契約・解約」、「接客対応」に関する相談は、次のとおりであった。

なお、国民生活センターが平成19年7月から同年9月に大都市に居住する主婦を対象とした国民生活動向調査を実施したところ、商品やサービスに苦情を持った場合に、消費生活センターなど行政の相談窓口に行く者は全体の4.1%であった。

(ア) 平成11年度

平成11年度に国民生活センターに寄せられた相談のうち、被告1に関する相談は76件であり、各提携販売店に関する相談は、被告4 11件（うち「信用供与者」に被告1と登録があるもの3件。括弧内の数字について以下同じ。）、株式会社F 2件、被告6 4件、株式会社A 5件、被告8 2件（1件）であった。

(イ) 平成12年度

平成12年度に国民生活センターに寄せられた相談のうち、電話機リースに関する苦情相談件数は、2618件であった。

そのうち、被告1に関する相談は119件であり、各提携販売店に関する相談は、被告4 16件（1件）、株式会社F 5件、被告5 6件、被告6 39件（5件）、株式会社A 4件であった。

被告1に対する相談のうち50件には、電話料金が安くなると言われてリース契約を締結したものが含まれているほか、リース料が高額であ

る、リース物件に故障が多いため解約したいため解約したいといった相談も複数あった。

また、被告1に対する相談の処理結果は、他機関を紹介されたものが4件、自主交渉するよう回答されたものが87件、情報提供されたものが16件、斡旋解決したものが11件、処理が不要であったものが1件であった。

(ウ) 平成13年度

平成13年度に国民生活センターに寄せられた相談のうち、電話機リースに関する苦情相談件数は、3511件（前年比134%〔小数点以下四捨五入〕）であった。

そのうち、被告1に関する相談は201件であり、各提携販売店に関する相談は、被告4 14件、株式会社F 15件（4件）、被告5 6件、被告6 83件（20件）、被告7 1件（1件）、株式会社A 3件、株式会社B 8件（2件）であった。

被告1に対する相談のうち50件には、大手電話会社や通信社を名乗り電話料金が安くなると言われてリース契約を締結したものが含まれているほか、リース料が高額である、リース物件に故障が多いため解約したいといった相談も複数あった。

また、被告1に対する相談の処理結果は、他機関を紹介されたものが7件、自主交渉するよう回答されたものが142件、情報提供されたものが33件、斡旋解決したものが13件、斡旋が不調であったものが2件、処理が不要であったものが1件であった。

(エ) 平成14年度

平成14年度に国民生活センターに寄せられた相談のうち、電話機リースに関する苦情相談件数は、4853件であった（前年比138%〔小数点以下四捨五入〕）。

そのうち、被告1に関する相談は373件であり、各提携販売店に関する相談は、被告4 18件(1件)、被告3 1件、株式会社F 32件(6件)、被告5 19件、被告6 83件(29件)、被告7 3件(1件)、株式会社C 2件、株式会社A 7件、被告8 4件、株式会社B 17件(3件)、株式会社D 11件あった。

被告1に対する相談のうち50件には、電話料金が安くなると言われてリース契約を締結したものが含まれるほか、リース物件が使いこなせない、リース料が高額であるため解約したいといった相談も複数あった。

また、被告1に対する相談の処理結果は、他機関を紹介されたものが12件、自主交渉するよう回答されたものが283件、情報提供されたものが47件、斡旋解決したものが27件、斡旋が不調であったものは1件、処理が不要であったものが1件であった。

(オ) 平成15年度

平成15年度に国民生活センターに寄せられた相談のうち、電話機リースサービスに関する苦情相談件数は5830件であった(前年比120%[小数点以下四捨五入])。

そのうち、被告1に関する相談は503件であり、各提携販売店に関する相談は、被告4 16件(2件)、株式会社F 105件(9件)、被告5 43件(1件)、被告6 68件(26件)、被告7 3件(1件)、株式会社A 18件(2件)、被告8 6件(1件)、株式会社B 7件(3件)、株式会社D 9件であった。

被告1に対する相談のうち50件には、今ある電話機が使えなくなる、いつでも解約できると言われてリース契約を締結したものが含まれるほか、リース料が高額であるため解約したいといった相談も複数あった。

また、被告1に対する相談の処理結果は、他機関を紹介されたものが17件、自主交渉するよう回答されたものが367件、情報提供された

ものが72件、斡旋解決したものが42件、斡旋が不調であったものは1件、処理が不要であったものが3件であった。

(カ) 平成16年度

平成16年度に国民生活センターに寄せられた相談のうち、電話機リースに関する苦情件数は7132件であった(前年比122%〔小数点以下四捨五入〕)。

被告1に関する相談は623件であり、各提携販売店に関する相談は、被告4 16件、株式会社F 222件(21件)、被告5 73件(2件)、被告6 66件(11件)、株式会社C 6件、株式会社E 1件(1件)、株式会社A 61件(1件)、被告8 9件、株式会社B 8件(2件)、株式会社D 1件であった。

被告1に対する相談のうち50件には、いつでも解約できる、今までの電話機は使えなくなる、電話回線が変わるので何か取り付けなければならないと言われてリース契約を締結したものが含まれるほか、リース料が高額であるため解約したいといった相談も複数あった。

また、被告1に対する相談の処理結果は、他機関を紹介されたものが25件、自主交渉するよう回答されたものが477件、情報提供されたものが81件、斡旋解決したものが33件、斡旋が不調であったものは4件、処理が不要であったものが1件であった。

なお、社団法人リース事業協会(以下「リース事業協会」という。)がまとめたリース会社262社の平成16年1月から同年12月までの新規リース取扱件数は253万4565件であり、情報関連機器及び事務用機器に限れば164万4357件であった。

(キ) 平成17年度

a 平成17年度に国民生活センターに寄せられた相談のうち、電話機リースサービスに関する相談件数は8696件であった(前年比12

2%[小数点以下四捨五入])。

被告1に関する相談件数は618件であり、各提携販売店に関する相談は、被告4 18件(3件)、被告5 36件(4件)、被告3 1件、株式会社F 334件(30件)、被告6 16件(5件)、株式会社C 27件(1件)、株式会社A 78件(6件)、被告8 29件(5件)、株式会社B 1件、株式会社D 1件であった。

被告1に対する相談のうち50件には、今の電話が使えなくなる、いつでも解約できると言われてリース契約を締結したものが含まれるほか、リース物件が不要であるため解約したいといった相談も複数あった。

また、被告1に対する相談の処理結果は、他機関を紹介されたものが27件、自主交渉するよう回答されたものが455件、情報提供されたものが76件、斡旋解決したものが51件、斡旋が不調であったものは4件、処理が不能であったものが1件、処理が不要であったものが4件であった。

b NTT東日本では、平成17年4月から同年11月30日までに電話機リースに関する苦情相談を約300件、NTT西日本では約70件受けた。また、株式会社甲リース(現乙株式会社)も、同年4月から同年11月11日までの間に電話機リースに関する苦情相談を受け、そのうち約半数が販売方法に関する苦情であった。

(ク) 平成18年度

平成18年度に国民生活センターに寄せられた相談のうち、電話機リースサービスに関する相談件数は5498件であった(前年比63%[小数点以下四捨五入])。

被告1に関する相談件数は、472件であり、各提携販売店に関する相談は、被告4 14件(1件)、被告3 1件、株式会社F 243件(2

7件), 被告5 22件(1件), 被告6 30件(9件), 被告7 1件, 株式会社C 36件(4件), 株式会社E 1件(1件), 株式会社A 47件(5件), 被告8 24件(6件), Z 5件(2件), 株式会社B 3件(2件), 株式会社D 2件, であった。

【甲A 1, 9の13, 46の2, 88, 93の1~6, B 1, 9の13, 46の2, 88, 93の1~6, C 1, 9の13, 46の2, 88, 93の1~6, 調査嘱託の結果, 弁論の全趣旨(被告1準備書面併合後2)】

イ 行政等の対応

(ア) 経済産業省は, 平成17年12月6日, 次のとおり電話機等リースに関する指導等を行った。

a 個人事業者を狙った悪質な電話機リース訪問販売に係る苦情相談が急激に増加していることに鑑み, 特定商取引法の通達を改正し, 同法2条の「販売事業者等」の解釈を明確化し, リース提携販売の場合にリース会社が販売事業者等にあたる場合があること, また, 同法26条1項1号の「営業のために若しくは営業として」の解釈を明確化し, 事業者名で契約を行っている場合でも, 同条が適用される場合があることとした。

b リース事業協会に対し, 電話機等リースの審査強化, 提携販売事業者の総点検及び取引停止を含めた管理強化, 苦情相談体制の整備等の取組を早急に講ずるよう指導した。また, 情報通信ネットワーク産業協会に対し, 販売店の総点検及び取引停止を含めた管理強化, 苦情相談体制の整備等の取組を早急に講ずるよう指導した。さらに, 社団法人日本訪問販売協会に対し, 被害の未然防止, 取引の適正確保のための会員企業の指導, 苦情相談体制の整備等の取組を早急に講ずるよう指導した。

- c 電話機リーストラブルに関する相談窓口体制を整備した。
- d 全国各地の商工会議所，商工会等に対して，個人事業者等に広く注意喚起を行うよう要請した。

また，経済産業省のホームページ上での注意喚起の他，注意喚起のためのチラシ100万部を全国各地に配布することとした。

- (イ) リース事業協会は，平成17年12月6日，電話機等リースに係る問題事例の解消を目指して，電話機リース契約締結時の意思等確認の強化，問合せに対する社内体制の一層の整備，提携販売店の提携の解消を含めた対応，リース契約に関する啓発活動，問題事例の情報の蓄積と情報交換体制の強化，相談窓口の設置等の対応策を講じることを表明し，平成18年2月9日には，電話機リース訪問販売等に係る総点検等として各種の対応策を講じることを表明した。

また，リース事業協会は，平成17年12月から電話機リース等相談窓口を開設し，同月から平成18年3月までで592件の相談を受けた。

- (ウ) 経済産業省は，株式会社Fに対し，平成18年7月25日，特定商取引法の違反行為（不実告知，重要事項の不告知，勧誘目的等の不明示，適合性原則違反加入，契約書面への虚偽記載）を認定し，同法8条1項の規定に基づき，同月26日から3か月，同社の訪問販売に関する業務の一部を停止するよう命じた。

【甲A1～6，85，B1～6，85，C1～6，85】

ウ 報道発表等

B新聞は，平成16年10月29日，電話機リースに関する記事を掲載した。

東京都は，同年11月，電話機が使えなくなるなどと言われてリース契約を締結させられたといった相談が急増していることを報道発表した。

C新聞は，平成17年10月24日から同年12月13日までの間，継

続的に電話機のリース契約締結をめぐるトラブルや被害に関する記事を掲載した。

【甲A9の2～18,90, B9の2～18,90, C9の2～18,90】

エ 被告1に対するクレームやその処理等

(ア) 被告1は、遅くとも平成15年頃には、顧客からリース契約を解約する旨の通知を受け取り、また、消費生活センターから連絡が入ることがあり、その数は、平成15年5月頃から平成16年4月頃で株式会社Fに関するもので約140件程度であった。これらの中には、株式会社Fが、顧客に対し、電話機が今後使用できなくなるなどと言ってリース契約を締結したことに關するものがあった。

被告1では、平成15年頃、顧客からリース契約について苦情を受けたときは、苦情内容を提携販売店に確認して、苦情内容が事実である場合は、提携販売店と協議の上で提携販売店がリース料を負担してリース契約を解消し、苦情内容が顧客の誤解に基づく場合は、顧客に支払を継続するよう説得していた。

株式会社Fは、リース契約者から苦情を受けた場合、自らリース物件を購入して被告1に代金を支払う方法で解決することがあった。

(イ) 株式会社Fは、平成17年10月22日、リース契約を締結した顧客から株式会社Fに苦情等が寄せられた場合に、顧客との交渉経過や解決の有無をリース会社に知らせる対応を取ることを話し合った。

被告1は、株式会社Fに対し、同年11月2日、従前の基準を緩和させ、これまでは否決していた案件も審査が通ることがあることを通知した。

(ウ) 被告1の従業員は、平成18年6月5日、株式会社F本社を訪問し、以前と比べて苦情が減少したことを評価するとともに、今後もクレームが発生しないよう注意した。

被告1は、同月中旬頃、株式会社Fとの新規取引を停止した。

被告1は、同年7月4日、株式会社Fを販売店とするリース契約を利用する顧客に対し、株式会社Fが事業を停止したことについて問合せ窓口等を設置したことを通知した。

被告1は、平成18年頃から、電話機等のリース契約を締結する際に、提携販売店から不審と思われるようなセールストークを受けたことはないかを電話で確認するようになり、また、同年10月までにはリース契約申込者に「お客様確認書」を交付して、確認欄にその有無をチェックさせ、申込者に署名押印させたものを提出させるようになった。同書面には、電話機等販売会社が事実と異なる内容又は不審と思われる内容の説明、例えば、「デジタル化により今の電話は使えなくなる」、「電話機を替えないと電話料金が安くならない」と断定するようなセールストークがなかったかを確認する欄が設けられていた。

(エ) 被告6は、顧客からクレームを受けた際、それを必ず被告1に報告する体制を取っていなかった。

【甲A15の1・3・6，17の4・5，18の1，21の1，22の2，47，48，49の1・2，51の1・2，52の1～4，54の1・2，55，57の1～5，59，60，62～64，67，68，B15の1・3・6，17の4・5，18の1，21の1，22の2，47，48，49の1・2，51の1・2，52の1～4，54の1・2，55，57の1～5，59，60，62～64，67，68，C15の1・3・6，17の4・5，18の1，21の1，22の2，47，48，49の1・2，51の1・2，52の1～4，54の1・2，55，57の1～5，59，60，62～64，67，68，乙B9の4，全1，B9の4，19の4，証人W】

(6) 被告1のリース事業の売上げ

被告1は、通信・事務機器を中心として小口リースに特化した営業展開により、平成12年度から平成18年度のリース売上高は218億8200万円から688億8600万円に、営業収益は28億6400万円から67億9500万円に、業績を伸ばした。

【甲A44, 45, B44, 45, C44, 45 [いずれも枝番号を含む。]】

(以下余白)

2 甲事件1(1) 故意, かつ, 作為による不法行為について

(1) 原告らは, 被告1と各提携販売店は, 相互利用補充関係にあり, かつ相互に必要不可欠な関係にある共同体であったとして, 各提携販売店らの行為を被告1の行為と同一視すべきであると主張する。

(2) 前記1(1)によると, 被告1と各提携販売店は, リース業務提携契約を締結していること, リース業務提携契約において, 販売店がリースを希望する顧客に被告1に代わってリース契約について説明をすること, 顧客と被告1間でリース契約を締結するにあたって, 被告1に代わってリース契約の事務手続をすることが定められていることが認められるが, 被告1と各提携販売店は別個独立の法人格を有し, 組織形態, 資本関係も異なることからすると, 両者を同一視することはできず, 提携リースは, 提携販売店との提携関係により利益を取得するといった各提携販売店なくして成り立ち得ないビジネスモデルであり, 被告1と各提携販売店がその業務において利用補充関係にあるからといって, 現行法制度上, 法的責任も当然にそれに従うとはいえない。

(3) したがって, 原告らの主張は理由がない。

3 甲事件1(2) 故意, かつ, 不作為による不法行為(違法な勧誘及び契約内容の黙認)について

(1) 原告らは, 被告1が, 各提携販売店が詐欺的な勧誘を行っていることを認識しながら, これを黙認し, 助長してきた旨主張する。

前記1(5)のとおり, 国民生活センターへの相談は, 平成11年度から平成17年度にかけて増加しているが, それらの相談にはリース料が高額であることやリース物件が不要になったという相談も含まれていること, 消費生活センターが斡旋した事例は平成17年度で50件程度であること, 平成16年1月から同年12月までの新規リース取扱件数(情報関連機器及び事務用機器)は164万4357件であったが, 平成16年度の消費生活センターへの電話機リースに関する苦情件数は7132件(被告1に関する相談は6

23件)であったこと、しかし、平成13年以降平成17年に至るまで、前記相談数は大幅に増加を続け、平成16年秋頃から新聞に報道されるようになり、平成17年12月には経済産業省が電話リースに関する指導を行ったこと、被告1は、平成15年当時、リース契約の苦情を受けた場合は、提携販売店と協議して解決するなどしていたこと、提携販売店は、顧客からのクレームを必ずしも被告1に伝えていなかったこと、被告1は、平成18年6月中旬頃、株式会社Fの新規取引を停止したこと、被告1は、同年10月頃までには販売店の不審な勧誘の有無を「お客様確認書」により確認するようになったこと、平成18年度の消費生活センターへの相談は前年度に比べて減少したことが認められる。

(2) 以上のとおり、電話機等リースに関する消費生活センターへの相談は、販売店の違法な勧誘行為以外に関するものが一定数含まれている上、平成16年度の相談件数は、同年の新規リース取扱件数の約0.004%であり、消費生活センターなどの行政機関へ相談しない消費者が一定数存在することを考慮しても、新規リース取扱件数のうち各携販売店の販売方法に関する苦情等が発生するものはごく少数であったといえる。また、提携販売店は顧客からの苦情を被告1に伝えないこともあった。

そうすると、被告1は、平成17年11月に至るまで、各提携販売店が本件各リース契約締結に際して行った違法な勧誘を認識していたと認めることはできず、かえって、被告1は、リース契約者から苦情を受けた場合は提携販売店と協議して解決し、経済産業省の指導後には対応策を講じ、平成18年度の消費生活センターへの相談件数も減少したというのであるから、被告1は、違法な行為を認識した場合には、提携販売店に対応を求めるなど、適切な対応をとっていたということができるのであって、提携販売店の違法な行為を黙認、助長していたと認めることはできず、他に原告の前記主張事実を認めるに足りる証拠はない。

4 過失による不法行為（販売店管理義務違反）

(1) 本件業務提携契約は、被告1が各提携販売店に対してリース契約締結に関する契約書等の授受といった事務手続を委託することを主な内容とするもので、本件業務提携契約の契約書上、被告1が各提携販売店を一般的に管理・監督することを定めた規定はない。

また、リース会社は、提携販売店の販売先の顧客が経済的に破綻したときは、当該顧客のリース会社への支払がなくなることに典型的に示されるとおり、リース会社と提携販売店は、顧客の信用力について利害が対立する関係にある。

したがって、リース会社と提携販売店は、支配従属関係があるともいえず、また、経済的な共同体に準じた関係があるということもできない。

さらに、原告らは、リース契約は包括信用購入あっせんと同様である旨指摘して、被告1は、包括信用購入あっせんと同様の各種規制を受ける旨主張するが、両者は、物件の所有権移転や税金の負担等について差異があり、法的性質を異にするものであって、包括信用購入あっせんの規制が当然にリース契約に及ぶとはいえない。

そうすると、被告1は、原則として、各提携販売店につき、リース契約の勧誘方法等営業活動を管理、監督する義務を負わないと解するのが相当である。

もっとも、リース会社と提携販売店は、前記のような利害が対立する関係ばかりではなく、リース契約締結にむけて密接な協力関係にあり、優良な顧客とのリース契約が増加すると、双方の利益も増加する関係にもあるといえることから、提携販売店とリース会社との関係、提携販売店のリース契約締結手続への関与の内容及び程度、提携販売店の不法行為についてのリース会社の認識又は認識可能性の有無及び程度等に照らし、リース会社が提携販売店の違法行為を知り、又は知り得たにもかかわらず漫然と顧客とリース契約

を締結したというような特段の事情が認められる場合には、リース会社は、提携販売店に違法な営業活動がないかを調査し、必要に応じて、両者の法律関係及び経済的影響力に応じた指導・監督をすべき注意義務があったものとして、不法行為責任を負うと解するのが相当である。

そこで、本件において、前記特段の事情が認められるかを検討する。

(2)ア 前記各提携販売店と被告1との関係に関する認定事実を総合しても、各提携販売店は被告1と業務提携契約を締結しているにとどまり、各提携販売店と被告1との間に、資本関係その他業務上の指揮命令関係が生じる根拠となるよう密接な関係があると認めるには足りないというべきである。

イ 被告1は、本件各リース契約の締結手続全てを各提携販売店に委ねていたわけではなく、自ら原告らに本件各リース契約の内容、申込みの意思等を確認して本件各リース契約を締結していたが、被告1は、原告らに対し、本件各リース契約締結意思確認の際、電話機等販売会社が事実と異なる内容又は不審と思われる内容の説明をしなかったかを直接確認することはなかった。

また、前記1(3)ア(オ)d、チ(エ)のとおり、被告1は、原告7に対し、No.5-4リース契約締結の際に、電話でNo.5-4リース契約締結の意思確認をしたと主張し、これに沿う証拠(乙B9の2)を提出するが、原告7は、No.5-4リース契約締結当時、病気のため電話に出ることができなかったことが認められることや、原告20に対するリース物件の引渡完了の確認において、原告20は女性であるにもかかわらず、借主本人が男性であるとの記載が借受確認証(乙A17の2)にあることなどからすると、被告1が意思確認の際に実施していた本人確認は必ずしも確実なものではなかったというほかはなく、これらの事実からは、本件各リース契約を締結するかの意思確認が十分なものでなかったことを推認することができる。

また、リース契約の本質的内容の一部であるリース料及び支払回数に関

する交渉は提携販売店と顧客との間で行われ、被告1は、その交渉結果に基づくリース契約の締結の許否を決するものであるから、被告1の本件各リース契約締結手続への関与は稀薄であったというべきであり、上記手続は主として各提携販売店に委ねられていたといえる。

ウ 原告ら（原告40を除く。）は、本件各リース契約につき異議等を述べ始めたのは、長期間にわたり約定どおりリース料を支払い、又はリース料を完済した後になってからのことであった。

しかし、前記1(5)認定のとおり、被告1は、遅くとも平成15年頃には、提携販売店が違法な勧誘行為を行った事例を認識しており、また、平成17年10月頃には、電話機等のリース契約締結をめぐるトラブルや被害に関する事実が報道され、同年12月6日には経済産業省から通達が発せられ、社団法人リース事業協会も同通達を受けて、各種の対応策を講じる旨表明し、リース会社に対して、電話機等のリース契約締結時の意思等の確認の強化や提携販売店の提携の解消を含めた対応を求めたことなどの経過からすれば、遅くとも平成17年11月初めには、電話機等のリース契約に関して、提携販売店が違法勧誘を行うことがあるとの社会的認識が広く形成されていたものと認めるのが相当である。

エ 前記認定事実によると、被告1の本件各リース契約手続への関与は、一般的な本人確認も怠るなどその確認内容は十分なものとはいえず、平成17年11月初めには提携販売店が違法な勧誘を行うことがあるとの社会的認識が広く形成されていたというのであるから、その頃には、被告1には、電話機等のリース契約について、各提携販売店が行うリース契約の勧誘方法を厳正に監督し、各提携販売店の違法な勧誘行為を防止して顧客らに不測の損害を与えることのないよう、提携販売店の指導、監督を行い、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務があったというべきである。そして、その確認の結果違法

な勧誘行為があった場合には、リース契約を締結しないこととして、顧客にリース料の支払債務が生じることを回避することができたと認められる。オ もっとも、被告1が、前記指導、監督義務の違反に基づく不法行為責任を負うか否かは、原告らの属性や本件各リース契約締結時の勧誘態様等によって決まるものである。そこで、平成17年11月以降に被告1とリース契約を締結した原告らとの契約の際、被告1が前記指導、監督を行い、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務を尽くしたかを判断する。

(ア) 原告6（連帯保証人：原告7）について

前記1(3)オ(オ) bのとおり、株式会社C従業員のCaは、平成18年10月、トナードラムは40万円以下で購入することができ、原告6旧リース契約の残リース料債務は、原告6が負担しなければならないにもかかわらず、ドラムの交換のために今後も多額の費用がかかり、新しい機器物件を導入した方が費用を抑えることができ、新しくリース契約を締結すれば、前のリース契約の残リース料の負担がなくなる旨述べてNo.5-4リース契約を締結させたのであるから、株式会社C従業員のCaの勧誘は、欺罔行為であり、違法な勧誘であったといえる。

これに対し、被告1が、原告7に対し、平成18年10月20日、電話でリース契約締結の意思確認を行った際に、Caが事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実を確認したことは認められない上、前記4(1)のとおり、確実な本人確認を行っていなかった。また、被告1は、原告7から「お客様確認書」を受け取ったが、同書面は株式会社Cから被告1に渡されるものであって、不審な勧誘を受けたかを確認する手段としては必ずしも十分であるとはいえない。さらに、被告1が、株式会社Cに対し、リース契約締結に際し、違法な勧誘方法を行わないよう指導、管理した事実を認めるに足りる証拠もない。

そうすると、被告1は、原告6とのNo.5-4リース契約締結時、株式会社Cの従業員による違法な勧誘行為が行われる可能性があることを知り得たにもかかわらず、株式会社Cに何らの監督も指導もせず、また、原告6に対して、リース契約締結に関する十分な意思確認をしなかったのであるから、被告1は、提携販売店に対する指導、監督を怠り、違法な勧誘行為がなかったかを確認すべき注意義務を尽くさなかったものとして、原告6に対し、No.5-4リース契約につき、不法行為責任を負う。

(イ) 原告9（連帯保証人：原告10）について

前記1(3)ク(イ)のとおり、株式会社Aの従業員Acは、平成17年11月頃、原告10に対し、実際には、回線がデジタル化されても電話機が使用できなくなることはないにもかかわらず、電話機が使用できなくなる旨述べて、原告10にNo.8リース契約を締結させたものであるから、Acの勧誘は欺罔行為であり、違法な勧誘であったといえる。

これに対して、被告1が、原告10に対し、平成17年11月17日、電話でリース契約締結の意思確認を行った際に、Acが事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実を確認したことを認めるに足りる証拠はない。また、被告1が、株式会社Aに対し、No.8リース契約締結に際し、違法な勧誘方法を行わないよう指導し、監督した事実を認めるに足りる証拠はない。

そうすると、被告1は、原告9とのNo.8リース契約締結時、株式会社Aの従業員による違法な勧誘行為が行われる可能性があることを知り得たにもかかわらず、株式会社Aに何らの監督も指導もせず、また、原告10に対して、リース契約締結に関する十分な意思等の確認をもしなかったのであるから、被告1は、提携販売店に対する指導、監督を怠り、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務を尽くさなかったものとして、原告9に対し、No.

8 リース契約につき，不法行為責任を負う。

(ウ) 原告 1 1（連帯保証人：原告 1 2）について

a No. 9－2 リース契約について

前記 1 (2)ケ(ウ) a のとおり，原告 1 2 は，平成 1 7 年 1 2 月頃，株式会社 A の従業員 A d から，光電話にするためには主装置に追加装置が必要だが，それだけのリース契約は締結できないので子機を 1 台追加したリース契約を締結することを求められて，No. 9－2 リース契約を締結したが，子機の No. 9－2 リース契約を締結しても光電話サービスを利用できなかったのであるから，A d の勧誘は，欺罔行為であり，違法なものであったといえる。

これに対して，被告 1 が，原告 1 2 に対し，平成 1 7 年 1 2 月 6 日，電話でリース契約締結の意思確認をした際に，A d が事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実を確認したことを認めるに足りる証拠はない。また，被告 1 が，株式会社 A に対し，リース契約締結に際し，違法な勧誘方法を行わないよう指導し，監督した事実を認めるに足りる証拠はない。

そうすると，被告 1 は，原告 1 1 とのリース契約締結時，株式会社 A の従業員による違法な勧誘行為が行われる可能性があることを知り得たにもかかわらず，株式会社 A に何らの指導も監督もせず，また，原告 1 1 に対して，リース契約締結に関する十分な意思等の確認もしなかったのであるから，被告 1 は，提携販売店に対する指導，監督を怠り，契約締結の意思等の確認を行う際には，違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務を尽くさなかったものとして，原告 1 1 に対し，No. 9－2 のリース契約締結につき，不法行為責任を負う。

b No. 9－3 のリース契約について

前記 1 (2)ケ(エ) a のとおり，株式会社 C 従業員の C e は，平成 1 8

年2月、原告12に対し、新たに追加料金は発生しないと説明して、No.9-3リース契約を締結させたが、実際にはリース料金は発生したのであるから、Ceの勧誘は欺罔行為であり、違法なものであったといえる。

これに対して、被告1が、原告12に対し、平成18年3月3日、電話でリース契約締結の意思等の確認をした際に、Ceが事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実を確認したことを認めるに足りる証拠はない。また、被告1が、株式会社Cに対し、リース契約締結に際し、違法な勧誘方法を行わないよう指導、監督した事実を認めるに足りる証拠もない。

そうすると、被告1は、原告11とのリース契約締結時、株式会社Cの従業員による違法な勧誘行為が行われる可能性があることを知り得たにもかかわらず、株式会社Cに何らの指導も監督もせず、また、原告11に対して、リース契約締結に関する十分な意思等の確認もしなかったのであるから、被告1は、提携販売店に対する指導、監督を怠り、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務を尽くさなかったものとして、原告11に対し、不法行為責任を負う。

したがって、被告1は、原告11に対し、No.9-3リース契約締結につき不法行為責任を負う。

c No.9-4リース契約について

前記1(2)ケ(オ)aのとおり、株式会社A従業員のAeは、原告12に対し、平成18年3月30日、今度こそ光電話にする旨述べてリース契約を締結するよう勧誘したが、No.9-4リース契約を締結しても光電話サービスを利用できなかったのであるから、Aeの勧誘は欺罔行為であり、違法なものであったといえる。

これに対して、被告1が、原告12に対し、同年4月3日、電話でリース契約締結の意思等の確認をした際に、A eが事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実を確認したことを認めるに足りる証拠はなく、かえって、No.9-4リース物件は、リース契約書と請求明細書でリース物件が異なっていたことからすると、被告1の意思確認が十分には行われなかったことが認められる。また、被告1が、株式会社Aに対し、リース契約締結に際し、違法な勧誘方法を行わないよう指導し、監督した事実を認めるに足りる証拠もない。

そうすると、被告1は、原告11とのNo.9-4リース契約締結時、株式会社Aの従業員による違法な勧誘行為が行われる可能性があることを知り得たにもかかわらず、株式会社Aに何らの指導も監督もせず、また、原告11に対して、リース契約締結に関する十分な意思確認をもしなかったのであるから、被告1は、提携販売店に対する指導、監督を怠り、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務を尽くさなかったものとして、原告11に対し、No.9-4リース契約締結につき、不法行為責任を負う。

(エ) 原告40について

前記1(2)キ(イ)のとおり、株式会社C従業員のC aは、平成18年10月、あたかも無料でファクシミリが使用できるかのように述べて原告40にNo.7リース契約を締結させたが、原告40は被告1からリース料を請求されたのであるから、C aの勧誘は欺罔行為であり、違法なものであったといえる。

これに対して、被告1が、原告40に対し、同月24日、電話でリース契約締結の意思等の確認をした際に、C aが事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実を確認したことを認めるに足りる証拠はない。また、被告1が、株式会社Cに対し、リース契約締結に際し、

違法な勧誘方法を行わないよう指導し、監督した事実を認めるに足りる証拠もない。被告1は、原告40の「お客様確認書」を受け取ったが、同書面は株式会社Cから渡されるものであって、不審な勧誘を受けたかを確認する手段としては必ずしも十分であるとはいえない。

そうすると、被告1は、No.7リース契約締結時、株式会社Cの従業員による違法な勧誘行為が行われる可能性があることを知り得たにもかかわらず、株式会社Cに何らの指導も監督もせず、また、原告40に対して、No.7リース契約締結に関する十分な意思確認をもしなかったのであるから、被告1は、提携販売店に対する指導、監督を怠り、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務を尽くさなかったものとして、原告40に対し、不法行為責任を負う。

(オ) 原告13について

前記1(2)サ(イ)のとおり、株式会社E従業員のEbは、Rに対し、平成17年10月頃、前のリース契約は解約して新たにリース契約を締結すれば、電話代が安くなると述べて、原告13に対し、No.11リース契約を締結させたが、Qとのリース契約は解約されず、また、電話料金も安くならなかったのであるから、Ebの勧誘は欺罔行為であり、違法なものであったといえる。

これに対して、被告1が、原告13に対し、平成17年11月4日、電話でリース契約締結の意思等の確認をした際に、Ebが事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実を確認したことを認めるに足りる証拠はない。また、被告1が、株式会社Eに対し、リース契約締結に際し、違法な勧誘方法を行わないよう指導し、監督した事実を認めるに足りる証拠もない。

そうすると、被告1は、原告13とのNo.11リース契約締結時、株式

会社Eの従業員による違法な勧誘行為が行われる可能性があることを知り得たにもかかわらず、株式会社Eに何らの指導も監督もせず、また、原告13に対して、No.11リース契約締結に関する十分な意思等の確認もしなかったのであるから、被告1は、提携販売店に対する指導、監督を怠り、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務を尽くさなかったものとして、原告13に対し、不法行為責任を負う。

(カ) 原告8について

前記1(2)カ(i)のとおり、株式会社C従業員のCbらは、原告8に対し、平成18年春頃、No.6リース契約締結に際し、リースであるからいつでも解約できる、解約するとリース料は払わなくてよくなると述べて、リース契約を締結させたが、リース契約はリース期間中は解約できないのであるから、Cbの勧誘は欺罔行為であり、違法なものであったといえる。

これに対して、被告1は、原告8に対し、同年4月24日、電話でリース契約締結の意思等の確認をした際に、Cbらが事実と異なる内容又は不審に思われる内容の説明をした事実を確認したことを認めるに足りる証拠はない。また、被告1が、株式会社Cに対し、リース契約締結に際し、違法な勧誘方法を行わないよう指導し、監督した事実を認めるに足りる証拠もない。被告1は、原告8から電話機リース確認書を受け取っているが、原告8自身は、内容を確認した上でチェックをしておらず、同書面が確認手段として十分であるとはいえないことは前述のとおりである。

そうすると、被告1は、原告8とのNo.6リース契約締結時、株式会社Cの従業員による違法な勧誘行為が行われる可能性があることを知り得たにもかかわらず、株式会社Cに何らの指導も監督もせず、また、原

告8に対して、No.6リース契約締結に関する十分な意思確認をもしなかったのであるから、被告1は、提携販売店に対する指導、監督を怠り、契約締結の意思等の確認を行う際には、違法な契約勧誘行為がなかったかを確認する注意義務を尽くさなかったものとして、原告8に対し、不法行為責任を負う。

(キ) 原告23について

被告8が、原告24に対し、不法行為責任を負わないことは後記14のとおりである。

そうすると、被告1は、原告23に対し、不法行為責任を負わないというべきである。

カ 以上によれば、被告1は、原告6 (No.5-4リース契約)、原告9、原告11 (No.9-2ないしNo.9-4リース契約)、原告40、原告13、原告8に対し不法行為責任を負う。

もっとも、上記原告らは、リース料全額が損害である旨主張するが、上記原告らに既に生じた損害は、既払リース料といえる。したがって、原告40には被告1の不法行為によって損害が生じたとはいえない。

また、弁護士費用は、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を考慮して、原告6は2万円、原告9は5万円、原告11は4万円、原告13は4万円、原告8は2万円とするのが相当である。

キ 各提携販売店の従業員による勧誘行為によって、原告7、原告10、原告12、原告40、原告41、原告13及び原告8が、財産的損害の賠償によっては償うことができない程度の精神的苦痛を被ったことを認めるに足りる証拠はない。したがって、同人らの慰謝料の請求は理由がない。

ク そうすると、被告1は、原告6に対し、19万2935円及びこれに対する平成18年10月19日から支払済みまで年5%の割合による遅

延損害金，原告9に対し，77万5340円及びこれに対する平成17年11月16日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金，原告11に対し，43万8160円及びうち9万0090円に対する平成17年12月5日から年5%の割合による遅延損害金，うち24万1920円に対する平成18年3月3日から年5%の割合による遅延損害金，うち6万6150円に対する平成18年3月31日から年5%の割合による遅延損害金，原告13に対し，40万7500円及びこれに対する平成17年11月4日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金，原告8に対し，24万0500円及びこれに対する平成18年4月25日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の各支払義務を負う。

5 情報提供義務違反による不法行為ないし債務不履行責任

原告らは，被告1が，各提携販売店を通じて情報提供義務を尽くすべきであったにもかかわらず，これを怠った旨主張する。

しかし，各提携販売店は被告1の代理人ではなく，被告1は，各提携販売店にリース契約の説明を委託しているのであるから，各提携販売店の情報提供義務違反が直接に被告1の義務違反になるとはいえない。

また，原告らが，各提携販売店の管理内容として間接的な情報提供義務を負う旨主張するのであれば，前記4のとおりである。

6 被告1の使用者責任

(1) 原告らは，被告1は，各提携販売店を実質的には指揮・監督する関係にある旨主張する。

しかし，前記1(1)に加え，提携販売店は，リース以外の方法によっても商品を販売することができること，販売会社は，複数のリース会社と契約し，顧客や販売会社にとって条件が良いリース会社を選択して勧誘・締結することができる。

そうすると，各提携販売店の業務は被告1に一般的に指導・監督を受ける

ような内容ではなく、各提携販売店も自らの選択によってリース会社や支払方法を選択し、限定した場合において双方共が本件リース業務提携契約を解除できるのであるから、被告1が各提携販売店を経済的社会的に支配する関係にあたり、被告1が各提携販売店の業務を支配する関係にはなく、被告1が各提携販売店を事実上指揮監督していたとはいえない。

(2) したがって、原告らの主張は理由がない。

7 予備的主張（既払リース料の返還及び未払いリース料支払債務の不存在）

以下、予備的主張では、被告1の不法行為責任を認めたNo.5-4リース契約、No.8リース契約、No.9-2リース契約、No.9-3リース契約、No.9-4リース契約、No.7リース契約、No.11リース契約及びNo.6リース契約以外の原告らの請求について判断する。

(1) 詐欺に基づくリース契約の取消し又は錯誤による無効

ア 詐欺取消し

原告らは、被告1は、各提携販売店を代理人・使者又は手足として利用していたのであるから民法96条2項の「第三者」に当たらない、

また、仮に当たるとしても、信義則上、第三者による詐欺の主張をすることはできない、被告1は悪意又は第三者の詐欺を知らなかったことについて過失があったとして、別紙主張事実整理表記載の詐欺行為によって締結した本件各リース契約を取り消すことができると主張する。

(ア) 被告1は、民法96条2項の「第三者」に当たるかについて

民法96条2項の「第三者」とは、詐欺による意思表示をした者の相手方以外の者を指すところ、前記1(1)によれば、各提携販売店は本件各リース契約の締結自体についての権限まではなかったといえる。

そうすると、各提携販売店は被告1の代理人であるとはいえず、各提携販売店は、被告1と別個の法主体として、本件業務提携契約の規定に従って、リース契約の締結及び承諾の意思表示の伝達等に関与したにと

どまること、各提携販売店は自らの判断で顧客に対してリース契約締結の勧誘や支払方法を決めるのであるから被告1の手足であったとはいえないことからすると、被告1は、詐欺をした者と同一視することはできず、詐欺による意思表示をした者の相手方以外の者であるから、民法96条2項の「第三者」に当たるといえる。

(イ) 被告1の悪意又は第三者の詐欺を知らなかったことについての過失及び信義則上第三者であることを主張できないことについて

a 前記1によると、被告1と各提携販売店は別個独立の法人格を有し、一体の関係であって、もっぱら利益のみを享受しているともいえないことからすると、被告1が第三者に当たることを信義則上対抗できないとの主張も理由がない。

b 前記3のとおり、被告1が、各提携販売店の販売員が、本件各リース契約の締結を勧誘するに当たって、現在使用している電話機が使用できなくなるなどといった詐欺行為を認識していたとまで認めることはできない。

また、前記3(1)の経過に照らせば、仮にリース契約締結に当たっての説明において、各提携販売店の販売員が欺罔行為を行ったとしても、被告1が、平成17年10月までは、これを知らなかったとしても過失があるとはいえない。

そうすると、被告1が、各提携販売店の詐欺行為につき悪意又は善意につき過失があったとはいえない。

(ウ) そうすると、原告らの詐欺取消しの主張は理由がない。

イ 錯誤無効

(ア) 原告らは、別紙主張事実整理表「契約の概要」欄記載のリース物件、支払回数・支払総額（税込）月額リース料（税込）のリース契約を申し込んだことが認められ、本件各リース契約の内容であるリース物件、リ

ース料、支払回数について錯誤があったとはいえない。

原告らの陥った錯誤は、別紙主張事実整理表「勧誘態様」欄記載の現在使っている電話機等が使えなくなる、電話料金が安くなる等といった本件各リース契約締結の動機の錯誤といえ、原告らが錯誤無効を主張するためには、これらの動機が明示又は黙示に示されていなければならないところ、原告らが本件各リース契約締結の動機を被告1に対して示したことを認めるに足りる証拠はない。

(イ) 原告らは、各提携販売店に対して動機が表示されたことによって、被告1に対しても表示されたといえる旨主張するが、前記1のとおり、各提携販売店は被告1の代理人ではなく、両者は別個独立の法人格を有していること、本件全証拠によっても、被告1と各提携販売店が、通常の業務提携関係を超えて一体視できる程度までの利用補充関係であったとはいえないことからすると、原告らの本件各リース契約締結の動機が販売店に表示されていたとしても、これをもって被告1に対しても示していたものとはいえない。

(ウ) したがって、原告らの錯誤無効の主張は、理由がない。

(2) 公序良俗違反による無効

原告らは、①本件各リース契約のリース料が暴利であること、②本件各リース物件は原告らにとって必要性がないこと、③被告1の代理人又は使者であった各提携販売店の従業員が、違法な勧誘を行って本件各リース契約を締結させたことをあげて、本件各リース契約が公序良俗に反し無効であると主張するので、以下これを検討する。

ア ①（リース料が暴利であること）について

①については、ファイナンス・リース契約は、物件の購入を希望するユーザーに代わって、リース業者が販売業者から物件を購入のうえ、ユーザーに長期間これを使用させ、その購入代金に金利等の諸経費を加えたもの

をリース料として回収する制度であり、その実体はユーザーに対する金融上の便宜を付与するものであるから、リース料の支払債務は契約の締結と同時にその金額について発生し、ユーザーに対して月々のリース料の支払という方式による期限の利益を与えるものにすぎず、また、リース物件の使用とリース料の支払とは対価関係に立つものではないというべきである（最高裁平成3年（オ）第1495号同5年11月25日第1小法廷判決参照）ことからすると、単にリース料とリース物件の市場価格を単純に比較することは、リース契約の性質・内容を見捨てるものであり、リース料が暴利であるということはできない。

また、証拠（甲A17の2・3、95、B17の2・3、C17の2・3、証人U）及び弁論の全趣旨によれば、リース料の算定に逆算リース（顧客が支払える月額リース料を決め、その額に適当な月数を乗じて計算してリース料を算出する。）という手法があること、被告1が販売会社であった株式会社Fに対して物件価格に応じてキャンペーン料率を設定していたこと、被告2では、被告3が決めたリース料から被告1が定めた料率に基づいて物件代金が算出されることが認められるが、本件各リース契約のリース料が逆算リースによって設定されたか明らかではなく、キャンペーン料率は、リース料率が顧客に明らかにならなくとも、単に物件価格を高額にして販売店に利益をもたらすためだけではなく、ユーザーにとって料率が安くなるのであるから一概に不利益になるとはいえず、リース料算定方法をもって本件各リース契約が暴利行為であるとは直ちに言えない。

さらに、証拠（甲A102）によれば、リース料は、顧客に貸し付ける機械・設備の購入に要した資金・金利・リース会社の手数料と付随費用からリース期間終了時の残存価値を要素とすると考えられていること、提携販売店の算出するリース物件の調達価格は、市場価格と必ずしも同額ではなく、旧リース契約解約料金相当額や設置工事費用等が含まれることがあ

ることからすると、本件各リース契約のリース料が、リース物件の市場価格に照らして著しく不相当であったということはできない。

イ ②（リース物件が不要であること）について

前記1(2)によると、本件各リース契約の物件は、原告らと販売会社との間で選定されるものであり、被告1は物件の選定に関わらない。

また、たとえ、リース物件が原告らにとって必要性・有用性がなかったとしても、被告1が、リース物件の必要性・有用性を独自に判断することは困難であり、リース物件の必要性の有無をもって、本件各リース契約が公序良俗に反して無効であるということとはできない。

ウ ③（違法な勧誘行為）について

前記1(1)のとおり、各提携販売店は、被告1の代理人とはいえないこと、また、前記4(2)のとおり、被告1には平成17年10月までは各提携販売店の違法な勧誘について管理義務違反はなかったことからすると、各提携販売店の違法な勧誘によって、原告らと被告1間の契約である本件各リース契約が直ちに公序良俗に反し無効であるということとはできない。

エ したがって、原告らの主張はいずれも理由がない。

(3) クーリング・オフによる契約の解除

ア 指定役務の提供について

本件各リース契約のリース物件は、それぞれ電話機、ファクシミリ、複合機、ルーター、主装置であるところ、特定商取引法に関する法律施行令3条別表第3第2号ト（ただし、平成15年7月1日前改正前のものは、同別表ホ）には、指定役務として「次に掲げる物品の貸与」を規定し、「電話機及びファクシミリ装置」が掲げられている。

そして、本件各リース契約においては、被告1がリース物件を賃借人にリース（賃貸）し、賃借人がこれを借り受けるものとされていることからすると、本件各リース契約のリースは、同施行令3条別表第3第2号トに

該当する指定役務の提供に当たる。

イ 訪問販売について

(ア) 特定商取引法が、訪問販売業者に対し、広告、勧誘行為、契約書面交付等などに関して行為規制を定めて訪問販売等の特定商取引を公正にし、購入者が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者の利益を保護し、併せて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与するという目的(1条)に照らせば、「販売業者」(同法2条1項1号)は狭く解すべきではなく、一定の仕組みの中で、契約締結に向けた勧誘活動を行う者と解するのが相当である。

そして、訪問をして契約の締結について勧誘する者(販売会社)のみならず、リース会社もリース契約締結にむけて契約締結に向けた勧誘活動をしたといえる場合には、リース会社も「販売業者」にあたるというべきである。

(イ) 前記1(1)及び(3)のとおり、各提携販売店と被告1の間には、本件業務提携契約が締結されており、各提携販売店が被告1のリース契約の事務手続の一部を代行していること、本件各リース契約もそのようにして締結されたことが認められる。

そうすると、原告らに対する各提携販売店によるリース契約締結に向けた勧誘の後、リース契約の本質的内容の一部であるリース料及び支払回数に関する交渉は、提携販売店と顧客との間で行われ、各提携販売店から被告1へのリース物件の販売、本件各リース契約の締結が一連の仕組みの中で行われ、被告1はその交渉結果に基づくリース契約の締結の許否を決するという仕組みをみれば、被告1は各提携販売店を通じて本件各リース契約の締結を勧誘しているというべきである。

(ウ) よって、各提携販売店のみならず、被告1も契約締結に向けた勧誘活

動をしたといえるので、「販売業者」（特定商取引法 2 条 1 項 1 号）にあたるというべきである。

したがって、本件各リース契約は、特定商取引法 2 条 1 項 1 号所定の訪問販売にあたりと認めるのが相当である。

ウ 適用除外（特定商取引法 2 6 条 1 項 1 号）について

(ア) 特定商取引法 2 6 条 1 項 1 号が「営業のために若しくは営業として締結する」契約をクーリング・オフの適用除外にしている趣旨は、特定商取引法が取引に不慣れな消費者の保護を目的とするものであるから、契約の目的、内容が営業のためにするものである場合には適用除外とし、営業活動に関連して行われる取引については、私的自治又は業界の商慣習に委ねるのを相当とするというものである。

そうすると、購入者又は役務の提供を受けた者が事業者であっても、これらの者が「営業のために若しくは営業として」締結するものでない販売又は役務の提供については、これを特定商取引法の適用除外とするものでないと解するのが相当である。

そして、「営業のために若しくは営業として」は、契約の目的・内容が営業のためのものである場合を意味し、「営業のために若しくは営業として」締結されたものといえるかは、相手方の属性や経費計上の有無といった形式的側面のみならず、事業内容、当該商品の使用目的、使用状況、当該商品の設置場所等といった当該取引の実体的側面も考慮して判断すべきである。

(イ) これに対し、被告 1 は、契約締結時の個別具体的な顧客の主観や契約締結後の事情はリース会社には認識できないことから、契約書等を基礎とした外形的な判断をすべきである旨主張するが、契約目的・内容は形式的側面のみによって明らかになるとはいえず、被告 1 の主張は、特定商取引法の趣旨に反するものであるというほかはない。

したがって、被告1の主張は理由がない。

エ 原告らのクーリング・オフ適用の有無について

(ア) 事業者は、訪問販売により消費者と契約を締結したときは契約書面（特定商取引法5条。以下「5条書面」という。）を交付する義務を負うところ、証拠（乙A12の1、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、乙B8の1、9の1、10の1、11の1、12の1、13の1、14の1、15の1、16の1、17の1、18の1、19の1、20の1、23の1、24の1、25の1、26の1、27の1、乙C8の1、9の1、10の1、11の1、12の1、13の1、14の1、15の1、18の1、19の1、20の1、21の1、22の1、23の1、24の1、25の1、26の1）によると、特定商法9条1項に規定する売買若しくは役務提供契約の解除に関する事項についての記載はないから、本件各リース契約の契約書はいずれも5条書面には当たらない。

そして、特定商取引法9条1項の規定によれば、5条書面が交付されない場合は、クーリング・オフの行使期間制限に関する起算日（特定商取引法9条1項1号）は到来しないというべきであるから、消費者はいつでもクーリング・オフを行使することができる。そして、前記1(4)アのとおり、原告らはそれぞれクーリング・オフによる解除をしたとの意思表示をしたことが認められる。

そうすると、原告らに前記(ウ)の適用除外が認められなければ、原告らのクーリング・オフは有効といえる。

そこで、以下、原告らに適用除外が認められるかを検討する。

(イ) 原告1について

a 前記1(3)アのとおり、原告1は、総利益は166万4624円であったが、No.1リース物件のリース料を事業に関する経費として計上し

ていたこと、従業員を雇用して経営コンサルタント業を営んでいること、No.1リース物件を使用する目的は電話料金を節約することであったこと、No.1リース契約を締結する以前から原告1の事務所でビジネスホンを利用していたこと、原告1はNo.1リース物件を使用して電話料金は安くなったことが認められる。

このような原告1の事業内容、No.1リース物件の使用目的、使用状況に照らせば、原告1は、営業のためにNo.1リース契約を締結したと認めるのが相当である。

b したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.1リース契約には適用されないこととなるから、原告1の主張は理由がない。

(ウ) 原告3について

a No.2-1リース契約

(a) 前記1(3)イ(ア)及び(イ)のとおり、原告3は、No.2-1リース契約締結当時、妻と2人で畳屋を営業していたこと、商号Aの平成17年分の営業所得は211万9648円であったが、原告3は、No.2-1のリース料を事業に関する経費として計上していたこと、原告3は、業務で電話を使用しており、電話が使えなくなると考えてNo.2-1リース契約を締結したこと、原告3はNo.2-1リース契約締結前も被告1から電話機のリース契約を締結していたこと、No.2-1リース物件を作業場に置いて現在も使用していることが認められる。

このような取引の実体に照らすと、原告3は、営業のためにNo.2-1リース契約を締結したと認めるのが相当である。

(b) したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.2-1リース契約には適用され

ないこととなるから，原告3の主張は理由がない。

b No.2-2リース契約

前記1(3)イ(ウ)のとおり，No.2-2リース物件は，自宅についても電話機を光対応にしなければならないと勧誘されて，商号Aとは約500メートル離れた居宅に設置されたのであるから，営業のためにNo.2-2リース契約を締結したものであるとは認められない。

したがって，No.2-2リース契約はクーリング・オフにより解除されたといえる。

(エ) 原告4について

前記1(3)ウのとおり，No.3リース物件のリース料を事業に関する経費として計上していたが，平成17年の営業所得は80万0534円にすぎなかったこと，原告4は，平成17年当時，家庭用電話機を使用していたこと，原告4は，No.3リース契約を電話代が安くなると考えて締結したが，平成17年当時は主に携帯電話を使用しており，平成19年の電話料金も考慮するとNo.3リース物件の使用頻度は高くなかったと考えられること，商号Bの事務室の広さは4～5坪であり，商号Bには4名の従業員が勤務したが，No.3リース物件は，32台まで子機が設置されるビジネスホンであったことが認められ，取引の実体に照らすと，No.3リース契約は，契約の目的，内容が事業のためのものであったとはいえず，原告4の営業のために締結されたものではないから，特定商取引法26条1項1号に該当しないというべきである。

したがって，No.3リース契約は，クーリング・オフにより解除されたといえる。

(オ) 原告5について

a No.4-1リース契約

前記1(3)エ(ア)及び(イ)のとおり，商号Cは，平成15年頃から，

原告5が22坪ほどの広さの作業場で主に1人で畳を製造していたこと、平成16年の売上げは1273万9095円で、営業利益は166万1000円、平成17年の売上げは、1165万6695円で、営業利益は100万1000円であったこと、No.4-1リース契約締結前は家庭用電話機を使用していたこと、原告5は、電話機が使用できなくなると考えてNo.4-1リース契約を締結したが、平成19年の電話料金からするとNo.4-1リース物件の使用頻度は高くなかったと考えられることが認められ、取引の実体に照らすと、No.4-1リース契約は、契約の目的、内容が事業のためのものであったといはいえず、原告5の営業のために締結されたものではないから、特定商取引法26条1項1号に該当しないというべきである。

したがって、No.4-1リース契約は、営業のためにされたものと認めることはできず、クーリング・オフにより解除されたといえる。

b No.4-2リース契約

前記1(3)エ(ウ)のとおり、原告5は、No.4-2リース契約締結前、作業場でファクシミリを使用していなかったことが認められ、前記5(3)エ(オ) a の認定・判断も併せ考えると、もはや営業のためにされたものとはいえないというべきであり、特定商取引法26条1項1号に該当しない。

したがって、No.4-2リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

c No.4-3リース契約

前記5(3)エ(オ) a のとおり、商号Cの従業員数、作業場の広さなど使用状況、設置場所等に照らすと、畳の製造のためには、一般の家庭用電話機が1台あれば十分であり、No.4-3リース契約は、契約の目的・内容が営業のためのものではなかったことは明らかであり、原告

5の営業のために締結されたものではないから、特定商取引法26条1項1号に該当しない。

したがって、No.4-3リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(カ) 原告6について

a No.5-1リース契約

前記3(3)オ(ア)及び(イ)のとおり、No.5-1リース契約締結当時、原告6は、金属プレス加工を業務内容として、5名の従業員が勤務していたこと、平成14年8月1日から平成18年7月31日まで総売上げは1500万円前後、営業利益は100万円前後であり、リース料を事業に関する経費として経費に計上していたこと、No.5-1リース契約締結前もビジネスホンのリース契約を締結していたこと、原告6は電話料金が安くなると考えてNo.5-1リース契約を締結したこと、原告6の通信費は1か月当たり5000円程度であったこと、電話番号をNo.5-1リース物件の電話番号をタウンページに掲載していたこと、No.5-1リース物件は事務所及び工場に設置されていたことが認められる。そうすると、No.5-1リース物件を専ら事業のために相当程度使用していたといえ、これらの取引の実体に照らすと、原告6は、営業のためにNo.5-1リース契約を締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリングオフを定める同法9条はNo.5-1リース契約には適用されないこととなるから、原告6の主張は理由がない。

b No.5-2リース契約

前記1(3)オ(ウ)のとおり、原告6は、No.5-2リース契約締結前からコピー機1台をリースし、ファクシミリを利用していたこと、No.5-2リース物件も業務として使用していたこと、リース料を経費とし

て計上していたことが認められ、前記5(3)エ(カ) aも併せ考えると、原告6は、営業のためにNo.5-2リース契約を締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクリーニング・オフを定める同法9条はNo.5-2リース契約には適用されないこととなるから、原告6の主張は理由がない。

c No.5-3リース契約

前記1(3)オ(エ)のとおり、原告6は、業務に電話を使用していたこと、No.5-3リース物件の電話番号をタウンページに掲載していたこと、リース料を事業に関する経費として経費に計上していたことや前記5(3)エ(カ) aも併せ考えると、原告6は、営業のためにNo.5-3リース契約を締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクリーニング・オフを定める同法9条はNo.5-3リース契約には適用されないこととなるから、原告6の主張は理由がない。

(キ) 原告11について

前記1(3)ケ(ア)及び(イ)のとおり、原告11は、訪問介護業を営み、営業利益は約15万円ではあるが15名の従業員が勤務していたこと、原告12は、No.9-1リース物件を電話料金を安くする目的で使用しようと考えていたこと、No.9-1リース物件を事務所に設置して利用者からの問合せや相談を電話で受けるなどしていたこと、原告12には、No.9-1リース物件を私用で利用する目的であったという事情が特段見当たらないこと、リース料を事業に関する経費として計上し、No.9-1リース物件の電話番号をタウンページに掲載していたことが認められ、取引の実体に照らすと、原告11は、営業のためにNo.9-1リース契約を締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法 26 条 1 項 1 号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法 9 条は No. 9-1 リース契約には適用されないこととなるから、原告 11 のクーリング・オフの主張は理由がない。

(ク) 原告 42 について

前記 1 (3) コのとおり、商号 F の 17 年当時の売上げは約 1 億円であったこと、リース料を経費として計上していたこと、電話機とファクシミリのリース契約を締結して業務用に毎日使用していたこと、No. 10 リース物件は商号 F に設置されたことが認められ、取引の実体に照らすと、原告 42 は、「営業のために」No. 10 リース契約を締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法 26 条 1 項 1 号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法 9 条は No. 10 リース契約には適用されないこととなるから、原告 42 の主張は理由がない。

(ケ) 原告 14 について

前記認定 1 (3) シのとおり、原告 14 は、タクシー車庫の一角を作業場にして帆布加工業を 1 人で営んでいたこと、平成 14 年の営業収入は 915 万 7257 円で、営業所得は 47 万 0972 円であったこと、原告 14 は業務でパソコンを使用していなかったこと、No. 12 リース物件は ISDN 用の回線接続装置が内蔵されたターミナルアダプタで、パソコン 2 台同時にインターネットに接続することが可能な機能などを有することが認められる。

そうすると、原告 14 が、リース料を経費として計上していたことを考慮しても、取引の実体に照らすと、No. 12 リース契約は、契約の目的、内容が事業のためのものであったといはいえず、原告 14 の営業のために締結されたものとはいえないから、特定商取引法 26 条 1 項 1 号に該当しないというべきである。

したがって、No.12リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(コ) 原告15について

前記1(3)スのとおり、原告15の平成15年度の営業収入は698万9200円、営業所得は103万2213円であり、妻とアルバイト店員が勤務していたこと、No.13リース物件使用前は、家庭用電話機を使用しており、Sが親戚等に電話をかけるなど主に私用のために利用されていたこと、No.13リース物件は、主にオフィスに便利な機能が付いており、1台は喫茶店に、もう1台は居宅に設置されたことが認められ、原告15が、自宅用と事業用電話回線の2回線を有していること、リース料を経費として計上し、No.13リース物件の電話番号をタウンページに掲載していたことを考慮しても、取引の実体に照らすと、No.13リース契約は、契約の目的、内容が事業のためのものであったとはいえ、原告15の営業のために締結されたものとはいえないから、特定商取引法26条1項に該当しないというべきである。

したがって、No.13リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(ク) 原告16について

a No.14-1リース契約

前記1(3)セ(ア)及び(イ)のとおり、原告16は、平成15年当時、10人の従業員が勤務していたこと、平成15年から平成17年までの売上げは5000万円であったこと、No.14-1リース契約を締結した目的は、電話にかかる経費を削減できると考えたからであること、1か月に5000円から1万円程度の通話料金を支払っていたこと、得意先に仕事の内容の確認や注文をするために電話機を使用していたこと、No.14-1リース物件が故障した後、No.14-1リース物件と

製造元が同じビジネスホンを新たに購入したことが認められ、取引の実体に照らすと、原告16は、No.14-1リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.14-1リース契約には適用されないこととなるから、原告16の主張は理由がない。

b No.14-2リース契約

前記1(3)セ(ウ)のとおり、原告16は、ファクシミリのリース契約を締結して業務に使用していたことが認められ、前記5(3)エ(サ)aも併せ考えると、原告16はNo.14-2リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.14-2リース契約には適用されないこととなるから、原告16の主張は理由がない。

(シ) 原告18について

前記1(3)ソのとおり、原告18は、原告18及び妻と2人でカラオケスナックを自宅兼店舗で営んでいたこと、1日に訪れる客が5・6人であったこと、平成12年分の営業利益は72万7935円であり、金融機関から600万から800万円の借入れをしており、リース料も経費として計上していなかったこと、業務で電話を使用するのはタクシーを手配するときに限られること、No.15リース物件として主装置1台、電話機5台、子機2台を借り受けて、店舗及び居宅に設置したことが認められ、取引の実体に照らすと、No.15リース契約は、契約の目的、内容が事業のためのものであったとはいえず、原告18の営業のために締結されたものとはいえないから、特定商取引法26条1項1号には該当しないというべきである。

したがって、No.15リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(ス) 原告19について

前記1(3)タのとおり、原告19は、平成8年から自宅2階の1室を事務所として増改築業を1人で営んでいたこと、平成15年の年商は約1000万円であったこと、リース料を経費として計上していたこと、電話回線2回線のうちNo.16リース物件に割り当てた回線は、事業用としてのみ使用していたこと、No.16リース契約はIP電話を利用する目的で締結したこと、原告19は、折込チラシやタウンページにNo.16リース物件の電話番号を掲載しており、その折込チラシをみた顧客から注文を受けて事業を継続していたことが認められ、取引の実体に照らすと、原告19は、No.16リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.16リース契約には適用されないこととなるから、原告19の主張は理由がない。

(セ) 原告20について

前記1(3)チのとおり、原告20は、平成14年から平成16年まで利益がなく赤字であったこと、商号Lは50㎡ほどの広さで、原告20以外ほか1名が勤務していたこと、原告20は、No.17リース契約締結以前にも電話機のリース契約を締結していたが、工事のために必要だと考えて締結したものであったこと、No.17リース物件も使用していた電話機が不必要である旨述べたところ、適するものに交換すると言われて導入したものであること、商号Lでは、生徒の親から商号Lの固定電話に電話がかかってくる回数は少なく、事業で固定用電話を使用する機会は少ないことが認められ、原告20が、No.17リース契約のリース料を経

費として計上し、No.17リース物件の電話番号をタウンページに掲載していたことを考慮しても、取引の実体に照らすと、No.17リース契約は、契約の目的、内容が事業のためのものであったといはいえず、原告20の営業のために締結されたものではないから、特定商取引法26条1項1号に該当しないというべきである。

したがって、No.17リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(ウ) 原告21について

前記1(3)ツのとおり、原告21は、原告22が自宅兼事務所で配管洗浄及び水槽清掃業を1人で営んでいたこと、平成16年の利益は約300万円であったこと、リース料を経費に計上していたこと、No.18リース物件は、発信元の電話番号が表示されることで顧客からの電話に出ることができるというメリットを感じて使用したいと考えていたこと、原告21名義の電話回線を有し、電話機のリース契約を締結していたこと、電話番号をNo.18リース物件の電話番号をタウンページに掲載していたことが認められ、取引の実体に照らすと、原告21は、No.18リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.18リース契約には適用されないこととなるから、原告21の主張は理由がない。

(エ) 原告23について

前記1(3)テのとおり、原告24はカラーコピーができる複合機が欲しいと述べて、No.19リース契約を締結したこと、原告23は、No.19リース契約締結前から、スキャナーやプリンター機能を有するインクジェット方式のカラープリンター3台、リース契約を締結していたモノクロの複合機1台を業務に使用していたこと、No.19リース物件は、原告2

3の事務所に設置されたことからすると、原告23は、No.19リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.19リース契約には適用されないこととなるから、原告23の主張は理由がない。

(チ) 原告25について

前記1(3)トのとおり、原告25は工場及び倉庫・事務所兼居宅の2棟の建物を有していたこと、年商は1億5000万円であったこと、リース料を経費として計上していたこと、平成13年頃から、ビジネスホンのリース契約を締結していたこと、No.20リース物件はIP電話を利用する目的で使用したこと、電話の使用は、業務用と私用でほぼ半々であったこと、No.20リース物件のうち電話機は事務所兼居宅の1階及び2階居宅部分の居間に、子機は工場と2階居宅部分の寝室に設置されたことが認められ、取引の実体に照らすと、原告25は、事業にかかる経費削減を考慮してNo.20リース契約を締結したといえ、原告25はNo.20リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.20リース契約には適用されないこととなるから、原告25の主張は理由がない。

(ツ) 原告27について

前記1(3)ナのとおり、原告28は、平成15年当時、自宅兼事務所で、原告27として自動車の板金塗装業を1人で営んでいたこと、5000万円の売上げがあったこと、平成14年12月1日から平成15年11月30日までの所得金額は0円であったこと、No.21リース物件は電話機・主装置とセットになっていると考えて使用することになったこと、No.21リース物件を伝票の受け渡しの際に利用することがあったが、事

業でファクシミリを使用することは月に数回程度にすぎなかったことが認められ、取引の実体に照らすと、No.21リース契約は、契約の目的、内容が事業のためのものであったとはいえず、原告27の営業のために締結されたものとはいえないから、特定商取引法26条1項1号に該当しないというべきである。

よって、No.21リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(テ) 原告29について

a No.22-1リース契約

前記1(3)ニ(ア)及び(イ)によると、原告29は、繊維輸出業を1人で営んでいたこと、No.22-1リース契約締結前はファクシミリ機能が付いた家庭用電話機を使用していたこと、No.22-1リース物件は商号Mの事務所に設置されたことが認められ、原告の事業内容及びリース物件の使用目的・使用状況、設置場所等に照らせば、No.22-1リース物件の性能を考慮しても、原告29は、No.22-1リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.22-1リース契約には適用されないこととなるから、原告29の主張は理由がない。

b No.22-2リース契約

前記1(3)ニ(ウ)のとおり、原告29は、業務でファクシミリを使用していたこと、商号Mの事務所にNo.22-2リース物件を設置したことからすると、原告29は、No.22-2リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条はNo.22-2リース契約には適用されない

こととなるから、原告29の主張は理由がない。

(ト) 原告30について

前記1(3)ヌのとおり、原告30は、印刷業を1人で営み、1日当たり数千円の収入で、No.23リース契約締結当時、実質的に廃業しているような状態であったこと、得意先から用事があつてかかってくる以外に電話は必要がなかったこと、No.23リース物件は主装置や内線機能を有する電話機で、原告30印刷所の事務所に設置したことが認められ、原告30の電話機の使用状況も考慮すると、No.23リース契約は、原告30がリース料を経費として計上していたとしても、契約の目的、内容が事業のためのものであったとはいえず、原告30の営業のために締結されたものとはいえないから、特定商取引法26条1項号に該当しないというべきである。

よって、No.23リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(ナ) 原告31について

a No.24-1リース契約及びNo.24-2リース契約

前記1(3)ネ(ア)及び(イ)のとおり、原告31は、立体デザインを行い、3名の従業員が勤務していたこと、平成13年度の売上高は2299万4842円、売上総利益は1691万4191円であったが、営業損失が380万9385円であったこと、平成14年度の売上高は2129万9925円、売上総利益は1651万9552円であったが、営業損失が85万7168円であったこと、業務で電話を使用する頻度は少なく、主に電子メールで発注や問い合わせに応じていたことが認められる。また、Xは、No.24-1リース契約及びNo.24-2リース契約締結当時、うつ病を患っており、そのような中、Fgが数十回原告31の事務所を訪問し、時には朝から夕方まで滞在するこ

とがあったことなどからすると、Xは、リース契約を締結する合理的判断ができなかったといえる。

このような取引の実体やXが業務のためにリース契約を締結する合理的な判断ができなかった事情からすると、原告31がリース料を経費として計上していたとしても、No.24-1リース契約及びNo.24-2リース契約は、契約の目的、内容が事業のためのものであったとはいえず、原告31の営業のために締結されたものとはいえないから、特定商取引法26条1項1号には該当しないというべきである。

よって、No.24-1リース契約及びNo.24-2リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

b No.24-3リース契約

前記1(3)ネ(ウ)のとおり、原告31は、No.24-3リース契約締結前からコピー機のリース契約を締結して使用していたこと、リース料を経費として計上していたことが認められるが、前記6(3)ウ(ニ)aのとおり業務のためにリース契約を締結する合理的な判断ができなかった事情からすると、原告31がリース料を経費として計上していたとしても、No.24-3リース契約の目的、内容が事業のためのものであったとはいえず、特定商取引法26条1項1号には該当しないというべきである。

よって、No.24-3リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(ニ) 原告32について

前記1(3)ノのとおり、原告32は、自宅の8畳の仕事部屋で看板の製作・加工業を主に1人で営んでいたこと、平成14年の原告32の収入は1000万円前後あったが、所得は100万円程度であったと考えられること、原告32について、平成17年に民事再生計画が認可された

こと、原告32は、原告32旧リース契約を締結したが、それ以前は家庭用電話機を使用していたこと、原告32がNo.25リース契約を締結した目的は、電話機が使用できなくなると考えたからであり、業務にのみ電話を使用していたものではないこと、No.25リース物件は、原告32の自宅兼事務所の居宅部分にも設置されていたことが認められ、原告32が、リース料を経費として計上し、タウンページ及び自己のホームページにNo.25リース物件の電話番号を掲載していたとしても、No.25リース契約は、契約の目的、内容が事業のためのものであったとはいえず、原告32の営業のために締結されたものとはいえないから、特定商取引法26条1項1号には該当しないというべきである。

よって、No.25リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(ヌ) 原告33について

前記1(3)ハのとおり、原告33は、平成13年当時、看板の設計、制作及び施工を行い、4名が勤務する年商約8000万円の企業であったこと、リース料を経費に計上していたこと、電話での営業活動は行っていなかったが、打ち合わせや協力業者等への取次ぎに1日に8回～10回ほど使用していたこと、平成11年9月から平成13年12月までの間に電話料金に少なくとも毎月1万円を支払っていたこと、No.26リース契約を締結した目的のひとつは電話料金が安くなることであったこと、No.26リース物件は原告33の事務所に設置されたことが認められ、取引の実体に照らすと、原告33は、事業にかかる経費削減を考慮してNo.26リース契約を締結したといえ、原告33はその営業のためにNo.26リース契約を締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリング・オフを定める同法9条は、No.26リース契約には適用されないこと

となるから、原告33の主張は理由がない。

(ネ) 原告37について

前記1(3)ヒのとおり原告37は、家族と同居して自宅で屋根瓦の販売、施工を営んでいたこと、原告37が経営する商号Qには平成13年当時、3名の従業員が勤務していたこと、平成13年分の営業収入は1578万0500円であったが、249万8077円の赤字であったこと、No.27リース契約締結前は家庭用電話機3台を業務用個人用として使用していたこと、電話を使用するうち6割は個人・家庭用として使用していたこと、No.27リース物件は主装置1台、電話機7台であったこと、1階の商号Mの事務室に親機及び子機が1台ずつ、2階居宅部分の居間に主装置及び親機並びに子機が1台ずつ、3階居宅部分の寝室に子機が3台と居宅部分に多く設置されたことが認められ、取引の実体に照らすと、原告37が、リース料を経費として計上し、No.27リース物件の電話番号をタウンページに掲載していたとしても、No.27リース契約は主として個人用ないし家庭用に使用するためのものであったといえ、契約の目的、内容が事業のためのものであったとはいえず、原告37の営業のために締結されたものとはいえないから、特定商取引法26条1項1号には該当しないというべきである。

よって、No.27リース契約は、クーリング・オフにより解除されたといえる。

(ノ) 原告38及び原告39被相続人訴訟承継人原告38及び原告39について

前記1(3)フのとおり、原告38及び原告39被相続人宅の1階の1室を事務所及び倉庫として使用して鶏卵卸売業を営んでいたこと、原告39の母親が電話番として商号Rの事務所の常駐していたこと、リース料を経費として計上していたこと、No.28リース契約を締結した目的は、

電話やファクシミリで来る客からの注文を受けることであり、電話機が使用できなくなると仕事に支障が出て困ると思ったからであったこと、リース料を経費として計上していたこと、電話を使用して発注したり、注文を受けたりすることが多く、電話を業務用として使用することの方が多かったことが認められ、No.28リース物件が居宅にも設定されたいたことを考慮しても、取引の実体に照らすと、原告38及び原告39被相続人は、No.28リース契約を営業のために締結したと認めるのが相当である。

したがって、特定商取引法26条1項1号により、いわゆるクーリングオフを定める同法9条はNo.28リース契約には適用されないこととなるから、原告38及び原告39被相続人訴訟承継人原告38及び原告39の主張は理由がない。

8 原告1及び原告2の被告4に対する請求

(1)ア 原告1は、Gが、①電話料金が安くなる、②No.1物件にするとナンバーディスプレイサービスが受けられる、③液晶画面が見えやすい、④インターネットにも利用できる、⑤設置工事費の別途負担なし、⑥7年間保守付き、⑦原告1旧リース契約のリース残金は被告4が一括処理すると虚偽の勧誘を行った旨主張し、これに沿う陳述書の記載及び供述がある。

イ しかし、前記1(3)アのとおり、①電話料金は安くなったこと、②原告2自身は、ナンバーディスプレイサービスが受けられることがNo.1リース契約締結の動機とはなっていないこと（したがって、乙D11～13を採用しても訴訟の完結を遅延させることになるとは認められない。）、③及び④については、No.1リース物件は、液晶画面が見にくくなり、インターネットが利用できないといった事実を認めるに足りる証拠はなく、⑤原告2は、工事費はリース料に含まれていると認識していたこと、⑥No.1リース物件には、保守サービスが付けられていたこと、⑦Gは、原告2に対し、原告

1 旧リース契約の残金は被告4が一括して処理すること、現状リース解約金が新しいリース料に加算されることを説明し、被告4が原告1旧リース契約の解約金を負担すると説明していないことからすると、被告4が事実と異なる説明をしていたとはいえないことが認められ、前記1(3)ア認定の事実によっては原告1主張の事実を推認するには足りず、他に原告1が主張する事実を認めるに足りる証拠はない。

ウ したがって、原告1が、Gから虚偽の勧誘を受けたという主張は理由がない。

(2) 原告1は、Gが原告1に適合しない契約を締結させた旨主張するが、前記1(3)アのとおり、原告2は、昭和57年からコンサルタント業を営んでいることやGはNo.1リース契約締結の勧誘を数回にわたって行っていたことからすると、原告2の判断力に不足があり、また、No.1リース物件についての知識がなかったとはいえず、前記1(3)ア認定の事実によっては原告1主張の事実を推認するには足りず、他に原告1の事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、Gは、原告1に適合しない契約を締結させたとはいえない。

(3) 原告1は、Gが、原告2に対し、原告1旧リース契約を解約し、原告1旧リース契約の残リース料は被告4が負担すると虚偽の説明をした旨主張するが、これについては、(1)イ⑦のとおりである。

(4) 原告1は、Gが、迷惑を感じさせる仕方で勧誘した旨主張するが、前記1(3)ア(ア)のとおり、原告1と被告4は、昭和58年頃から取引があり、被告4からリース契約の仲介を受けていたことからすると、両社は継続的で良好な関係を築いていたというべきであり、Gが迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をしたとまではいえず、他に原告1の事実を認めるに足りる証拠はない。

(5) 以上より、原告1及び原告2の被告4に対する請求は理由がない。

9 原告6及び原告7の被告7に対する請求

(1) 前記1(3)オ(ア)ないし(ウ)のとおり、Hは、被告7の従業員に対し、No.5-

1 リース契約締結の勧誘を受けた際、工場では危険な作業をしており話を聞くことは危険である旨述べて、何度も帰るように求めたこと、被告7従業員は、退去を求められても帰らずに従来の電話が使えなくなるなどと説明してリース契約の勧誘を続けたことが認められる。また、No.5-2リース契約締結勧誘時にも、Hが、被告7従業員の勧誘により、身の危険を感じていたことが認められる。

(2) 被告7の従業員は虚偽の勧誘をしたことが明らかである上、Hに身の危険を感じさせるような勧誘を行ってNo.5-1及びNo.5-2リース契約を締結させたのであるから、被告7の従業員の行為は違法な勧誘といえ不法行為に当たるから、被告7は、原告6に対し使用者責任を負う。

(3) 原告6は、被告7従業員の違法な勧誘によって、No.5-1及びNo.5-2リース契約に基づきリース料合計332万2620円を支払っており、既払リース料の損害を被ったといえる。また、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して、弁護士費用は10万円とするのが相当である。

なお、被告7の従業員による勧誘行為によって、原告7が、財産的損害の賠償によっては償うことができない程度の精神的苦痛を被ったことを認めるに足りる証拠はない。

よって、原告7の被告7に対する不法行為に基づく慰謝料及びその余の弁護士費用の請求については、理由がない。

10 原告16の被告2に対する請求

(1) 故意、かつ、作為による不法行為

原告16は、被告2は、被告3と相互利用補充関係にあり、かつ必要不可欠な共同体であったとして、被告3の行為を被告2の行為と同一視すべきであると主張する。

しかし、証拠（乙M1、証人Y2）及び弁論の全趣旨によれば、被告2と被告3は別個独立の法人格を有し、組織形態、資本関係も異なることからす

ると、両者を同一視することはできず、販売店にとって卸売業者は必要不可欠な存在であることは社会通念上明らかであることからすると、被告2と被告3がその業務において利用補充関係にあるからといって、現行法制度上、法的責任も当然にそれに従うとはいえない。

したがって、原告らの主張は理由がない。

(2) 故意による不法行為

被告2は、被告2には被告3の違法行為を認識した場合には、リース契約の取次ぎを拒否する義務を負うところ、被告2は被告3の違法行為を認識していた旨主張する。

しかし、証拠（乙E3，M2，証人U）及び弁論の全趣旨によれば、No.14-1リース契約のリース料は280万4760円であるが、そのうち被告1と被告2との間のNo.14-1リース物件売買代金は216万3000円であったこと、リース料のうち115万9300円（税抜き）が残リースの解約金であったこと、No.14-1リース物件の市場価格は69万2000円であること、No.14-1リース契約のリース料には工事代金や被告3の手数料が含まれることが認められる。

市場価格とリース料を単純比較するという方法自体、リース契約の性質・内容に照らして不相当であり、また、No.14-1リース物件の前記各価格をみると、到底No.14-1リース契約の締結が暴利行為であったとはいえない。

また、本件全証拠によっても、IがJに対する違法な勧誘を行ったことを、被告2が認識していたと認めるに足りる証拠はない。したがって、被告2は、被告3の違法行為を認識していたとはいえず、取次を許否する義務を負っていたということはできないから、原告16の主張は、理由がない。

(3) 過失による不法行為

ア 商品売買基本契約書（乙E7）は、被告2が被告3に対して商品の売買及びそれに付帯する取引を主な内容とするもので、商品売買基本契約書上、

被告2が被告3を一般的に指導、監督することを定めた規定はなく、原則として指導、監督する義務を負わない。

もっとも、被告2と被告3は密接な関係にあることからすると、被告2が販売店の違法行為を知り、又は知り得たにもかかわらず漫然と原告16とNo.14-1リース契約を取り次いだというような特段の事情が認められる場合には、信義則上、被告2は、被告3を指導し、監督すべき義務を怠り、リース契約の取次ぎを拒否する義務を怠ったものとして、不法行為責任を負うと解するのが相当である。

イ 前記(2)のとおり、No.14-1リース契約は暴利であるとはいえないこと、No.14-1リース契約の締結は平成15年10月のことであって、販売会社の違法な勧誘行為が社会問題化する前であったこと、平成11年度から平成15年度までに消費生活センターに寄せられた被告3に対する苦情は1件のみであったことからすると、被告2が、被告3の違法行為を認識できた可能性があったとはいえない。

ウ したがって、上記特段の事情は認められず、原告の主張は理由がない。

(4) 被告2の使用者責任

原告らは、被告2と被告3は実質的には指揮監督関係にあった旨主張する。

しかし、(1)のとおり被告2と被告3は別個独立の法人格を有し、組織形態、資本関係も異なること、被告2は原則として被告3に対して管理義務を負わないことからすると、被告2が被告3を事実上指揮監督していたとはいえず、他に被告2と被告3が指揮監督関係にあることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告らの主張は理由がない。

11 原告16及び原告17の被告3に対する請求

(1) 前記1(3)セ(イ)のとおり、Iは、携帯電話への通話料が安くなるためリース料及び電話料金を含めた通信料が今より1500円程度安くなる旨述べたことが認められる。そして、No.14-1リース契約を締結したことによって

原告16の通信料が安くならなかったことからすると、Iは、Jに対し、虚偽の説明をしたといえる。

そうすると、Iの勧誘は、違法なものであったといえ、原告16に対する不法行為にあたるから、被告3は、原告16に対し、使用者責任を負う。

(2)ア これに対し、被告3は、①Iは、固定電話から携帯電話へかける際に自動的に安価な回線を選択するサービスを自動的に選択する機器があり、携帯電話への発信が多ければリース料が高くても、通信料が安くなることがあるが、発信が多くなければ経費削減にはならないことを説明した、②No.14-1リース物件を導入したことによって原告16の電話料金に変化したかどうか明らかではない、③原告16は、No.14-1リース物件や電話料金について不満を述べていなかった旨主張し、これに沿う乙E第8号証の陳述記載部分及び証人Iの証言がある。

イ しかし、①については、Iが証言するサービスが導入されたのはNo.14-1リース契約締結後であることからすると、客観的事実と整合せず、前記1(3)セ(i)認定と異なるIの証言及び乙E第8号証の陳述記載部分は、前記認定及びその認定に供した証拠関係に照らして採用することができず、他に前記認定を左右するに足りる証拠はない。

②については、固定電話の電話料金明細書(甲アイ22の1~3)と原告16銀行預金口座から支払われた電話料金(甲アイ8~12)が一致していることからすると、No.14-1リース物件を導入したことによって原告16の固定電話の電話料金が、平均しても1か月当たり7980円安くなったとはいえないことは明らかである。

③については、前記1(3)セ(i)のとおり、マイラインの施工後、電話料金が一定程度安くなったこと、Jは、電話料金を意識して確認していなかったこと(証人J)が認められるが、その事実をもって、Iの説明が虚偽ではなくなるということはできない。

ウ したがって、被告3の主張はいずれも理由がない。

(3) 原告16は、被告3の違法な勧誘によって、No.14-1リース契約に基づきリース料160万2720円を支払い、また、原告16は、被告1からNo.14-1契約に基づく未払リース料120万2040円の請求を受けており、未払リース料についても損害が現実化しているといえるため、280万4760円の損害を被ったといえる。また、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して、弁護士費用は5万円とするのが相当である。

なお、被告3による勧誘行為によって、原告17が、財産的損害の賠償によつては償うことができない程度の精神的苦痛を被ったことを認めるに足りる証拠はない。よつて、原告17の被告3に対する不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用の請求については、理由がない。

12 原告18、原告20、原告21及び原告22の被告5に対する請求

(1) 原告18について

ア 前記1(3)ソのとおり、被告5従業員のKは、平成13年2月頃、原告18宅を訪問し、原告18及びVに対し、電話料金が半額になります、電話機や工事費はただにします、電話機をもう1台つけますなどと説明をして、No.15リース契約を締結させたが、前記1(3)ソ(オ)のとおり、No.15リース契約に基づき設置された電話機全部のリース料を請求されており、電話機をただにするというKの勧誘は虚偽であり、違法なものであったといえ、不法行為にあたるから、被告5は、原告18に対し、使用者責任を負う。

イ 原告18は、被告5の違法な勧誘によって、No.15リース契約に基づきリース料64万3860円を支払っており、その既払リース料相当額の損害を被ったといえる。

また、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して、

弁護士費用は5万円とするのが相当である。

なお、被告5による勧誘行為によって、原告18が、財産的損害の賠償によっては償うことができない程度の精神的苦痛を被ったことを認めるに足りる証拠はない。よって、原告18の被告5に対する不法行為に基づく慰謝料の請求は、理由がない。

(2) 原告20について

ア 前記1(3)チのとおり、Lは、原告20から使用していた電話機に内線機能等の不要な機能があるとの不満を聞いていたにもかかわらず、原告20に適した機器に取り替える旨勧誘し、原告20に従前のリース契約の更新、書き換えだと思わせて、内線機能等を有するNo.17リース物件を設置させたことからすると、Lは、原告20の判断力不足に乗じて、No.17リース契約させたといえ、不法行為にあたるから、被告5は、原告20に対し、使用者責任を負う。

イ 原告20は、被告5の違法な勧誘によって、No.17リース契約に基づきリース料12万6240円を支払っており、その既払リース料相当額の損害を被ったといえる。

また、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して、弁護士費用は1万円とするのが相当である。

なお、被告5による勧誘行為によって、原告20が、財産的損害の賠償によっては償うことができない程度の精神的苦痛を被ったことを認めるに足りる証拠はない。よって、原告20の被告5に対する不法行為に基づく慰謝料の請求は、理由がない。

(3) 原告21及び原告22

ア 前記1(3)ツのとおり、Lは、原告22に対し、廃業すれば解約できる旨述べ、また、No.18リース契約締結時にリース料も上がらないと説明したことは虚偽であり、Lの勧誘は違法なものであったといえ、不法行為に

あたるから、被告5は、原告21に対し使用者責任を負う。

イ これに対し、被告5は、①Lは、No.18リース料は当初1万1700円であったにもかかわらず、原告22からの値下げ要求によって減額されており、リース料は据え置きであると説明していない、②原告22は、No.18リース契約を中途解約できないことを認識していた旨主張し、これに沿う陳述書記載部分（乙F9）がある。

しかし、①については、被告5が提出する設置施工・物件契約確認書のうち1通は日付が空欄であったり、新設備リース料金の記載方法が異なっていることからすると、前記1(3)ツの認定事実を覆すに足りない。また、②については、前記1(3)ツ認定のとおり、消費生活センターが受けた相談の中で、被告5について、いつ廃業するか分からないとセールスマンに言ったところ、いつやめても構わないと言われた、いつでも解約できると言われたが嘘であったとの苦情が寄せられていたこと、リース契約書に「リース期間中の中途解約はできない。」と記載されているが、原告22はリース契約書の申込欄の一部及び連帯保証人欄の一部しか記入しておらず、その記載位置からすると、前記1(3)ツ認定の事実を覆すに足りない。

ウ 原告21は、Lの違法な勧誘によって、No.18リース契約に基づきリース料31万5315円を支払っており、また、原告21は、被告1からNo.18リース契約に基づく未払リース料48万7305円の請求を受けており、未払リース料についても損害が現実化しているといえるため、80万2620円の損害を被ったといえる。

また、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して、弁護士費用は5万円とするのが相当である。

なお、被告5による勧誘行為によって、原告22が、財産的損害の賠償によっては償うことができない程度の精神的苦痛を被ったことを認めるに

足りる証拠はない。よって、原告22の被告5に対する不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用の請求については、理由がない。

13 原告19の被告6に対する請求

(1) 前記1(3)ツのとおり、Mは、原告19に対し、ルーターやモデムを変更すれば今使用している電話機でIP電話が利用できること、IP電話を利用するためにはリース契約とは別にプロバイダー契約を締結する必要があること、IP電話を利用するためにはNo.16リース物件のほかにVOIPルーターが必要であることを告げずに、IP電話にすれば電話代が安くなるとしてNo.16リース物件を勧めており、No.16リース物件の性能について事実と異なる説明したことが認められ、他に前記認定を左右するに足りる証拠はない。このように、Mは、No.16リース契約締結を決断するにあたって重要な事項について事実と異なることを告げたのであるから、違法な勧誘をしたといえ、Mはそれを認識していたといえる。したがって、Mの勧誘は不法行為にあたるから、被告6は、原告19に対し使用者責任を負う。

(2) 原告19は、被告6の違法な勧誘によって、No.16リース契約に基づきリース料21万8400円を支払い、また、原告19は、被告1からNo.16リース契約に基づく未払リース料35万4900円の請求を受けており、未払リース料相当額の損害が現実化しているといえるため、57万3300円の損害を被ったといえる。

また、事案の難易、請求額、認容された額その他諸般の事情を斟酌して、弁護士費用は5万円とするのが相当である。

なお、被告6による勧誘行為によって、原告19が、財産的損害の賠償によつては償うことができない程度の精神的苦痛を被ったことを認めるに足りる証拠はない。よって、原告19の被告6に対する不法行為に基づく慰謝料及び弁護士費用の請求については、理由がない。

14 原告23及び原告24の被告8に対する請求

(1) 原告 2 3 及び原告 2 4 は、N が、多忙で十分な話を聞く時間もなかった原告 2 4 に対し、執拗な勧誘を行い、十分な説明のないまま付加機能を設定し、不注意につけこんで高額で不要な契約をさせた旨主張し、これに沿う陳述記載部分(甲 B セ 9) 及び供述がある。

しかし、前記 1 (3) テ認定のとおり、N は、原告 2 4 から複合機が欲しいと言われてパンフレットを渡した上で複合機の説明をしたこと、N は、原告 2 4 から契約全体を任せる旨述べられたことからすると、原告 2 4 は、N から説明を受けた上で、No. 1 9 リース契約を締結したといえる。

よって、前記 1 (3) テ認定と異なる原告 2 4 の供述及び甲 B 第 7 9 号証の陳述記載部分は、前記認定及びその認定に供した証拠関係に照らして採用することができず、他に前記認定を左右するに足る証拠はない。

したがって、原告 2 3 及び原告 2 4 の主張は理由がない。

(2) 原告 2 3 及び原告 2 4 は、N が連帯保証契約書を偽造した旨主張し、陳述書(甲 B セ 9) の記載及び供述がある。

しかし、連帯保証人欄の記載事項は、N には知り得ない事項も含まれていること(甲 B セ 1 0)、リース契約書の控えを受け取れば、連帯保証人欄に記入されていることに気づくのは容易であるにもかかわらず、これに気がつかなかった(原告 2 4 本人) とするのは不合理であること、原告 2 4 が、会社の記名印といった重要な物を N に預けてリース契約書を作成させた(原告 2 4 本人) とすることも、原告の事業者としての立場からすると極めて不合理である。

そうすると、リース契約書に事実と異なる点が記載されていることや原告 2 4 自身がリース契約書に署名押印していないことを考慮しても、前記 1 (3) テ認定と異なる原告 2 4 の供述及び甲 B セ 第 9 号証の陳述記載部分は、前記認定及びその認定に供した証拠関係に照らして採用することができず、他に前記認定を左右するに足る証拠はない。

したがって、No.19リース契約に基づく原告23の債務についての連帯保証契約にかかる契約書を偽造したとの原告24の主張は、理由がない。

(3) 以上より、原告23及び原告24の被告8に対する請求は理由がない。

15 原告らの被告1に対する債務不存在確認の訴え

原告5のNo.4-1ないしNo.4-3リース契約、原告6のNo.5-1及びNo.5-2リース契約は、被告1において、リース料全額の支払を受けたことを争っておらず、確認の利益を欠く。

その余の原告らについては、原告らが被告1との間で締結したリース料等の支払を求める反訴が提起されている以上、確認の利益を認めることはできない。

したがって、原告らの債務不存在確認の訴えは、不適法として却下を免れない。

第2 乙事件

1 本件各リース契約のうち成立を争っているNo.5-3リース契約、No.19リース契約に基づく連帯保証契約、No.21リース契約、No.22-1リース契約、No.22-2リース契約、No.24-1リース契約、No.24-2リース契約及びNo.24-3リース契約については、前記1(3)オ、テ、ナ、ニ及びネのとおり、その成立が認められ、その余の請求原因事実は当事者間に争いが無い。

2 前記第1, 4(過失による不法行為)(2)のとおり、原告6(No.5-4リース契約)、原告9(No.8リース契約)、原告11(No.9-2ないしNo.9-4リース契約)、原告40(No.7リース契約)、原告13(No.11リース契約)及び原告8(No.6リース契約)は、被告1の販売店管理義務違反によってリース契約を締結したのであるから、被告1は、信義則上、上記原告らの各リース契約に基づいて、リース料金を請求することはできないというべきである。

したがって、被告1の前記各リース契約に基づく請求は、いずれも理由がない。

3 前記2記載のリース契約を除いたその余の原告らの本件各リース契約につい

ては、前記第1, 7 (予備的主張) (3) (クーリング・オフ) エ (ア) ないし (ノ) のとおり、クーリング・オフによる解除が認められる原告らの抗弁は理由がある。

したがって、被告1の、原告3 (No.2-2リース契約)、原告4、原告5、原告14、原告15、S、原告18、原告20、原告27、原告28、原告30、原告31、原告32、原告37に対する反訴請求は、いずれも理由がない。

第3 結論

1 以上検討したところによると、原告らの請求を認容する部分 (被告1の過失による不法行為、クーリング・オフによる解除、各提携販売店の不法行為) は、以下のとおりである。

(1) 被告1に対する請求

- ア 原告6に対し、19万2935円及びこれに対する平成18年10月19日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金
- イ 原告9に対し、77万5340円及びこれに対する平成17年11月16日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金
- ウ 原告11に対し、43万8160円及びうち9万0090円に対する平成17年12月5日から、うち24万1920円に対する平成18年3月3日から、うち6万6150円に対する平成18年3月31日から各支払済みまで年5%の割合による遅延損害金
- エ 原告13に対し、40万7500円及びこれに対する平成17年11月4日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金
- オ 原告8に対し、24万0500円及びこれに対する平成18年4月25日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金
- カ 原告3に対し、17万0520円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金
- キ 原告4に対し、101万2305円及びこれに対する平成20年4月2

9日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

ク 原告5に対し、151万5780円及びこれに対する平成20年2月2

7日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

ケ 原告14に対し、9万4185円及びこれに対する平成20年2月27

日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

コ 原告15に対し、48万2160円及びこれに対する平成20年2月2

7日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

サ 原告18に対し、64万3860円及びこれに対する平成20年2月2

7日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金（被告5との連帯債
務）

シ 原告20に対し、12万6420円及びこれに対する平成20年2月2

7日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金（被告5との連帯債
務）

ス 原告27に対し、20万2335円及びこれに対する平成20年2月2

7日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

セ 原告30に対し、19万3200円及びこれに対する平成20年2月2

7日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

ソ 原告31に対し、99万8970円及びこれに対する平成20年2月2

7日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

タ 原告32に対し、117万5340円及びこれに対する平成20年4月

29日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

チ 原告37に対し、116万4240円及びこれに対する平成20年4月

29日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

(2) 各提携販売店に対する請求

ア 被告5

(ア) 原告18に対し、69万3860円及びこれに対する平成13年3月

8日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金（ただし、64万3860円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告1と連帯）

(イ) 原告20に対し、13万6420円及びこれに対する平成17年1月25日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金（ただし、12万6420円及びこれに対する平成20年2月27日から支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告1と連帯）

(ウ) 原告21に対し、85万2620円及びこれに対する平成16年8月24日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

イ 被告7

原告6に対し、342万2620円及びうち192万8660円に対する平成15年2月4日から、うち149万3960円に対する平成15年6月25日から各支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

ウ 被告3

原告16に対し、285万4760円及びこれに対する平成15年11月10日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

エ 被告6

原告19に対し、62万3300円及びこれに対する平成15年11月7日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金

2 原告らの請求を棄却する部分は、以下のとおりである。

(1) 被告1に対するその余の請求

(2) 被告4に対する請求

(3) 被告8に対する請求

(3) 被告5，被告7，被告3，被告6に対するその余の請求

3 原告らの債務不存在確認についての訴えは、これを却下する。

4 被告1の反訴請求を認容する部分は、以下のとおりである。

- (1) 原告3に対する71万9250円及びうち68万5000円に対する平成19年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金
- (2) 原告6及び原告7に対する233万3100円及びうち222万2000円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（連帯債務）
- (3) 原告11及び原告12に対する118万1460円及びうち112万5200円に対する平成19年10月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（連帯債務）
- (4) 原告23及び原告24に対する273万7350円及びうち260万7000円に対する平成20年1月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（連帯債務）
- (5) 原告1及び原告2に対する57万7500円及びうち55万円に対する平成18年2月7日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（連帯債務）
- (6) 原告42及び原告43に対する61万7400円及びうち58万8000円に対する平成18年10月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（連帯債務）
- (7) 原告16及び原告17に対する156万7440円及びうち149万2800円に対する平成19年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（連帯債務）
- (8) 原告19に対する35万4900円及びうち33万8000円に対する平成18年8月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金
- (9) 原告21及び原告22に対する48万7305円及びうち46万4100円に対する平成19年6月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（連帯債務）
- (10) 原告25及び原告26に対する212万9400円及びうち202万8

000円に対する平成18年5月9日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（連帯債務）

(11) 原告29に対する145万3620円及びうち138万4400円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金

(12) ア 原告33に対する12万0015円及びうち11万4300円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（ただし、うち6万0007円及びうち5万7149円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金の限度で原告34との連帯債務、うち各3万0003円及びうち2万8574円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金の限度で原告35及び原告36と連帯債務）

イ 原告34に対する6万0007円及びうち5万7149円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による金員を（全額について原告33と連帯債務）

ウ 原告35及び原告36に対する3万0003円及びうち2万8574円に対する平成19年8月7日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（原告33と連帯債務）

(13) ア 原告39に対する162万0675円及びうち154万3500円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（ただし、81万0337円及びうち77万1750円に対する平成18年12月5日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金の限度で原告原告原告38及び原告39被相続人訴訟承継人原告38と連帯債務）

イ 原告38及び原告39被相続人訴訟承継人原告38に対する81万0

337円及びうち77万1750円に対する平成18年12月5日から
支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金（原告39と連帯債
務）

- 5 被告らの原告らに対するその余の請求を棄却する。
- 6 被告1と被告5は、同一の損害をそれぞれの立場で補填すべき義務を負い、
不真正連帯債務になるというべきである。

なお、平成20年（ワ）第73号、同第3924号、平成22年（ワ）第2
891号の原告44についての事件は取下げによって終了し、平成20年（ワ）
第73号、平成22年（ワ）第2891号、平成22年（ワ）第12004号
の原告45、原告46及び原告47についての事件は平成23年7月14日、
訴訟上の和解をした。

- 7 よって、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第12民事部

裁判長裁判官 高 橋 文 清

裁判官 鎌 田 咲 子

裁判官山地修は、転補のため署名押印することができない。

裁判長裁判官 高 橋 文 清